

大阪学院大学

国際学論集

第27巻第1・2号 2016年12月

論 説

ポール・W・シュローダーの国際政治史：勢力均衡論から共有覇権論へ
..... 根無 喜一—— 1

ジュトランド論争とハーパー・レコード
..... 山口 悟—— 77

会員業績..... 107

大阪学院大学国際学学会

ポール・W・シュローダーの国際政治史： 勢力均衡論から共有覇権論へ

根 無 喜 一

Paul W. Schroeder's International History: From the Balance of Power to the Shared Hegemony

NENASHI KIICHI

ABSTRACT

Paul W. Schroeder began his academic work in the latter half of the 1950s. He is famous for his unique view of modern European history, which included the Vienna Settlement. His first book dealt with the Axis alliances and Japanese-American Relations. Therein, he showed his distinguished expertise as a revisionist historian. Leaving this theme, Schroeder struggled to investigate modern European international history through a systematic approach. He thought that he would succeed the Rankean school of international history legitimately in the essentials and transcend nineteenth-century style. Schroeder's book entitled Metternich's Diplomacy at its Zenith, 1820-1823 was published in 1962. Though he still argued that the Vienna System revived the eighteenth-century pentarchy of five great powers, he devised a departure advocating that, in Germany, Austria as a senior partner was safe from Prussian challenge to her hegemony and dominance since the dynastic ties with Tuscany in Italy were complete. His thesis concerning the international system began to change after the Fischer Controversy. In the first half of the 1870s, Schroeder shifted from the conventional way of thinking to a novel one. He argued that the balance of power of the eighteenth century exhibited the fearful cycle of competition among the great powers; the victims were the weaker and smaller states. Although the pure balance of power was

operating in the early nineteenth century, something besides the balance of power was at work, according to Schroeder: the prevailing conservative spirit or concert system in the aftermath of the Revolutionary and Napoleonic wars. In his famous book, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert* (1972), Schroeder explained his theory effectively.

In the 1980s and 1990s, Schroeder's unique interpretation of international history was deepening and maturing. The balance of power politics in the eighteenth-century was competitive and conflictual. Regarding the period from the Congress of Vienna to at least 1848, Schroeder's argument was that the new European order was based not on a balance among the five great powers, but on the "shared hegemony" of the two flanking powers, Great Britain and Russia (Ingrao). These two flanking powers contributed stability and peaceful solutions in the face of controversial issues. As Levy has suggested the situation illustrated the hegemonic theory, in that many subordinate and great powers benefit from a system of order and align with the hegemon. Under the hegemonic system, stability could be maintained more easily than in a scenario characterized by a pure balance of power. Transformation was brought about not only in terms of the power-political structure but also in terms of the collective mentality of most statesmen in Europe in the early nineteenth-century. The Napoleonic Wars convinced them to give up the policy of competitive balance. The impressive thing about their behavior was that they were prepared to waive their individual interests in the pursuit of an international system (F. H. Hinsley). Schroeder argues that an international system consisted of the understandings, assumptions, learned skills and responses, rules, and procedures that states had attained at the Congress of Vienna. He calls this type of balance political equilibrium, as, contributed to the nineteenth-century's peace and stability. Even Bismarck had to consider the restraint of equilibrium in the 1870s and 1880s.

Schroeder not only brought this novel thesis of international history forward, but he criticized the "primacy of domestic policy," which flourished in the 1970s and 1980s. Those associated with the primacy of domestic policy school argued that traditional political historians supported the Rankean primacy of foreign policy, which was not suitable as a method analyzing political history. Schroeder challenged new history and social history, which

emphasized that international history dealt with a kaleidoscope of events, and told us nothing new, that it recorded what one clerk said to another clerk. By refuting these historians, Schroeder developed and expanded his original thesis. He endeavored to pursue the original logic regarding international history, which he viewed as exceeding the Rankean interpretation. One of Schroeder's aims was to restore international history as an independent historical field. Schroeder's provocative argument stirred many historians and political scientists. Though they generally disagreed with Schroeder's theory, they accepted his important and main points. Thus, Michael Sheehan wrote *The Balance of Power: History and Theory* in 1996. H. M. Scott also published *The Birth of a Great Power System 1740-1815* in 2006. *The Primacy of Foreign Policy in British History, 1660-2000* was edited by William Mulligan and Brendan Simms and published in 2010. One of the contributors masterfully introduced Schroeder's argument: "I would align myself with Paul Schroeder's position, I posit that international politics are "inextricably interwoven, with other parts of collective human endeavor."

はじめに

イリノイ大学の名誉教授であるポール・W・シュローダーは、外交史家・国際政治史家、国際政治の理論家などいくつかの研究分野をもち、それぞれで高い評価を受けている。かれを知る政治学者たちは「その主題へのアプローチがポール・シュローダーよりも刷新的で、想像力豊かで、博学な国際関係分野での歴史家を知らない」¹⁾と、その強い個性とオリジナリティを称賛する。シュローダーの研究すべてにあたることはできないので、本稿ではかれのウィーン・システム論を中心に、その強い個性やオリジナリティを考えてみたい。かれは、「ナポレオンに対する連合は共通の目標がなかったために挫折したとか、ウィーン会議は移行期ではなく18世紀の世界秩序への先祖返りだった」という在来の議論に挑戦して、後述するようにそこに独自の解を与えることに成功した²⁾。

シュローダーは研究者としての著述生活を、ウィーン・システムや18世紀・19世紀の近代ヨーロッパ国際政治史から開始したわけではなかった。かれは1956年から57年にかけてフルブライト・スカラーとしてオーストリア留学を経験する。1958年に出版された研究は、『枢軸同盟と日米関係、1941年』³⁾であった。この著作においてシュローダーは従来の一国史的史観から離れ、三国同盟と日米関係といった国際政治史的視座を重視し、日独関係と日米関係の反比例関係を論証した。以下のような点が強調される。「枢軸同盟はアメリカの参戦の口実に過ぎず、真の理由は中国問題であった。強硬な対日政策を推進したアメリカの責任者はハル国務長官であり、ハルの硬直性の中に、日米関係破局の真因が潜んでいた」と⁴⁾。こう

1) David Wetzel, Robert Jervis, and Jack S. Levy (eds.), *Systems, Stability, and Statecraft: Essays on the International History of Modern Europe Paul W. Schroeder*, Palgrave Macmillan, 2008 (Digital Printing, 1st ed., 2004), p.1. 以下 *Systems, Stability, and Statecraft* として引用。

2) *Systems, Stability, and Statecraft*, pp.2ff.

3) Paul Schroeder, *The Axis Alliance and Japanese American Relations, 1941*, Cornell University Press, 1958. アメリカ歴史学協会よりビヴァリッジ賞受賞。

4) 義井博『日独伊三国同盟と日米関係 太平洋戦争前国際関係史の研究』1986年(増補版 初版1977年) 1, 14ページ。 *Ibid.*, pp.200, 203.

した視点や議論はおそらく現在のアメリカでも異色なのではないだろうか。当時としてはまさにリヴィジヨニストと呼ぶに相応しい著作である。

しかしシュローダーのこの方面の研究は、必ずしも以降つづけられたわけではなかった。かれの国際政治史はヨーロッパ近代へと向かったのである。オーストリア留学で得た知見とそこでの膨大な史料蒐集が、この方面で目ざましい活躍と独自の国際政治史の構築を促し、そこでの成功を可能にさせたのであろう。かれは国際政治史に関して1997年に、『国際政治とドイツ史』所収の論文「国際政治史の成否如何」でこんな感想をつづった。「これは通常の批判——国際政治史〔International History〕は表面的で、事件の万華鏡的な混乱を取り扱い、われわれには何も新しいものを語らず、一人の書記官が他の書記官に述べたものの記録にすぎず等々——に対して国際政治史の擁護として意図されたものではない。国際政治史への伝統的な外交史アプローチがしばしば木を見て森を見ずであることが真実ならば、マルキストは少なくともしばしばそうであるように根を見て森を見ずだし、アナール派〔Annaliste〕はトータルで包括的な景色を見て森を見ずで、社会構造史〔Gesellschaftsgeschichte〕は材木を見て森を見ずということになる。国際政治史が表面的であり、問題と史料に関して狭い領域に拠っていると苦情を言う人々は、たんにそれによってレーオポルト・フォン・ランケ——ランケは決して狭隘な歴史家などではないのだが——の時代以来、かれらが国際政治史が変化した道のりをほとんど理解していないことを示すばかりなのである。今日その名に値するどんな国際政治史家も、対外政策と国内政治の相互依存に異を唱えはしないし、国際政治史における社会的・経済的諸力の重要な役割を否定などしない、少なくともこれらの研究者たち全員、社会的・経済的要件を考慮に入れて国際政治史を叙述する。国際政治史家はなお、〔対外政策の優位 Primat der Aussenpolitik〕というランケの原則がそうだったように、国民国家の形成とかれらの権力・独立希求を歴史の中心テーマと見なしているが、それを歴史の背後で歴史を動かす要因であるとは信じているわけではない。かれらはただ対外政策が依然として歴史における動因かつ重要なテーマであり、多くの他の歴史上のテーマや歴史的諸力——社会、文化、経済、国内政治

——は、複雑に国際政治史に結び付けられ、それによって基本的に影響されていると主張するのである」⁵⁾。

ここで述べられていることは明らかに国際政治史の復権を目指す決意であって、シュローダーがこの論文を書いた頃には、国際政治史家も他の歴史分野の影響を受けそれらの栄養分を選択的に吸収してきたことが見てとれる。つまりシュローダーは近代ヨーロッパ史を自身のテーマに選びつつ、当時〔1950年代～60年代〕アナール派などが隆盛へと向かう傾向の後塵を拝することになった、この分野の再生を企図していたのだった。そのために後年のシュローダーは集合心性という社会史的な用語を国際政治史に持ち込むことを辞さなかった。それはかれおよび国際政治史全体に大きな収穫をもたらすことになる。

問題は新しい議論を吸収・咀嚼するということにつきるものではなかった。ルイ14世時代のフランスの膨張主義からはじめ、勢力均衡によってやがて18世紀中頃には五大国〔イギリス・フランス・オーストリア・プロイセン・ロシア〕体制〔Pentarchy〕が成立して、ナポレオンによる覇権獲得の野望が被征服諸国民の国民精神の若返りによって打倒された経緯を「列強論」〔1833年〕で描き、それをヨーロッパ国家系〔Staatensystem〕つまり一つのシステムとして捉えたランケ⁶⁾の国際政治史を、いかに時代

5) Systems, Stability, and Statecraft, p.268. Cf., Schroeder, The Transformation of European Politics 1763-1848, Clarendon Press · Oxford, pp.ix-x.

6) 林健太郎「ランケの人と学問」林健太郎編『世界の名著 続11 ランケ』中央公論社 1974年 22-23ページ。ランケの国際政治思想を「精神的な秩序形成力」という観点から再検討すべきと主張し、国際政治を「国家理性の闘争の場」としてだけでなく、「普遍主義相互の角逐と総合の場」として捉えるドイツの国際政治観の原型と考え、こうした点からしてドイツ正統史学の系譜のみならず、ドイツ国際政治学の系譜にいても「ランケの学」は継承されていると見る大原の見解は、シュローダーとランケの国際政治史を関連づけて考える上でもきわめて重要な視点である。大原俊一郎『ドイツ正統史学の国際政治思想——見失われた欧州国際秩序論の本流——』ミネルヴァ書房 2013年 第2章とりわけ64-65ページ。また、「列強論」においてランケはフランス革命の百年前からのヨーロッパ列強の歴史を叙述して、フランス革命につづくフランスの優越的地位に対抗するべく、「各国の国民性を若返り、澁刺たる生気を回復し、新しい展開を見せた」と述べる。これはつまるところ「歴史的発展の実相」を明らかにすることに他ならない。この点に関して、村岡哲

に即して継承するかという問題があったからである。くしくも1962年と1963年にはこの意味で一時代を画する研究が明らかにされる。前者はシュローダー自身の『頂点におけるメッテルニヒ外交』で、かれはここでメッテルニヒが19世紀前半のヨーロッパの平和と安定に寄与したことを認めつつも、かれの偉大さはヨーロッパ的な原則に則っていたのではなく、そうした原則の装いでオーストリアの利益をまもったことであると述べた⁷⁾。その場合シュローダーはランケが見落としていたヨーロッパの地域的な覇権、とりわけオーストリアのイタリアでのそれを明らかにした⁸⁾。ヨーロッパ国家系の精密化と言ったらよいのであろうか。後者について言えば、ハリー・ヒンズリーの『権力と平和の模索』を挙げねばならない。ヒンズリーはこの名著の序文で書いている。国際政治史は「歴史的事実の理解と説明という点では、一三〇年前、フォン・ランケ〔1756-1886〕以降、大して進歩していないのである。たしかに、国際関係の本質と発展に関する理論が各種提起され、有益な洞察がなされているが、……真の意味での探求がランケ以降なされていないのである」⁹⁾。そしてヒンズリーは、訳者の佐藤恭三が言うように、「ルソー的悲観主義ではなく、カント的理想主義と現実主義に主権国家間における平和の可能性を見出し、そこを立脚点に据えつつ現代にいたる平和構想に内在する問題点を指摘する」¹⁰⁾。ヒンズリー自身はさらにこんな言葉で自著の説明をしている。「国際関係論を…より科学的なレベルに引き上げるための努力を怠ってはならない。／〔それゆえ〕ここでは、思想史、科学史、外交史、社会史、法制史、そ

『レーオポルト・フォン・ランケ』創文社 1983年 116ページ。以上の点もふくめてランケがナショナリズムとインターナショナリズムをたくみに結びつけたという主張に関して以下を参照。

T. H. von Laue, *Leopold Ranke: The Formative Years*, Princeton, 1950, pp.102, 112.

7) *Metternich's Diplomacy at Its Zenith, 1820-1823*, University of Texas Press, 1962. なお本稿ではPaperback reprintの1976年版を使用。同リプリント版の背表紙のコメント。

8) *Ibid.*, p.ix.

9) ハリー・ヒンズリー〔佐藤恭三訳〕『権力と平和の模索』勁草書房 2015年 5-6ページ。

10) 同上書「あとがき」。555ページ。

の他いまや急速に専門分野化されつつある世界史などの歴史研究諸分野に関する私自身の研究成果を踏まえて、近代における国際関係システムがどのように変容¹¹⁾してきたのかを理解するための総合の試みがなされる」と¹²⁾。

五大国システムは19世紀に成立したのではなく、その起原は18世紀中葉以降であることを論証し、その頃からヨーロッパ国際政治は啓蒙主義、とりわけ「官房学」〔Camerarism〕の影響下にドイツで発達した「国家学」〔Staatenkunde〕によって、より合理化され大国の国益主義が露骨になったことを明らかにしたスコットは、『大国システムの誕生 1740-1815年』〔2006年〕¹³⁾の文献解題において、国際システムの本質と国際関係の言語における18世紀中葉の変化に関してランケの影響を認める。かれは自身の『東方列強の出現 1756-1775年』の序文でさらにこの点を掘り下げて捉える。いわく大国システムのこの時代における稼動については、1833年初出のレーオポルト・フォン・ランケの「列強論」とアルベール・ソレルの『ヨーロッパとフランス革命：アンシャン・レジームの政治的伝統』という二点の19世紀の国際政治を扱った傑作・古典において今でももっともよく叙述されていると。ソレルはさておき、現代イギリスの歴史家スコットによってもランケの国際政治史は現在でも重視されていることがわかる。このランケが「列強論」で強調したのが、18世紀中頃に成立した五大国システムとこのシステムがナポレオン戦争後に新たな国民精神によってよみがえったという点であった。じっさい今でもウィーン・システムを研究する多くの学者によって、五大国の勢力均衡は重視され続けている。もっともさまざまな点でランケの議論には、ヒンズリーが述べたように多くの重要な修正が加えられてきてはいるのであるが。

11) evolution 発展とか進歩。シュローダーはこれに対応する言葉として transformation を使用。

12) 同上書7ページ。Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace*, 1967 (First Paperback edition, 1st ed. 1963), p.6.

13) H. M. Scott, *The Birth of a Great Power System 1740-1815*, Person Education Limited, 2006, p.389. Scott, *The Emergence of the Eastern Powers, 1756-1775*, Cambridge University Press, 2001, pp.1-10.

ここでシュローダーの議論が精彩をはなつことになる。『メッテルニヒ外交の頂点』ではなお、五大国論や18世紀の勢力均衡の回復がウィーン・システムの要諦であると述べられるが、そこではまた地域覇権論などの新機軸への胎動が読み取れるのである。その後十年～二十年の間にかれの議論は大きく変容して、ウィーン・システムの平和と安定に寄与したものは英露という両翼国家からなるヨーロッパ・システムであるとして、シュローダーは一種のヒエラルキー秩序の役割を強調し、ランケ流の水平的勢力均衡論とは異なった視点を提示した。シュローダーの議論はおそらく、デヒーオの「両翼国家」の概念からヒントを得たのではないかと思われる。デヒーオは第二次大戦後すぐに出された『均衡か覇権か』¹⁴⁾で、ランケの国際政治史に敬意を払いつつも、近代ヨーロッパの勢力均衡を維持した国として、生粋のヨーロッパ大国と見なされえない「外部の強国」と、そこから補給される資源がヨーロッパでの覇権国家の出現を防ぎ、勢力均衡がまもられたのだとする新たな議論を展開した¹⁵⁾。ランケは18世紀以来アメリカやロシアの果たした役割を軽視し、ヨーロッパ強国のみに注目することが多かった。両翼国家の東の雄としてのロシアの重要性もさることながら、デヒーオはとりわけ海洋国家とか海洋支配の枢要な意義を注視していた。これはイギリスの歴史家ジョン・ロバート・シーリー〔Sir Robert Seeley 1834-95〕の影響だと自ら認めるところである¹⁶⁾。またデヒーオはこうした両翼国家をヨーロッパ近代のみならず、古典古代のギリシア世界でのアテネとスパルタの関係にまで遡上させる。ヨーロッパ近代史ではカール5世、フェリペ2世、ルイ14世、ナポレオン、ヴィルヘルム2世、ヒトラーの覇権獲得を阻止したのは、西方でのイギリスやアメリカ、東方でのトルコやロシアであったとデヒーオは論じたのだ¹⁷⁾。この両

14) L. Dehio, *Gleichgewicht oder Hegemonie, Betrachtungen über ein Grundproblem der neueren Staatengeschichte*, Scherpe-Verlag, Krefeld, 1948. 英訳は、Charles Fullman 訳で以下のタイトルである。The *Precarious Balance Four Centuries of the European Power Struggle*, Alfred A. Knoff, Inc., 1962.

15) 英訳 *Ibid.*, pp.8-9. 義井博 前掲書 268ページ。

16) *Ibid.*, pp.13-14.

17) 参照 義井 前掲書 269ページ

翼国家をヨーロッパ史全体にまで拡大し、覇権への努力と勢力均衡回復・維持への努力〔これに両翼国家が貢献〕が循環するという歴史観に対して、シュローダーは強く反発して、デヒーオとは異なる発展段階史の議論によって、つまり18世紀と19世紀を峻別することによって、近代ヨーロッパ国際政治史を樹立しようとしたのであった。シュローダーは1986年に『ワールド・ポリティクス』誌上で、「デヒーオたちは、19世紀国際システムを究極には敗北させられ勢力均衡の復活がなされる、さまざまな国家の一連の覇権ないし優越獲得競争と考えた。この論点は他の時代には合致するかもしれない〔ここでも重大な疑念がある〕が、19世紀にはこれはあてはまらない」と述べている¹⁸⁾。

シュローダーがランケを意識しつつ批判的に修正したのは、こうした力学的国際政治構造につきるものだけではなかった。それは政治家の心性〔集合心性と言ったほうがよい〕の変容に関する議論である。もちろんランケも「列強論」で、諸大国がフランスの優越の中から高い自律性（国民精神もふくめて）を勝ちとったのが18世紀で、各国の国民精神が若返り、新しい発展を遂げたのがフランス革命後の世界であるとして、国民精神の重要性を強調している¹⁹⁾。ヒンズリーも『権力と平和の模索』で近代国際政治史の歴史過程のなかで、勢力均衡に対する考え方が18世紀と19世紀では異なったものになったのだと説く²⁰⁾。その他の国際政治史の研究者もこの時代に関しておおむねこうした方向での議論を展開しているようである。ただシュローダーはこうした議論を煮詰めてより整理し、きわめて明示的に示したのであった。18世紀的な露骨な権力政治が19世紀には異なったシステムとなった点について、ヴェッツェル、ジャーヴィス、レヴィらが共同執筆したシュローダー論文集の「序文」で、以上の事実はこんな風に描かれている。「シュローダーは、ウィーン会議後に現れたのは基本的に異なったシステムであると言う。このシステムを違うものにし、19世紀

18) Schroeder, "The 19th-Century International System: Changes in the Structure," Peter H. Wilson (ed.) *Warfare in Europe 1815-1914*, Ashgate, 2006, pp.12-13.

19) ランケ〔村岡哲訳〕「列強論」。林健太郎編『世界の名著 続11ランケ』78ページ。

20) ヒンズリー『権力と平和の模索』293-94ページ

のより大きな安定を説明するものは、主として〔政治思考の変容 transformation of political thinking〕なのである。そこでは政治指導者たちはバランスと均衡〔equilibrium〕を新しい方法において捉えたのであった。シュローダーは、これは「すぐれてバランスのモラル、法律的、社会・共同体的なモデルであり、そこでは均衡は全体としてまっ先に政治的、社会的秩序の維持と、法的に樹立された秩序をまもることにおいてすべての国家が一体となることを要求されるのである」と言う。それは「勢力均衡と言うよりも〔諸国家のウィーンの取決めへの〕満足したバランスであり、権利と義務のバランスであり、〔国際的な〕パフォーマンスとその報酬のバランスであった」²¹⁾。

シュローダーの『頂点におけるメッテルニヒ外交』では、こうした観点はあまり明らかにされてはいなかった。いくつかのシュローダーらしさの萌芽は見られるものの、まだ伝統的な勢力均衡論と五大国協調論で整理された作品であった。では一体シュローダーはその国際政治史への見解をいつごろから変容させたのであろうか。その点を考える前に、1960～1970年代のドイツの第一次大戦起原論をめぐる歴史書について瞥見しておこう。

1961年にフリッツ・フィッシャーが『世界強国への道』²²⁾を著して、1914年の戦争に対するドイツの決定は侵略の主意的な行動であるばかりでなく、本国での社会・経済危機から国民の気をそらしたいという願望によって動機づけられていたと論じた。このことがかの「フィッシャー論争」〔Fisher's Controversy〕を引き起こしたことはあまりにも周知のことであろう。1973年にはハンス・ウルリヒ・ヴェーラーは、名著『ドイツ帝国 1871-1918年』²³⁾で、企図された「国内政策の優位」〔Proimat der Innenpolitik〕論を明らかにした。この議論においてヴェーラーは、ドイツの対外政策はたくみに国内政治上の諸目標とドイツのエリートの諸問題に従属させられていると主張したのだった。かくて1970年代の終わりまで

21) *Systems, Stability, and Statecraft*, p.5.

22) *Der Griff nach der Weltmacht*, Düsseldorf, 1961. 村瀬興雄訳『世界強国への道』全2巻 岩波書店 1972-83年。

23) Wehler, *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen, 1973. 大野・肥前訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社 1983年。

に、対外政策の亡霊が厄介もの扱いされるという「新たな正統主義」が出現することになる²⁴⁾。これらは国際政治史内部での、つまり言うなれば、ドイツ正統史学における正統と異端または新たな正統の問題であったが、さらにこの時代にはこれらとはまったく趣きを異にする新規な歴史学の台頭を見た時代であった。ニュー・ヒストリーというのは、ジェンダーの歴史、ニュー・ソーシャル・ヒストリー、ボトム・アップからの歴史という類のものだった。これらの新しい史学側から伝統的な国際政治史は、表面的な皮相にすぎずあまり役にはたさない古風な歴史叙述にすぎないという厳しい批判が相次いだ²⁵⁾。

シュローダーは1972年の『ジャーナル・オブ・モダン・ヒストリー』誌上で、フィッシャーに敬意を払いつつも以下のような皮肉っぽい批判を寄せている。「かれ〔フィッシャー〕は他の勢力の政策に関する多くの苦慮や取組みを考へることなく、ドイツの好みは何であったのかをわれわれに伝えることはできるかも知れない〔この点ですら、比較的な次元は欠落しているが〕。けれどもかれは、つねにそうしたように、ドイツの政策はかれがなしたよりもずっと多くの調査をすることなしに、他の列強に対して決定的であったと考へることはできない。さらに〔内政の優位〕というフィッシャー自身の原則はかれをして、ドイツについて論じたことを適用すれば、ドイツのように、基本的にはドイツの行動に応答したのではなくむしろ、他の列強も主として自分独自の動因からことを起こしたという考へに導くのではないか」²⁶⁾。一方シュローダーの社会史への対応姿勢は以上とは少々異なっているし、それへの応答の時期も少々遅いものとなった。かれはすでに1972年に上梓された労作『オーストリア、イギリスとクリミア戦争：ヨーロッパ協調の崩壊』のなかで、「外交システムと行動様式」

24) Benda Simms and William Mulligan, "Introduction", William Mulligan and Brendan Simms (eds.), *The Primacy of Foreign Policy in British History, 1660-2000: How Strategic Concerns Shaped Modern Britain*, Palgrave Macmillan, 2010, p.1.

25) Cf. Schroeder, "Does the History of International Politics Go Anywhere?", *Systems, Stability, and Statecraft*, pp.267-68.

26) Schroeder, "World War 1 as Galloping Gertie: A Reply to Jochim Remak", *Systems, Stability, and Statecraft*, pp.137-38.

という言葉で心性の問題に触れることがあった²⁷⁾。しかし「集合心性」といった社会史の概念を「政治思考の変容」に関連させて、またその変容が現実政治の大きなインパクトをもったという点で、自身の国際政治史に明確に導入したのは1980年代後半だった²⁸⁾。シュローダーはその後2001年には「長期持続・複合状況・事件史」といった社会史的概念さえも近代国際政治史の重要な用語として使用することになる。ただこれらの措置は、社会史的視点が伝統的な国際政治史復権のために有用だと判断されたゆえにであった。かれは新しい歴史理論にしたがうのではなくそれらを選択的に活用しようとしたのである²⁹⁾。

シュローダーの国際政治史への取組みが深化し同時に精密化していったことは、お判り頂けたと思うが、かれの考えが初期の『頂点におけるメッテルニヒ外交』から、いつどのように変容していったのかという問題に立ち戻らなければならない。それはかれが上述のフィッシャー批判を行っていた1970年代前半ではないかと考えられる。先述の『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』のなかでシュローダーは、スタンレー・ホフマンが主張した、安定した18世紀を保障した勢力均衡システムを批判していた。さらに1975年に『ネーヴァル・ウォー・コレッジ・レビュー』誌上に掲載された「ヨーロッパにおける“勢力均衡”システム 1815-1871年」においてかれは、フィッシャー批判³⁰⁾も込めてであろうが、こんな風に第一次大戦直前のヨーロッパの勢力均衡を叙述している。ドイツは三国協商諸国に包囲されたと感じ、協商側はドイツこそ自分たちの打倒を画策していると思っていた。「この場合どちらの言い分が正しいかどうかは問題ではない」。いずれにしても相手をそれぞれ脅威であるとして、対決を選択して

27) Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert*, Cornell University Press, p.xii.

28) Cf. Schroeder, “The Nineteenth Century System: Balance of Power or Political Equilibrium?”, *Systems, Stability, and Statecraft*, pp.226-36.

29) Schroeder, “The Cold War and its Ending in ‘Long-Duration’ International History”, *Systems, Stability, and Statecraft*, pp.245-47.

30) 国際政治史には勢力均衡や国家理性論のようなそれ自体の自律的論理が存在するのだとシュローダーは主張。

いくことになるからであった。「こうして誰の目にも明確な危険だと映ずるであろうが、この直截対立は勢力均衡政治の必要で正統な帰結として考えられる」のだった³¹⁾。シュローダーはモーゲンソーが言う「勢力均衡の黄金時代」の18世紀の勢力均衡³²⁾へと議論を移す。18世紀の勢力均衡は、従来言われて来たように戦争を制限したり、柔軟な同盟形成に貢献したわけではなかった。ヨーロッパの戦争の頻度は高くそれは消耗戦になり、資源が枯渇するまで続行されるのが常であった。たとえばスペイン継承戦争、オーストリア継承戦争、七年戦争を考えてみるとよい。こうした均衡は国際政治の安定や平和に必ずしも寄与するところとはならなかった。「18世紀システムは安定した均衡にはならず、不均衡の状態となってフランス革命の前ですら崩壊へと向かっていた」と、かれは言う³³⁾。つまり18世紀の勢力均衡は、軍事史家のジョン・リンが言うような「略奪的」なものであった³⁴⁾。これをシュローダーは「純粋な勢力均衡 pure balance of power」と呼ぶ。それはシュローダーによる「18世紀の発見」と言ってよいであろう。ただしかれはこの段階で、勢力均衡が支配的な18世紀ヨーロッパ国際政治とこれとは異なる政治的な均衡が支配的な19世紀前半のヨーロッパ国際政治を画然と区別したわけではなかった。かれはまだ19世紀前半においても、勢力均衡は有効に作用していたが、この時代の安定や平和がもたらされたのはこの勢力均衡プラス・アルファの要因のせいであると見ていた。シュローダーの議論にはまだかつての議論への名残を見てとることはできるものの、われわれは1970年代が後年のウィーン・システムつまり政治的均衡の時代という認識に向かうかれの国際政治史観の大きな変容期であったと捉えてよいのではないか。このことは18世紀と19世紀の国際政治史を二項対立的に考えることを可能にし、両者の相違を際立た

31) Schroeder, "The Balance of Power' System in Europe", *Naval War College Review*, March-April 1975, p.20.

32) H・J・モーゲンソー〔原彬久訳〕『国際政治 権力と平和 (中)』岩波文庫 2013年 59ページ。

33) *Ibid.*, pp.20-21.

34) John A. Lynn, "International rivalry and warfare", T.C.N. Blanning (ed.), *Short Oxford History of Europe: The Eighteenth Century*, pp.178-187.

せるものとなった。後年かれのウィーン・システム論がひとときわ光彩を放つ所以である。またこのことは二千年代に入ってシュローダーが近代ヨーロッパ国際政治史の時代区分を試みたとき、それぞれの世紀〔長い18世紀と長い19世紀〕の発展段階が異なったものであることを描出させることを容易ならしめた。かれは自分の国際政治史の集大成とも言える大作のタイトルを『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』³⁵⁾としている。本稿でかれの国際政治史観の変容の軌跡をたどりその成果なり影響を考えることができらばと思う。

I 『頂点におけるメッテルニヒ外交』〔1962〕：ランケ的五大国論の体系のなかで

この学会賞をとった名著を、はじめにしかも大きく取上げる理由は、これがシュローダーのウィーン・システム研究での最初の著作であること、ゆえにそこには後年かれが捨て去った議論があるかもしれないということ、その後のかれのこの方面での理論の変容の萌芽が見つかるかもしれないかということ、この二つの問題を考えたいからである。

シュローダーの著書第一章「メッテルニヒ外交と欧州協調 1815-1820年」はこんな風書き出される。「1820年から1823年のメッテルニヒ外交の核心は、1814年から1815年に樹立されたウィーン・システム〔Vienna System〕である。この二年間にオーストリア外交政策の基礎が据えられたが、この時点から外交官としてのメッテルニヒのもてるエネルギーと能力は、この体制を維持・擁護することであった」³⁶⁾。メッテルニヒに批判的な研究者にとっても、そうでない研究者にとっても、オーストリアの宰相がウィーン・システムを樹立することに大きく貢献した政治家たちの一人であったことと、その維持に積極的に関与したという点では意見の齟齬はないだろう。考えられねばならない点は二つある。メッテルニヒの外交課題はヨーロッパ的視野に立って、このシステムを生存させること、さらに

35) *Schroeder, The Transformation of European Politics 1763-1848.*

36) Paul W. Schroeder, *Metternich's Diplomacy at its Zenith*, p.3.

このシステムに沿って、オーストリアに与えられたステータスを堅持し、イタリアおよびドイツで影響力を行使できる権利・立場を主張しかつ擁護することであった。それはヨーロッパ規模の政治家としてよりは、オーストリアの国家理性を擁護・伸張させる外交官としての役割であった。

1980年代になるとシュローダーは、ウィーン・システムに関する従来の見方、このシステムは勢力均衡原則・18世紀的な正統性の原則という秩序の回復による一時的な平和・安定にすぎないという議論に疑問を投げかけ、独特のウィーン・システム論を展開することになる。かれが60年代から長い期間をかけて練り上げていったテーマについての出発点とでも考えられる、この著書でのシュローダーの見解はどうだったのであろうか。まずかれは、広い意味でのウィーン講和〔先行したのも事後の講和諸条約と同盟もふくめて〕では四つの目標が達成されたという。これら四つのはじめの三つはヨーロッパの政治家としてのメッテルニヒを際立たせるものであったが、最後の四番目は言わばオーストリアの外交官として国益を追求するメッテルニヒの姿勢や能力が問われる問題であった。第一点、ここではウィーン講和で達成された勢力均衡がとりあげられる。「それ〔ウィーン講和〕はヨーロッパにおける勢力均衡を回復した〔restored〕。事実を言うと、回復された均衡は数学的な精緻さで、成立していたわけではなかった。状況がそれを許さなかったからである」。ナポレオン戦争を通じてロシアとイギリスが圧倒的に強化されて、その姿を現したせいであった。「それでも講和条約は18世紀の大国のペタルキー〔五頭体制〕を復活させ、二十年間フランスがしたような、大国の一つがヨーロッパ支配をすることを回避させたのである」。勢力均衡の復活が安定の基礎となったとシュローダーはいう。この均衡は18世紀のそれをそのまま復活させたものではなかった。ここで五大国の勢力は必ずしもほぼ均等ではなく、英露が傑出して、プロイセンの脆弱性が大きかったからである。この勢力関係の議論は後年勢力均衡論より離れた形でなされることになるが、『頂点におけるメッテルニヒ外交』では、シュローダーは留保条件はあるものの、ウィーン講和でとにかく18世紀が回復されたと述べている点

に注目しておこう³⁷⁾。

二番目はフランスに報復的な処遇をせずに、ウィーン講和での領土取決めや諸条約を遵守させるようにしたことだった。そのためにこの国の膨張や侵略に対する障壁を構築することが重要だと考えられた。ベルギーとオランダを統合してネーデルラント共和国を置いたり、攻撃にはそれほど強力でないが防衛には強いドイツ連邦を生み出すことが考えられた。メッテルニヒとの関連からするならば、このドイツの新たな政治体はきわめて重要なのであるが、ここではオーストリアの外交官としてのメッテルニヒを考えようとする視点から、「イタリア半島でのオーストリアの支配」が構想され・実施された点を強調しなければならない³⁸⁾。この措置は、はじめはかなりうまくいったようである。「1819年の皇帝フランシスとのイタリア巡行はメッテルニヒを勇気づけた。かれはこの半島におけるオーストリアの覇権〔hegemony：この議論は後年シュローダーのウィーン・システム論で重要な役割を果たす〕は依然として安泰であることを確認したのだった」³⁹⁾。メッテルニヒはナポリの宮廷はオーストリアとの同盟と、この国に対してきわめて忠誠であることを了解したのである。カルボナリの革命運動もイタリアでのオーストリアの立場を弱めようとするロシアのエージェントの蠢動も、さしあたってあまり問題ではないと、オーストリア宰相には判断できた。

三番目は大国中心の国際共同が達成されたことであった。会議外交、列強の協調、ヨーロッパ連邦、ヨーロッパの理事会などと呼ばれたこの欧州協調において、ヨーロッパの大国は平和と秩序を維持することに共通の利益を見てとることができた。かれらはウィーン講和で打ち建てられた領土システムをまもりぬくことや、フランスをしっかりと監視することの意義を十分にわきまえていたのである⁴⁰⁾。これらにくわえて他のさまざまな外

37) *Ibid.*, pp.3-4.

38) *Ibid.*, p.4.

39) *Ibid.*, p.23. この覇権という用語はシュローダーのウィーン・システム論のキーワードとなる。

40) 1818年以降フランスは大国クラブの一員であることを認められた。

交案件を協議するために、ヨーロッパ列強は共同して会議を開催し、これに参加することにやぶさかではなかった。大国の勢力と領土の寡占体制がウィーン・システムだと考えることは容易であるし、じっさい、そうした側面がかなり目立ったことも事実であるが、ここでシュローダーは弱小国家とウィーン講和の取り決めに関して興味深い指摘を行っている。かれの言葉を聞いてみよう。「大国の協調〔unity〕と共同の同じ原則はとりわけウィーン最終議定書において、これとはべつの処置においても同様に示された。この最終議定書は、ヨーロッパのすべてを抱き合わせている領土システムを維持するために、大国たると弱小国家たるを問わず、あらゆる締約国を結びつけている〔大国も小国も相互に満足させられたシステムとしてシュローダーは後年ウィーン・システムを描く〕。かくて（この議定書は）利益のコミュニティにおいてかれら全員をたばねているのである」⁴¹⁾。五大国による協調〔水平的勢力均衡〕という考えは、1853年から56年のクリミア戦争を精密に実証し、かつ国際政治のシステム・構造論的な分析を行ったかれの1972年の著作でも述べられている。もっともシュローダーはこの研究書で、勢力均衡の問題点〔国家の独立維持には貢献するとしても、システムの安定や平和への貢献は疑問視〕とウィーン・システムの平和は勢力均衡のゆえではないと述べていた⁴²⁾。

ヨーロッパ協調のもう一つのシンボルはツァー・アレクサンドル1世が提唱した神聖同盟だった。ツァーは当初、キリスト教的友愛を謳ったこの同盟の目指す方向を自由主義とか進歩的なものと見なし⁴³⁾、ルイ18世がフランス人民に市民的自由を保障した「憲章」〔*Charte*〕のようなものをヨーロッパ諸国の臣民に付与をして、かれらの自由・幸福を増進しようと考えた。さらにかれは、各国の領土と王冠への共同の保障をすることを構想し

41) *Ibid.*, p.5. 下線筆者。なおこうした弱小国家がウィーン・システムでかなり自律し、少なくない役割を果たした点もシュローダーが強く主張するところとなる。

42) Paul W. Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War; The Destruction of the European Concert*, pp.xi, 400-405.

43) 後年この同盟がロシアの東方進出に利用されることにオーストリアは深く憂慮する場面もあったが、保守的な東欧三国同盟となり世紀半ばまで維持された。Schroeder, *Metternich's Diplomacy*, p.175.

ていた。もっともメッテルニヒはツァーのこうした考えに危惧を感じて、「自由主義の路線の痕跡をすべて抹消し、…キリスト教理念の促進…をを目指す国王と人民のあいだの兄弟愛の絆から同盟を、臣民に対しての国王の権威の使用を強化して指導するパターンな同盟へと換えたのだった」が⁴⁴⁾。さらにシュローダーは言う。「メッテルニヒやイギリスの外相カースルレイ子爵それにメッテルニヒの秘書官にして政治評論家でもあったフリードリヒ・フォン・ゲンツは、暗々裏に同盟の神秘的トーンかつ明確な意味を欠いた内容を蔑視していた。けれどもそうした条約が提案され、調印されたことは、ナポレオン戦争の終結時に有力になったヨーロッパの調和と統合への感情および平和への幅広い思いを示唆するものなのである」⁴⁵⁾。神聖同盟は平和への幅広い示唆などではなくて、ロシアの利益追求の道具でしかなかったというのが、通説だったし現在でもそんな見方が残されているようにも思われる。シュローダーはそうした議論を比較的早い時点から論駁することに努力していたことが判る。神聖同盟はオーストリアにも有用だったし、もっと言うならばプロイセンにも必要な同盟であった。シュローダーは1975年に以下のように述べている。「この同盟は現実に東方三国の同盟だった。それは一方で競合と嫉妬にまた一方で友好と支援に基礎づけられていた。神聖同盟は相互の依存と疑念を特徴とする、抑制のための同盟 *pactum de contrahendo* であった」と。この点はまた2004年にウェッツェル、ジャーヴィス、レヴィらによって確認されることとなった⁴⁶⁾。

四番目はメッテルニヒやフランス1世それにオーストリア帝国にとって、直接に大きな関わりのあるウィーン講和の帰結であった。それは「黒海からアドリア海・地中海にいたる中欧におけるオーストリアの覇権の確立だった」⁴⁷⁾。このオーストリアの中欧での強化はヨーロッパ的な勢力均衡

44) *Ibid.*, p.6

45) *Ibid.*

46) Schroeder, "The 'Balance of Power' System in Europe, 1815-1871," *Naval War College Review*, March-April 1975, p.223. *Systems, Stability, and Statecraft*, p.2.

47) Schroeder, *Metternich's Diplomacy at Its Zenith*, p.8. ここではオーストリアの覇権と述べてプロイセンについては覇権云々の言及はない。

維持という機能のために、イギリスのカーズルレイの支持するところでもあった。そしてこの中欧でのオーストリアの覇権は、ドイツではプロイセンの挑戦に対して比較的安全なものと考えられた⁴⁸⁾。オーストリア宰相は中欧で、「保守的な目標をもってドイツ連邦の維持・強化を意図し、自由主義・ナショナリズム運動をチェックしようとした。大きく言えばオーストリアの覇権増進を図ったのであった」⁴⁹⁾。またドイツ連邦での各領邦の自立性は、たとえばバイエルンやバーデンがフランス寄りに向かうことを阻止することになったし、ドイツの政治組織がバラバラの状態でなくなったためにロシアの進攻に対する脆弱性を除去することに貢献したのである⁵⁰⁾。

オーストリアがもう一つ覇権を握ったイタリアではどうだったか。イタリアの君主たちは自分たちの主権擁護に汲々としていたから、ドイツ連邦のようなイタリア連盟〔*Lega Italica*〕の結成を目指すメッテルニヒの目標は蹉跌を見た⁵¹⁾。けれども領土とか王朝的な要因からしてイタリアでのオーストリアの優越・支配はまぎれもない事実だった。ロンバルディア・ヴェネツィアを取得したことや、トスカナ大公国との王朝的關係の例をあげることができる。オーストリアの直接的な影響下に入らなかったサルデーニャ・ピエモンテも、フランスが傍観者である限り、そんなに悩ましい案件ではなかった。オーストリアと結ばれていたイタリア諸邦は、ウィーン講和を支持することがかれらの共通の利益にかなうことであり、それが条約義務をまもることであると理解していたのである⁵²⁾。しかしとシュローダーは言う。「たしかにウィーンでは自由主義とナショナリズムは、ほんのちょっとしか注目されなかった。それでも現在の力よりも将来的な理念に無視できないものがあつた。もっとも1815年のマスは平和と秩序がもどってくると、立憲的・自由主義的改革に大きな関心を示したかど

48) *Ibid.*, p.9.

49) *Ibid.*, p.12.

50) *Ibid.*, pp.8-9.

51) *Ibid.*, p.238.

52) *Ibid.*, pp.9-10.

うかは疑わしいが⁵³⁾。

反動的ではないにしても、旧体制の擁護を旨とするメッテルニヒはヨーロッパの平静を破るものには厳しい姿勢をとることになった。1820年ナポリでカルボナリが起こした革命によって、イタリアでのオーストリアの覇権への脅威が高まったとき、宰相は軍事力をもってしても、この一派を抑圧することを決意する。トロップパウ会議〔Congress of Troppau 1820年10月-12月〕でメッテルニヒは、平和介入というロシアの考えやナポリの穏健な立憲主義を否定し、オーストリアの利益を擁護することに成功した⁵⁴⁾。それはメッテルニヒ外交の目ざましい勝利だったといつてよい。シュローダーはこういう。「トロップパウとライバッハにおいてかれは、自由主義と立憲主義に対して一切の譲歩をすることなく、また、他の諸大国にオーストリアの行動への干渉を許すことなく、イタリア革命を打ち倒し、この半島で議論の余地のないオーストリアの覇権を回復するというその目標を達成したのである⁵⁵⁾。他の大国の介入どころかメッテルニヒは、ロシアとプロイセンという二つの東方列強の衷心からの支援を獲得することを得た〔神聖同盟の協力の側面〕。フランスからも事実上支持されたのである。もちろんこの過程でかれはイギリスとの関係を悪化させてしまう。外相カースルレイが「イギリスは同盟のいかなる共同にも参加しないことを決定した」と述べて、イタリアでの東方三国とフランスの立場の違いを明らかにしたからである⁵⁶⁾。しかしメッテルニヒはイギリスとの不一致を十分に埋め合わせることができた。「アレクサンドルを自由主義的から徹底した保守主義者に転向させ、それによってロシアを潜在的には危険なライヴァルから、趣味を同じくする友人にして力強い同盟国へと変容させたからである」と、シュローダーは言う⁵⁷⁾。

メッテルニヒはイタリアでの最終的な目論見を成就することはできな

53) *Ibid.*, p.10.

54) スペイン立憲主義的蜂起にロシア軍を派遣するというアレクサンドル1世の提案も阻止。

55) *Ibid.*, p.237.

56) *Ibid.*, p.85.

57) *Ibid.*, p.287.

かった。中欧の既存のシステムを温存することには問題はなかったものの、イタリア連盟の創設で挫折した点に関してはすでに述べたとおりである。かれはまたヨーロッパ規模の反革命機構を意図していたが、これも思惑どおりにはいかなかった。大局的に見て、「ヴェローナ会議——同盟としてではなく単独でフランスがスペイン内乱に介入して成功、イギリスの大陸の専制政治から離反——の余波のなかで、メッテルニヒの会議体制は大きく動揺した」⁵⁸⁾。

じっさいメッテルニヒ外交的な勝利は一時的なものであって、それはかれにとってきわめて、都合のよい条件がそろっていたためだと言うことは可能である。ヴェローナ会議の頃までは、どの大国も平和と秩序を望み対立を回避することに努めた。そうした状況をメッテルニヒはオーストリアの地政学的位置もあって、巧みに操作することができた。そしてこの会議以降、列強は国家利益を優先させるように動いた。ギリシア独立問題、ラテン・アメリカの独立、ベルギーの独立などで、この宰相はそのヨーロッパ外交を主導することができなかつた。そしてヨーロッパ協調は崩壊の瀬戸際に立たされていたのだ⁵⁹⁾。

「しかし」とシュローダーは言う。メッテルニヒの外交上の勝利が一時的というならば、ビスマルク外交はどう表現すればよいのであろうか。いくつかのメッテルニヒの外交も決して東の間のはかないものではなかつた。少なくとも東方列強の親密な連携は、ロシアの勢力が強化されはしたが1848年の革命まで持続した。つまり「中欧におけるメッテルニヒ・システム——かれの最も重要で望んだ達成物——は1848年まで生き延びたのだった」。ただプロイセン中心のドイツ関税同盟は手強い相手となっていたのだが。「とにかく、四半世紀いやそれ以上、ヨーロッパ問題においてあるシステムが存続したという記録は、それほど悪し様に評価されるべきではない」とシュローダーは述べる⁶⁰⁾。

58) *Ibid.*, p.238.

59) *Ibid.*, p.239.

60) *Ibid.*, pp.239-40. 後年のシュローダーの大著 *The Transformation of European Politics 1763-1848*, Clarendon Press・Oxford, 1994. を想起して欲しい。

シュローダーはスルビクやキッシンジャーのように、メッテルニヒが、たとえそれが貴族主義的・ロココ的ヨーロッパであるにしても、ヨーロッパを常に意識し、ゆえにヨーロッパの紐帯とかヨーロッパの視野をもった政治家であったことを強く主張する。それがメッテルニヒ・システムの構築を促し、可能にさせたともいえよう。その一方でかれは同時に、外交の実務家として同時代の他の主要な政治家や実務家と同じく、祖国オーストリアの国家理性に沿った政策を立案・遂行する職人的な外交官だった点をシュローダーは明らかにする。ウィーン講和やそれに伴う諸条約によって、イタリアでは、オーストリアの覇権が認められていたが、この半島で革命・自由主義運動や不穏な騒擾が生じた場合、メッテルニヒはそれらの動きを抑圧するために辣腕をふるうことになるのだった。すでに見たように、そのためにそれまでの親密なイギリス・オーストリア関係を犠牲にすることが判っていてもである。ただしかれはその場合、ロシアとの関係を一層深めるためにあらゆる努力をしたことは重要である⁶¹⁾。これは1820年代からウィーン体制内部で英仏などの西欧陣営と東方列強の二つの陣営をつくりだすことになったが、ウィーン体制はそれでも何とか維持されることになる。この分裂は重要ではあったが、決定的なものにはいたらなかったのだといえよう。シュローダーはこんな風に述べている。「ウィーン会議以降1818年から1822年〔ヴェローナ会議〕に開催された一連のカンファレンスや kongress の基礎には、この条項〔ヨーロッパの統合促進〕があった。大国の協調と協力という同じ原則は、また他の取り扱いにおいても含意されている。とりわけ大国も小国もすべての締約国を結びつけた、ヨーロッパのすべての連結された領土システムを維持するための、ウィーン最終議定書においてしかりである。こうしてかれらを利益の共同体において結びつけられたのである」⁶²⁾。ナポリ革命では中庸を得た立憲主義も主張されたが、メッテルニヒはこれらも弾圧した。かくて「革命は鎮圧され、立憲主義は葬りさられ、オーストリアの覇権は維持されたのだっ

61) *Ibid.*, pp.90-91, 103.

62) *Ibid.*, p.5.

た」⁶³⁾。非常に皮肉な結果と言わねばならないが、こうしたオーストリア宰相の保守的で強硬な路線がやがてイタリア統一運動を促進し、最終的にイタリアでのオーストリアの影響力を低下させてしまうのである⁶⁴⁾。かれはこうして具体的な案件に対して長期的視点を欠いた、きわめて短期的な政策を追求したのだった。ある期間これは成功したが、長期的な結果は上述のとおりなのである。ここでわれわれは短期的な成功を目指す実務家メッテルニヒに会うことになる。

それでもとシュローダーはつづける。メッテルニヒは貴族主義的・ロマン主義的な人物であった。パーマストンがそうではないと言う意味では、この宰相はヨーロッパ主義者であったと見るのが可能である。「かれは五国の共同と国際調和を重視して、カニングがそうしたのであるが、自身では決して kongress の時代が終わり、国家的な野心と勢力均衡の旧い政治がまたしても流行することを喜ぶことはなかった〔この点シュローダーは18世紀の国際政治と19世紀はじめの国際政治を異質なものと見なすという、あの後年の姿勢の片鱗を見せている。われわれはここで「政治的均衡」という後年のシュローダーお馴染みの議論を考えるのは早計にすぎるのであろうか〕。…メッテルニヒのヨーロッパ主義には明らかな限界があった。利己的で階級的な関心がかれのヨーロッパ主義形成に大きく働いた。〔ヨーロッパ〕という言葉によって、かれは一般にひとえに五国とそれらがつくる国家機構を意味したにすぎない」。またメッテルニヒが恐れたのはトックビルやブルクハルトが恐れた大衆民主主義や多数の専制ではなく、かれの時代に現れた中産階級主導の革命なのであった。ゆえにかれはナポリの中庸ある立憲主義を否定したのだった⁶⁵⁾。

シュローダーが本書を書いた時点前後では一般にメッテルニヒはヨーロッパ規模の政治家として議論の対象になっていた。しかしかれは自身がつくりあげたヨーロッパの国家機構のなかで、たくみにそして可能な限り、オーストリアの国益を追求した、実務家で機略に長けた外交官として

63) *Ibid.*, p.246.

64) *Ibid.*, pp.252-42.

65) *Ibid.*, pp.250-51.

の側面をもっていた。かれをオーストリアの外交官としての視座から考えるか、ヨーロッパの視座からとらえるかで、この人物の全体的印象は多少変わるかもしれないが、それはコインの表裏の問題であって、かれそのものへの評価とか見方が大きく動揺することはないだろう。たとえばかれをヨーロッパ規模の政治家〔大陸国の政治〕であると述べるキッシンジャーもこんな風に論じている。「メッテルニヒの性格上の特徴は、…微妙な違いに対して敏感なことであった。…メッテルニヒは、戦略家としては平凡だったが、戦術家としては、非凡な才能があったので、枠組みが決まっているか、さもなければ、外部から目的が強いられている、いわば、土俵が決められている斗いの達人であった」⁶⁶⁾。シュローダーはキッシンジャーとは趣きを異にして、1820年から23年にその絶頂にあったメッテルニヒ外交を、オーストリアの外交官・実務家として描き出した。それは一つの見識だと思われるがメッテルニヒに対する評価においてこの二人の間に大きな溝があるとは思われない。かれらの間には決定的な相違があることは事実であるが、それは基本的な歴史観とかウィーン・システムの構造的の問題に関するものなのである。キッシンジャーは国際政治史における安定体系と革命体系の交互の出現という循環史観をとるのに対して、本書上梓以降のシュローダーは次第にこうした史観に強く反対するようになり、発展段階論を展開するようになるからである⁶⁷⁾。

さてシュローダーは、当時広く一般に流布していたメッテルニヒ観をやんわりと批判しながら、このオーストリアの外交官〔またヨーロッパの政治家として〕「もてるエネルギーと能力」を振ったことを好意をもって描き出す。オーストリア宰相は革命を抑圧したが、かれは決して「オーストリアの悪魔」でもなく、スターリンやヒトラーのようなタイラントではなかったというのである。もちろんシュローダーはメッテルニヒを「普遍的な妥当性を具した保守主義の原則をもつ政治哲学者」であるという考えも

66) ヘンリー・キッシンジャー〔伊藤幸雄訳〕『回復された世界平和』原書房1976年20-21ページ。

67) 永井陽之助『多極世界の構造』中公叢書 1973年 240-51ページ。キッシンジャー『回復された世界平和』1-12ページ。

同時に退けている⁶⁸⁾。シュローダーはこういう言葉で以上を要約する。「なんびともメッテルニヒに対して、中庸、慎重さ、平和への愛という徳目をもっていたことを否定することはできない。また勇敢さという資質〔かれ自身のやり方においてであるが〕と傑出した外交手腕を打ち消すことはできない。全体としてメッテルニヒ外交のオーストリアとヨーロッパにとつての帰結は長期的に見てよかつたわけではないが、しばしばかれの外交はきわめて成功し、ときとしてその影響力と政策は功を奏したのである」⁶⁹⁾。

シュローダーはこう述べてそのメッテルニヒ研究を締めくくる。「少なくともこの時期において、かれは政治家というよりは外交官であり、ヨーロッパ規模というよりはオーストリアからヨーロッパを見ていて、建設的な保守主義というよりは抑圧的な〔現状維持者stand-patter〕だった。…ヨーロッパ統合の先駆者というよりも大貴族〔grand seigneur〕なのであった。…かれの全般的見解はその階級の典型的なものであり、かれが〔エネルギーと能力を〕傾注したのは旧体制の維持とそれを享受することなのであった」⁷⁰⁾。

II 1950—60年代の他のウィーン会議研究

さてこのあたりでメッテルニヒの個人研究を離れて、シュローダーが『頂点におけるメッテルニヒ外交』でどのようなウィーン・システム観を明らかにしたのかを、もう一度ふり返っておきたい。それは本書執筆当時のかれの国際政治史観と、その後のかれの政治論・歴史観の「変容」を明らかにするために必要だと思われるからである。本書で見たように1962年

68) Schroeder, *Metternich's Diplomacy at Its Zenith*, pp.264-65.

69) こうしたメッテルニヒ評の方法は、のちにシュローダーのある時代の政治家の集合心性分析とそれらの政策への反映として描き出されることになる。たとえば1992年に『アメリカン・ヒストリカル・レビュー』誌上で、集合心性がウィーン・システムの重要な構成要素として考えられようになったことは言うまでもない。Ibid., p.265. Paul W. Schroeder, "Did Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," *Systems, Stability, and Statecraft* pp.46-51.

70) Schroeder, *Metternich's Diplomacy*, p.266.

現在のシュローダーは、ウィーン・システムを基本的に五大国を基礎とした勢力均衡の復活と、短命に終わったが会議外交が残したステータス・クオ維持を軸とした「ヨーロッパ協調」によるものと理解していた。こうした見解は当時もそして今も研究者によって強調点や正統性の原則など他の要因の取り扱いにおいて、程度の差異は見られるものの、ごく普通に議論される強力な見解であって、また正鵠を得た視点であると思われる。

まずキッシンジャーの議論から考えてみたい。かれの著書『回復された世界平和』の初版が出されたのは1957年のことであった。かれはこんな言葉でウィーン・システムを考えていた。1812年の「メッテルニヒにとっては、問題は、ヨーロッパを解放することではなく、道義的にも、物理的にも、ヨーロッパの均衡〔equilibrium〕を回復することであった」⁷¹⁾。「パリ講和条約第三十二条には、ヨーロッパの均衡〔European equilibrium〕の問題を解決することを目的に、ウィーンにおいて会議を開催することを規定しており、その会議には、戦時中のすべての当事国が招かれていた。…新しい均衡〔new equilibrium〕の諸要素は、パリ条約締結後、ロンドンにおいて、ツァー、プロシア王、それにメッテルニヒが会談をもった際に解決されてしまっていた」⁷²⁾。「国際間の講和の主要な課題は、革命的政策で、その講和に不満を表す国がないように、正統性の要求と安全保障の要請とを結びつけるとともに、講和条件以外の原因によって引き起こされる侵略を抑止するために、力の均衡〔balance of forces〕をつくり出すことである」⁷³⁾。「従って、均衡〔equilibrium〕には、二つの種類が存在する。一つは、一国か、あるいは国家グループが、その意思をその他の諸国に強制しようとするれば危険をとまなうような一般的均衡であり、もう一つは、ある国家間における相互の歴史的関係を規定するような特定の

71) キッシンジャー『回復された世界平和』21ページ、H. Kissinger, *A World Restored, The Politics of Conservatism in a Revolutionary Age*, Universal Library, 1964, p.12. なおキッシンジャーの初版本は以下の通り。H. Kissinger, *A World Restored: Metternich, Castlereagh, and the Problems of Peace*, Boston, 1957.

72) キッシンジャー『回復された世界平和』267ページ、H. Kissinger, *A World Restored*, p.144.

73) 同上書270ページ、*Ibid.*, p.146.

均衡である。前者は、一般的な戦争に対する抑止力であり、後者は、円滑な協力関係の条件である。従って、国際秩序というものは、協調してゆこうという調和の意識からは、めったに生まれてこないものである。というのは、正統性についての合意が存在する場合であっても、安全保障に対する考え方は、相対峙している国々の地理的位置とその歴史によって異なるからである。均衡の本質に対する、ちょうどこのような対立があったにもかかわらず、ウィーン会議は、ほぼ一世紀もの間永続することとなった講和を形づくったのであった⁷⁴⁾。

キッシンジャーの用語法について少々考えて見よう。かれはこの名著が書かれた時点では勢力均衡をバランス・オヴ・パワーという言葉で表現することはあまりなく、ウィーン・システムでの均衡をイーキリブリアム〔equilibrium〕と表記することが多かった。それはおそらくそこに正統性の原則がふくまれる18世紀の均衡を、またはメッテルニヒがつくりあげたより含みのある均衡、つまり政治的な均衡という広い意味で、ウィーンでもたらされた均衡を考えているためではないか。この点では後年のシュローダーの均衡論に親和性をもつ均衡論である。ところがキッシンジャーは1994年に出した『外交』や近著『国際秩序』では、これらが研究書としての性格よりも啓蒙書としての傾向が強いという意味もあってか、イーキリブリアムという言葉よりもバランス・オヴ・パワーを多用している⁷⁵⁾。ウィーン・システムを多義的かつ広義の勢力均衡論〔balance of power〕の枠内で捉えようとする試みと見てさしつかえない⁷⁶⁾。『国際秩序』の73-82ページには勢力均衡やバランス・オヴ・パワー⁷⁷⁾という言葉が散見される。キッシンジャーの用語法は、はじめバランス・オヴ・パワー論

74) 同上書271ページ、*Ibid.*, pp.146-47.

75) キッシンジャー（岡崎久彦監訳）『外交』日本経済新聞社 1996年。Kissinger, *Diplomacy*, Simon & Schuster, 1994. キッシンジャー（伏見威蕃訳）『国際秩序』日本経済新聞社 2016年。Kissinger, *World Order*, Penguin Books, 2014.

76) *Diplomacy*, pp.79, 80, 82, 84, 102. 『外交』96, 100, 102, 126ページ。

77) balance of power は力の均衡と equilibrium や balance は均衡と訳される。前者は釣り合いとも訳されている。ただし力の均衡という表現が多いことは事実。原書の *World Order* では pp.59-57 参照。

から出発して、やがてこの議論は少なくともウィーン・システムには相応しくないと考えるようになったシュローダーと好対照をなしている。シュローダーも1957年時点ではウィーン・システムが18世紀的均衡の復活であると考えていたことはすでに触れた。キッシンジャーに関してその基本的な立ち位置はあまり変容しなかったが、シュローダーについては変化は大きく、かれは1986年『ワールド・ポリッティクス』に寄稿した論文では、「1815年の講和では、18世紀の勢力均衡が復活させられたわけでもなく、18世紀の政治慣行が再生させられたものでもなかった。ヨーロッパの均衡〔equilibrium〕は1815年に樹立され、18世紀的均衡とはまったく異なる19世紀へと流れ込みその主流となった」とまで述べるに到った。そしてこの姿勢をシュローダーはその後一貫して強めていったのである⁷⁸⁾。

シュローダーは1993年に発表した「政治思考の変容、1787-1848」⁷⁹⁾でこうした用語についてコメントしているので、参考までにみておきたい。「1813年から15年にほとんどの政治指導者たちは、国際政治のこのモデル〔18世紀型勢力均衡モデル〕を捨てた。かれらは・・・均衡 equilibrium が勢力均衡においてではなく、政治的な均衡において、追求されなくてはならないことを学んだのであった。政治的均衡〔equilibre politique〕という用語法がかれらが常にじっさいに用いた言葉であった。この〔equilibre politique〕に関して〔Balance of Power〕は誤った英訳なのである。〔勢力均衡〕は勢力と利益の均衡のとれた対立による独立と安全保障を意味する。必要とあらば、軍事力の行使によって支援されるシステムなのである。〔政治的均衡〕というのは1813年から15年の国家の指導者たちにとって、基本的に法によって支援され、コンセンサスに基礎づけられた拘束力のもとで保障され精巧に作り上げられた諸権利、満足、責任、諸義務のことであった。1815年のヨーロッパの指導者たち〔そして、この問題に対し

78) Schroeder, "The 19th-Century System" Peter Wilson (ed.), *Warfare in Europe*, pp.3-4.

79) この論文は翌年出版のかれの歴史・政治思想の中核とも言える大著『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』〔Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*.〕の概略を示唆するもの。以上を要約したかれ自身の論文として。Schroeder, "The Transformation of Political Thinking, 1787-1848," Jack Snyder and Robert Jervis (eds.), *Coping With Complexity in the International System*, Boulder, CO., 1993.

て、市民や臣民の大多数]は、かれらの優先順位がどこにあるのかに関して疑うことはなかったのである」⁸⁰⁾。

18世紀の勢力均衡を克服する試みがウィーン会議で樹立された五大国中心の新たな均衡であることを明らかにしたのは、1967年にマイネッケのイギリス版とも言える国際政治史上の名著『権力と平和の模索』を著したハリー・ヒンズリーであった。ヒンズリーの議論を突き詰めると、ウィーンで得られた大国間の均衡や国際システムは18世紀のそれとは異なるものだと言うことになる。ゆえにこれは後年19世紀国際システムの斬新さを主張するようになるシュローダーのウィーン・システム論に、近いものであると考えられよう。そしてこの書物はシュローダーの『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』の文献リストに挙げられていることを何か意味ありげに感じたのは筆者だけであろうか。ヒンズリーは、カントの影響を受けたドイツの政治家・政治評論家で1812年以降メッテルニヒの秘書官兼情報係であったフリードリヒ・フォン・ゲンツ [1764-1832] が、革命戦争やナポレオン戦争後の国際秩序の再建を、以下のように述べたと指摘する。「かつての建造物の瓦礫の中から新たな建造物建設のための資料を探し出す」と。さらに「最初になすべき政治的知恵が、フランスが有する圧倒的な力を殺ぎ、フランス革命以前に存在した勢力均衡 system of balance or equilibrium 状況をヨーロッパに再度復活させることによって、現在の不健康かつ永続的な危険性に満ちた状況を克服することである」⁸¹⁾ とゲンツは語ったのだという。ヒンズリーはゲンツの議論を援用しながら以下のようにつづける。「ゲンツの議論の主眼は、十八世紀後半の国家間システムへの回帰願望にあった。しかしながら、彼は同時に、現今の政治家は十八世紀後半への回帰とは別の新たな課題に直面しているという認識の持ち主だった。革命とその後のナポレオン現象は、一つの歓迎すべき効果をもたらした」⁸²⁾。勢力均衡⁸³⁾には当時二種類の考え方があったとヒンズリーは言

80) Schroeder, "The Transformation of Political Thinking, 1787-1848," p.64.

81) Harry Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations between States*, Cambridge, 1967, p.192. ヒンズリー『権力と平和の模索 国際関係史の理論と現実』289ページ。

82) ヒンズリー 同上書 290ページ。

83) balance of power、同上書293-94ページ。Ibid., p.195.

う。一つは覇権国家の出現に対抗する国家連合の相互協力という意味、もう一つは露骨な国家理性論つまり「功利的便宜主義と利己主義」⁸⁴⁾を勢力均衡論にむすびつける18世紀後半の議論であった。ナポレオン戦争は前者の議論を復活させたが、かれが打倒されたあと国益中心主義的つまり18世紀後半の勢力均衡論が、そのまま踏襲されることになるのであろうか。ヒンズリーの解答は否であった。「一八一五年時点におけるヨーロッパ列強諸国の行動に関して特筆すべき点は、国家間システム構築へのプロセスの中で、列強諸国がいまや、かつては一度たりともなかったのだが、自国に固有の国益を暫時放棄する用意があることを初めて示したことである。さらに、列強諸国が当面自国の国益を棚上げにした理由が、国益の放棄こそが自国の国益にかなう政策だと自覚していたことにあるという事実を前にしたとき、この事実が国益放棄の方向性に勝るとも劣らない重要性を持ったことが理解されよう。再度繰り返すが、列強諸国は国益の放棄そのものが国益であると史上はじめて認識したのである」⁸⁵⁾。ここでもゲンツがこんなふう引用される。「いまや主要列強五カ国の指導のもと、全ヨーロッパ諸国が連邦主義的結束を掲げて団結する全般的国家連合原則に受け継がれたのである。…二等国、三等国、四等国はそれぞれ、この点に関する限り、約定なしの暗黙の了解のもと、主要列強五カ国の共同決定事項に服することになる。かくしてヨーロッパは、ここにようやく、自らが創造した最高法廷のもとに再び結集する偉大な政治的家族集団を形成することになった。この家族集団においては、各構成員は相互に、あるいは構成員以外の関係当事国に対しても、おのおのの権利の静謐な享受を保障する」と。そしてヒンズリーはつづけるのである。「ウィーン会議での合意成立後に形成されたウィーン体制のはじめての試金石が、一八一八年開催のエクス＝ラ＝シャベル会議その他、四国同盟〔1818年以降五国同盟〕の更新なのだが、この会議は国家間の懸案諸課題を解決すべく、平時において列強諸国が参集した最初の国家間公式フォーラムだった」⁸⁶⁾。これはヨー

84) ヒンズリー『権力と平和の模索』293ページ。

85) 同上書296ページ。

86) 同上書296-97ページ。

ロッパの国際的案件への協調的取り組みだったことは間違いない。1820年代半ばに南アメリカのスペイン植民地独立問題をめぐって、カニング外相率いるイギリスは自国の利益を確保するために会議体制から離脱した。このとき狭義の会議体制は大きな打撃を受けたことは否めない。それでも「公法は緩やかな連合形態で合意可能な範囲内に、したがって厳密な意味での国家間の問題に限って適用される事態を出現させた。公法の豊饒化と国家間問題への限定的適用が〔ヨーロッパの協調〕と呼ばれるものの二大特徴である」とヒンズリーは、少なくとも1848年の革命までは機能し、ヨーロッパに安定と平和をもたらしたヨーロッパ協調について描出する⁸⁷⁾。こうしたヒンズリーの議論は、シュローダーが「19世紀の国際システム 構造的変容」において、ウィーン・システムの特徴として挙げるヨーロッパとヨーロッパ以外の世界がイギリスの海洋支配によって隔絶されたこと、大国間の緩衝装置つまり中間体〔ドイツ連邦、オランダなど〕の設置とならんで特徴の一つとして挙げている、「大国中心の国際共同の達成=協調または条約システム」と符号するものであった⁸⁸⁾。

Ⅲ ヒンズリーのウィーン・システム論からシュローダーの「集合心性」の変容論へ

ヒンズリーのウィーン・システムへの視角と、シュローダーのそれとをいくつかの点で比べておきたい。ヒンズリーの議論のあるものは、後年のシュローダー・テーゼに近いものだと考えられるからである。ヒンズリーのウィーン・システムを捉える五大国の勢力均衡論という視点から、シュローダーはやがて遠ざかって行くことになるのであるが、まずかれの『頂点におけるメッテルニヒ外交』の時点では、すでに述べたように、かれらの国際政治構造論はペタルキーであるという点で一致していた。ここからしてシュローダーはやがて、ウィーン・システムは単純な五大国の勢力均衡ではなく、革命戦争からナポレオン戦争を経験するなかで、英露両翼

87) 同上書323ページ。

88) Schroeder, "The 19th-Century International System Changes in the Structure," p.14.

国家に主導され、これにフランスをくわえた大陸三大国という基本構造へと向かい、フランスが敗北させられたために、英露両国の非脆弱性がきわ立つシステムへと変容したと主張したのであった。かれはそれを共有された覇権システム〔shared hegemony〕と呼んだこともことはすでに述べた。つまり権力構造の面では、ヒンズリーとシュローダーは次第に懸隔が明らかになる。ヒンズリーは国益の放棄こそが国益だと列強は認識していたという。他方シュローダーはその『頂点におけるメッテルニヒ外交』でメッテルニヒを、ウィーン・システム内で、オーストリアの国益を追求する外交官として描きだしたが、ウィーンに集った政治家たちは、基本的にそこでつくられた領土システムの維持やヨーロッパの平和と秩序を守りぬくために、会議外交やヨーロッパ理事会などと称された協調システムの重要性を認めることにやぶさかではなかった点も、明らかにされていた。これも在来型の議論だと言えるであろう。つまりこの時点でシュローダーはなおウィーン・システムを18世紀的勢力均衡の復活と考えていて、そこでウィーン・システムを支えたものは、勢力均衡とヨーロッパ協調であるという議論だったからである。

「国益の放棄こそ国益」という議論はシュローダーの後年の変容を考える上で重要な概念である。ヒンズリーはこれを「当面自国の国益を棚上げにした」⁸⁹⁾と留保をつけているが、すぐれた議論であると言わざるを得ない。この時点ではシュローダーよりもヒンズリーの議論が一步先んじていたということであろう。ヒンズリーの議論は、ウィーンに集った政治家たちは、アンシャン・レジーム期の政治家たちと、心性面での相違をふくむものだからである。この立場はシュローダーによって後年さらに深化、かつ精密化される⁹⁰⁾。『ジャーナル・オヴ・ミリタリー・ヒストリー』に寄せた1990年の論文「ナポレオンの外交政策：罪深い企て」で、かれはウィーン・システムは勢力均衡論では説明できないことを主張しつつ、こんな風に論じる。18世紀的な勢力均衡は競合的なパワー・ゲームであって、大国

89) ヒンズリー『権力と平和の模索』296ページ。

90) 2004年の時代区分に関する論文では明確に〔集合心性〕という言葉でこうした問題が捉えられるようになる。

は勢力均衡のために他の大国がある領土を獲得した場合、補償とか賠償というかたちで弱小国家の領土を分割するというのが常態となっていた。このシステムは破壊的で不安定だったが、18世紀の政治家たちはこうした方式に代わるべきものを見出すことはできなかった。この世紀中葉以降に成立した五頭政治とは、こうしたゲームに参加しその勢力を高めていった大国を指す。それは言わば勢力の寡占システムが成立する時代の荒波だったと言ってよい。だからかれらはフランス革命の初期の新たな事態に直面して、革命が鎮圧されれば再び18世紀の勢力均衡が戻ってくるものと信じていたのである。「これがまず主として救済の意識と期待をもって、ヨーロッパがナポレオンの権力掌握を歓迎した大きな理由である。ナポレオンはノーマルでその行動の予測がつく政治家であって、王冠のない国王なのだ。他の支配者よりは過酷で狡猾だとしても、周知のルールでゲームをすることのできる人物だと考えられたからである」⁹¹⁾。ところがこのナポレオンは、とんでもない政治家で戦略家なのであった。シュローダーによれば、かれは原則をもたない人物だった。原則をもつということはそれ自体ながしかの制約を受けることを意味したから、原則のないナポレオンには何でもありというのが実情であった⁹²⁾。「われわれはナポレオンのなかに、海賊、傭兵隊長〔condottiere〕、マフィアのボスの魂を認めることによって、より歴史的な正しさをもって扱おう⁹³⁾。梟雄ヴァレンシユタインを想起するような人物だと考えればよい。「かれ〔ナポレオン〕はヨーロッパの君主と政治家に、18世紀政治に代わるべきものが見いだされねばならないと確信させた。かれと旧いゲームを行うことは許されなかったからである。かつてのゲームは重装備を施し、ある間隔でテーブルを転覆させたり、投げ出したりする用意があるプレーヤーたちが行う、掛け金の高いポーカーだった。けれどもいまやかれらは、ゲームはつねに詐取し最大の砲と一番強いカードをもって、勝手に自身のルールをつくって、つねに勝

91) Schroeder, "Napoleon's Foreign Policy, A Criminal Enterprise," *Systems, Stability and Statecraft*, p.33.

92) Wetzel, Jervis, and Levy, "Introduction," *Systems, Stability and Statecraft*, p.3.

93) *Ibid.*, p.32.

利し、決して掛け金を支払うことのない人物に操られていることを発見したのだった。そしてかれらはこのポーカー・ゲームを終わらせコントラクト・ブリッジのような、つまり1815年以降の新たなゲームを作り出さねばならなかったのである⁹⁴⁾。こうして新たな心持で新たなゲームのルールが生み出されることになる。それはウィーンに集まった政治家たちが共有する集合心性と呼べるものであった。

シュローダーはこうした問題を1989年に『レビュー・オヴ・インターナショナル・スタディズ』で詳しく論じているので、その見解を見ておこう。18世紀的な「純粋な勢力均衡思考」⁹⁵⁾から、「政治的均衡思考」への政治思考の変容であった。「われわれは1813年〔ライプチヒの戦い・ナポレオン敗北〕から17年〔諸国民の戦い大勝利四周年・ルター宗教改革三百周年・ワルトブルク記念式典〕のあいだに、どのようにして均衡〔equilibrium〕の中心的な概念が変化し発展したのかを跡づけることが可能である。この時代はなおヨーロッパが旧式の競合的・18世紀のモデルに固執していた時期にはじまる。補償と賠償を通しての勢力均衡〔balance of power〕、領土・歳入を基礎として軍事力の計算、敵対的な同盟と連合による脅威と危機の管理というのが旧式の勢力均衡であった。この古い考えは、すぐれて道義的・法的・社会的共同的な均衡モデルの出現とともに終了する。ここにあつて均衡〔equilibrium〕は、まず第一に全体の政治・社会秩序を維持することを要求し、法的につくられた秩序を守るためにあらゆる列強の一体化を求めたのだった。こうした展開は戦争から平和への移行の反映であるばかりでなく——じっさい平和は思考におけるこの変容のゆえに可能となったのであるが——、ヨーロッパ政治の国家経綸策の受け入れられるルールの深い変容を示唆していた⁹⁶⁾。そしてこうした「政治思考の変容」が新たな時代創設に大きな影響をもったことは否定できな

94) *Ibid.*, p.33.

95) この用語は1975年発表の、“The ‘Balance of Power’ System in Europe,”あたりから、シュローダーが使用した概念。なおこの概念はシュローダー自身のなかで成長、発展させられた。

96) Schroeder, “The Nineteenth Century System: Balance of Power or Political Equilibrium?,” *Systems, Stability and Statecraft*, p.231.

い⁹⁷⁾。

シュローダーは1993年にかれの大著『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』の紹介と梗概を述べた論文「政治思考の変容、1787-1848」⁹⁸⁾で、「集合心性」と言う用語を使用して、18世紀的な国際政治への思考法から19世紀のそれへのシフトを明らかにしようとした。かれの議論はある種の理念型を論じたものと言ってよい。この理念型の変容という枠組みのなかで現実政治の変容を捉えようとしたのである。かつて「純粋な勢力均衡」と呼んだ18世紀ヨーロッパの権力政治を「直線的・直截的アプローチ」〔単純な加法的視点 linear-additive〕と名づけ、ナポレオン戦争を経験し、政治的な均衡〔political equilibrium〕が重視された19世紀の国際政治の特徴を、「間接的でシステマティックな道筋」〔indirect systematic route〕と喝破した⁹⁹⁾。シュローダーがヨーロッパ安全保障の危機¹⁰⁰⁾としてフランス革命勃発よりも重視する年1787年から¹⁰¹⁾、1815年までのヨーロッパ政治は、多元的なシステム思考の可能性の扉を大きく開き、長続きする平和と安定のためには、直截的アプローチを凌駕しなくてはならないという教訓をもたらした。また1815年から48年さらにそれ以降もこうした多元的システムはこの世紀のヨーロッパ政治を特徴づけることになった。かれはこうした変容の事情をこんな風に述べる。「1813年から15年の国際政治の本質的かつ規定的な要素としての間接的で・システマティックな思考の究極的な出現と同じように印象的なことは、この現象が起こるのに必要な複雑で累積的な学びの過程と多くの時間が必要であった。ある国々のあらゆるエリート集団とか個々の政治指導者の見解の変換とか教育とかいったものは、新たな思考方法が権力と決定者の主要な中心において、または少なくとも、

97) “Introduction”, *ibid.*, p.5.

98) Schroeder, “The Transformation of Political Thinking, 1787-1848,” Jack Snyder and Robert Jervis (eds.), *Coping with Complexity in the International System*, Boulder, CO., 1993, pp.47-70.

99) *Ibid.*, pp.47, 65.

100) ロシア・トルコ戦争勃発、プロイセン・イギリスのオランダ干渉などヨーロッパ全面戦争の危機があって、これに革命戦争が新たに加わった。

101) *Ibid.*, p.52.

こうした諸国の批判精神をもつ一般大衆のあいだにおいて勝利をしめない限り、明らかに役に立つものではない。1787年か1812年のあいだにおいて、国際政治においてグレシャムの法則のようなものが作用したことがあったことも、しばしばであった。不完全な直截的な思考は繰り返し、よりよいシステムティックな思考を駆逐するのである。この理由を問うのはそれほど困難ではない。直截的な勢力均衡思考は伝統的で、いわば国際関係を考える定石であって、その背後には確立された慣習が存在したからである。そこではしばしば政治指導者たちは、システムティックな思考が差し控える短期的な利益〔gains〕に目ざとく引き寄せられる。システムティックな思考と解法が採用され、その要求をすべての人々、少なくともすべての主要なアクターたちが気づくのでなければ、国際システムは作動しなくなるだろうし、それを採用した国家や列強は他国にだまされ、利用されているのだと思ってしまうであろう〔ゲーム論で言う、鹿狩りゲーム Stag Huntである〕。要するにシステムティックな思考法と慣行〔実行〕は、達成するのは難しい相互信頼と共同のあるレベルが必要とされるのである。これを長期にわたって維持することはさらに困難なのである。必ずやだましてやろうという強い誘惑に駆られるからである¹⁰²⁾。

シュローダーはつづける。「この時代、その学習の過程は平坦ではなく、螺旋的で、まわりくどいものだったばかりでなく、後戻りの危険さえあった。それは強力な強制ファクターによって動機づけられ、ある程度そうされる必要があった。大体ヨーロッパの指導者たちは国際政治やそれを運営することに関して、新たによりよい思考法を積極的に求めはしなかった。かれらはしぶしぶそれを受け入れたにすぎない。かれらは繰り返される失敗、他の選択肢の枯渇、旧式の政治または旧式と新たな政治の結合のどんな形のものをも、動かすことができなかったことで、最終的にヨーロッパがかつて経験したことのなかった、もっとも強欲な征服者の一人の残忍な帝国主義によって、新たなシステムティックな思考法を受け入れたのだ¹⁰³⁾」。ナポレオン戦争の経験がヨーロッパの政治指導者たちに

102) *Ibid.*, p.67.

103) *Ibid.*, pp.67-68.

とって、衝撃的な刺激を与えて新たな国際政治観をもたらしたことは、シュローダーにとって間違いのない事実であった。かれは『アメリカン・ヒストリカル・ジャーナル』で1992年にこういう。「ナポレオン戦争はフランスを強大化しすぎて、すべての均衡を破壊したばかりでなく、すべての権利を攻撃し、あらゆる領土への正当な権利を不安定にし、到るところで法というルールを〔力の帝国〕に換えた。法の支配というものはすべての王位の基礎、安全保障、正統性でもってはじまるのである。ヨーロッパの均衡はかれらの支配者にとってのように、ヨーロッパ諸国民の安全保障と権利のために本質的であるあの原則なのである」¹⁰⁴⁾。この心性の変容は1813年から15年に突然に表面化したように見える。シュローダーは『ヨーロッパ政治の変容』¹⁰⁵⁾でこんな風に述べる。「政治指導者たちはかれらの挫折から学んだが、〔集合心性の変容は〕1813年から15年にかけて大国のリーダーたちに広まったというのが事実であった。結果は国際政治の突然の変容となった」。シュローダーにとってそれは、「新たな国際システムの長期の妊娠期間であり突然の誕生」でもあった。この意味でかれは、広義の勢力均衡論者であると考えられるヒンズリー¹⁰⁶⁾やシーハン¹⁰⁷⁾とスタンスを異にする。後の二者は1804年の「新たな均衡 equilibrium を恒久化するために、なんらかのメカニズムが講じられなければ、ヨーロッパは安全にはならないであろう」というピットの議会答弁をもって、ウィーン会議の決定に結びつくものと考えている。これに対してピットは新たな心性をもって、こう述べたのではないとシュローダーは言う。「イギリスの首相ウィリアム・ピットはしばしば、とりわけイギリスの著述家たちによって、1804年に1815年の講和の主要な特徴を提案したと考えられている。詳

104) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," *Systems, Stability, and Statecraft*, p.48. Jack S. Levy, "The Theoretical Foundations of Paul W. Schroeder's International System," *International History Review*, 16, 4 (November 1994), p.738.

105) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, pp.viii-ix, 581. Cf., Levy. *ibid.*, p.741.

106) ハリー・ヒンズリー『権力と平和の模索 国際関係史の理論と現実』290-91ページ。

107) Michael Sheehan, *The Balance of Power: History & Theory*, Routledge, 2007 (Digital Printing, 1st ed., 1996), p.117.

細に検討すれば、この主張は事実とほとんど整合性がない。ピットは依然として直線的な勢力均衡の枠内で以上の主張をしたと考えられるからである。ウィーン・システムの政治思想的先祖は皇帝レーオポルト2世〔1747-92 在位1790-92。啓蒙専制君主。91年にオスマン帝国と和を結び、92年に対フランス防衛同盟をプロイセンと締結。ハプスブルク帝国の保全に努力〕なのである。レーオポルト2世についてシュローダーはこう叙述する。「一つの大国のプログラムだけが違っていた。それは直線的ではなく、システムティックであった。この大国というのはレーオポルト治下のオーストリアであった。…レーオポルトの戦略の変容は…オーストリアの安全保障案件にはいかなる直接的・正面からしての解などないというかれの認識から出たものであった〔これはこの国の国内的・地政学的脆弱性がそうさせたものである〕」¹⁰⁸⁾。

以上のシュローダーの集合心性の変容を理論的に説明するのは、レヴィも認めるように政治学者で、『戦争のパズル』（1993年）の著者であるヴァンダービルト大学のジョン・ヴァスケス〔John Vasquez〕が言うところの、政治家がもつ「世界のイメージ」論〔image of the world〕である。ヴァスケスによれば、「現実の政治」〔realpolitik〕は、構造的に決定されるものではなく、政治指導者が抱く世界のある特定のイメージから引き出される学習された行動〔behaviour〕なのである。このイメージは、不安感、不信、勢力の模索によって特徴づけられるイメージである。ヴァスケスにとってイメージは、構造と行動のあいだに介在する重要な変数である。イメージと実行を通して、政治指導者はそこでかれらが相互に影響しあうシステム形成〔社会的に構築〕をたすける。ヴァスケスの対外政策の実行というのは、学習された行動をおこない、世界についての政治指導者のイメージを反映させることなのである。イメージは構造変容がなくても変化することができ、イメージの変化は実行における変化をもたらし、結果、システムにおける変容へとつながる¹⁰⁹⁾。集合心性の変容に関しては、

108) オーストリアの地政学的位置からして皇帝は1790年代から一種の政治的均衡を主張。Schroeder, "The Transformation of Political Thinking, 1787-1848," pp.56-59.

109) Levy, "Paul Schroeder's International System," pp.728-29, 731.

つぎの両翼国家論のおわりで再度触れることになる。

Ⅳ シュローダーの両翼国家論

一方でシュローダーは革命戦争やナポレオン戦争を通じて、新たな勢力構造がヨーロッパに出現したことも指摘する。新たな集団心性がさらに十分に機能するのにより都合のよい力学的構造が出現して来たからであった。それは言うところの勢力均衡に基づく五国システムではなかった。このペンタルキー論は遡れば、ランケが「列強論」で主張し¹¹⁰⁾、ウェブスター¹¹¹⁾がその精緻なウィーン会議論で展開した古典的な議論¹¹²⁾であった。現在もウィーン・システムに関して有力な見解である。ヒンズリー¹¹³⁾はそうであるし、わが国では細谷雄一が同様の論理でこの19世紀前半の安定を解き明かしている¹¹⁴⁾。シュローダーがこうした古典的な勢力均衡論とペンタルキー論を『頂点におけるメッテルニヒ外交』では採用していたことはすでに述べた。しかしその際、かれは英露がもつ他とは異なる大きな勢力に注目していた。その後のかれの議論の展開をから考えると、はなはだ興味深いものがある。そしてかれの主張は大きく変容した。シュロー

110) 村岡哲訳「列強論」林健太郎編『世界の名著 続11ランケ』中央公論社 1974年。

111) Sir Charles Webster, *The Congress of Vienna*, Thames and Hudson, 1969 (3rd ed., 1st ed., 1934).

112) ウェブスターは、フランスの賠償金支払いに関して、プロイセンとドイツ諸邦による一層高額な要求に対して、それがプロイセンを強化することになると恐れたイギリスとロシアは、こうした金額を減額させることに成功したと述べる。メッテルニヒもオーストリア財政が救済されればそれ以上を望まず、賠償金は減額され、それは1818年4月に公式決定され、フランス占領軍はこの年の10月のエクス・ラ・シャベル会議以降は撤退することになった。 *Ibid.*, p.159.

113) ヒンズリー『権力と平和の追求』290-97ページ。

114) 細谷雄一『国際秩序』中公新書 2012年 115-124ページ。同様にウィーン・システムやそこでのステートクラフトの妙を描いた傑作として、高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社 1978年は重要。なお、中西寛「権力政治のアンチノミー」の中の“歴史主義からリアリズムへ”では高坂のウィーン・システム論が手際よくまとめられている。五百旗頭真・中西寛編『高坂正堯と戦後日本』中央公論新社 2016年。

ダー描くこの新たな勢力構造出現の過程を跡づけてみよう。

シュローダーの言うところを聞いてみよう。「勢力均衡スローガンとルールが覇権的な諸目的に資したパターンは、フランス革命とナポレオンの戦争のほとんどを通じて持続した。それでもこの戦いは、フランスの覇権と帝国主義によって解き放たれ、勢力均衡を回復するために同盟諸国によって戦われたものでは決してなく、少なくともはじめの15年間〔1792年～1807年〕は、イギリス、ロシア、フランス三国の覇権獲得競争を示していた。かつての大国——プロイセンとオーストリア——も弱小国もふくめて他のヨーロッパ諸国は、この激しい戦いで生き残りをかけていて、できるならばそこから利得を獲得しようとしていたのだった。フランスの政治家はごく自然にその覇権的な目標を正当化するために、勢力均衡議論やスローガンを使用した。これはまさにイギリスとロシアにもあてはまる。おそらくかれらは不正直さと誠実さをないまぜにしていたのだった。フランスの議論は少なくともその敵対者同様に客観的には妥当なものであった」¹¹⁵⁾。

この結果「ナポレオンの治世の以前または治世中に、フランスは西欧支配を固め強化することにやぶさかでなく、それができたならば、考えられることであるが、言葉の真の意味で勢力均衡システムがヨーロッパで成立していたことであろう。その場合フランスの勢力はイギリスとロシアの明らかに有利な地理的位置に対抗することができたはずである。それは安定して平和なシステムではなかったが、いくつかの現実的な意味において、勢力という点で均衡させられるものだったろう。そうではなくて、ナポレオンの果てしなき野望とうぬぼれは同盟諸国をして、フランスが敗北しその勢力が削がれるまで戦うことを強いたのであった。これとともに幸運にもヨーロッパは作動する勢力均衡を樹立する機会を失って、1815年には勢力は不均衡の状態に置かれたのであった」¹¹⁶⁾。シュローダーにとってこれが18世紀的権力政治の帰結であった。しかしそこから新たな英露を二つの

115) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," *Systems, Stability and Statecraft*, pp.43-44.

116) *Ibid.*, p.44.

頂点とする勢力構造が出現したことも、また事実であった。

以上に関して政治学者のレヴィは以下のように述べる。「構造的にこの新しいシステムは五大国の均等な勢力配分によっていたわけではなく、共有された覇権によっていたのだった。二つの翼側国家イギリスとロシアはそれぞれ非脆弱な国家であった。かれらは同盟の助けがなくてもその安全保障を獲得することができ、中欧三国のありそうもない同盟にすら対抗できたのであった。イギリスは植民地世界と公海上において覇権的であり、ロシアは東欧と北部アジアの多くでそうだったが、これら両翼国家は地中海、北アフリカ、レヴァント、バルカン、オスマン帝国、バルト海でも優勢な勢力だった。他の列強——フランス、オーストリア、プロイセン——はかなり脆弱で、安全保障面では同盟を必要とし、じっさいに同盟国をもとんとすれば、それなりのコストを払わねばならないのであった。これは勢力均衡ではなくて、覇権という他ない勢力構造であった」¹¹⁷⁾。

シュローダーは自分の「共有覇権論」は、言うところの両極化した冷戦構造とは違うのだと述べる。冷戦構造には相互にチェック・抑制する明確な二つの同盟ブロックが存在するが、ウィーン・システムにおける英露は、米ソのように明確なライバル・ブロックのリーダーではなかった。「イギリスとロシアは1848年以前の時代には、冷戦時のような動きをみせはしなかった。かれらは影響力とか植民地を求めての競争に奔走しはしなかった。英露のリーダーは明らかなライバル・ブロックのリーダーではなかった。かれらは1826年から29年、1839年から41年のときのように、ときには、親密なパートナーシップの下で動いたのだった」¹¹⁸⁾。また両翼国家は1828年〔露土戦争1828-1829〕以降、近東とか中央アジアで認められたライバル関係のはじまりや、イデオロギーの相違にもかかわらず、それぞれの勢力範囲では相互に干渉を差し控えたのであった。たとえば1830年から31年にかけて、ロシアがポーランドでの反乱を粉砕したとき、イギリスは傍観していたし、ロシアも低地諸国やイベリア半島でのイギリスの行動を妨げることはなかった。

117) Levy, "Paul W. Schroeder's International System," p.732.

118) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.45.

シュローダーは英露共同という意味で1832年から41年の近東危機を挙げているので、ここで簡単に紹介しておこう。エジプト総督のムハンマド・アリー・パシャがギリシア派兵の代償としてシリアの行政権を要求して、スルタンと対立し結局この地を占領した。アリーの軍はフランス人によって指揮されていたが、スルタンはロシアに援軍を請うた。この動きを警戒したイギリスとフランスは仲裁に入ってこの事件は解決した〔1832-33〕。その後、1838年フランスに支援されたエジプトが独立を宣言したために、再びトルコ・エジプトは戦争に突入した。このときフランスを除く四大国が介入して、近東およびヨーロッパではかつての伝統的な対立構図がよみがえったかに見えた。「けれどもこの危機は伝統的な権力政治によってではなくて、ヨーロッパ協調のなかでルールとリーダーシップによって解決された。フランスは絶えずスルタンをまもるために協調を好んだが、それはトルコへの恒久的な脅威であるロシアに対するのに、イギリスとのパートナーシップを期待したゆえであった。しかしイギリスはフランスの目標を疑問視して、ロシアとの共同を選ぶ。このときフランスはその威信回復のために、オーストリアとプロイセンを恫喝するが、四カ国協調の前に屈服せざるを得なくなった」。こうした経緯を総括してシュローダーはこう述べる。「この危機はシステムに関する英露の二頭覇権構造と協調のルーピング戦略の効果を示すものとなった」と¹¹⁹⁾。

たしかに共有された英露の覇権はヨーロッパに安定をもたらすことにおいて、きわめて重要な要素であった。しかし一方でヨーロッパの翼側の大国同様に大陸の中央がもつ枢要な意味をシュローダーは強調する。かれはこんな言い方をしている。国際システムは一つないしそれ以上の大国の巧みな管理、リーダーシップ、抑制的な同盟、短期の利益を共通の目標に従わせることなどを必要とする。そして中央の大国がステータス・クオを重視しなくてはならない。「こうした管理を提供するのにもっとも適した国家は、その勢力と位置が、この国家にシステムからのかなりの自律を与えるが、システムなしで生存できる国家ではなくて、システムに依拠して、

119) Schroeder, "International Politics, Peace, and War, 1815-1914," T. C. W. Blanning (ed.), *Short Oxford History of Europe The Nineteenth Century*, Oxford, 2000, p.163.

その中央の位置と脆弱性によってシステムの安全と生存への主要な投資者にされるものなのである」¹²⁰⁾。

レヴィも言うように、「シュローダーにとってキーとなる管理の役割を演ずる国家というのは、必ずしもシステムにおける最強の国家とか「バランス」である必要はなかった点は重要である。協調時代におけるキー・マネージャーは覇権的な両翼国家ではなくて、メッテルニヒのオーストリアなのだった」¹²¹⁾。じっさいシュローダーの議論は以下のとおりなのである。「新たなヨーロッパ政治と独立したヨーロッパの中心に関して、ドイツにとって自律可能な組織への要請の背後には、大国としてのオーストリアの生存のための関心があった。これにはとりわけ二つの点が要請される。全体としてドイツが平静であること。オーストリアがその支援が必要なときとところにおいて、この国が支援されることであった。メッテルニヒが考えたこうした目標を達成するには、プロイセンが求めた〔ドイツにおける〕大国の二元主義であろうとも、分離された主権国家から成るドイツが、バイエルンやヴェルテンブルクによって考えられた特殊な同盟によってのみ結びつけられようとも、問題はなかった。かれが通常それらを管理するというよりも、出来事に対応したという事実にくわえて、この見方は、かれが示した手段の点での驚くべき柔軟性と、かれの策略がしばしば見せたあいまいな〔政治的なフィネス finesse ともいえる〕点が想起されよう。おそらくメッテルニヒは、自身がそう思ったように、ヨーロッパの御者なのであった。してみれば、かれの努力は主として馬を管理下に置くことだったろう。馬車の姿勢がよければ、乗客はきわめて安全だったし、目的地の場所に馬車を引っ張っていくよりも、手綱をたくみに操作することが重要なのであった」¹²²⁾。

もう少し簡潔に言うならば、シュローダーは新生のドイツ連邦においてオーストリアとプロイセンの地域的な覇権構造が成立させられて、それが

120) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, p.425. Levy, "Paul W. Schroeder's International System," p.737.

121) Levy, *ibid.*, p.737.

122) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, p.542.

中欧の安定と平和に寄与したというのである。「ドイツの〔均衡〕はドイツ連邦を管理したオーストリア・プロイセンのパートナーシップをふくむもので、それは他のドイツ諸邦をも支配したのであった」。連邦の共同管理は重要である。それはドイツ内部における諸邦およびその他の党派間の領土争いや、ライヴァル関係の強度を低くするものだった。それはまたオーストリア・プロイセン関係を安定させ、三世紀間中欧での戦争の可能性を減少させることに貢献した¹²³⁾。これはまさに下位の共有覇権〔sub-hegemonies〕なのであった。またイタリアで優越した立場にいたオーストリアはそこでの覇権国家だった¹²⁴⁾。ゆえに初期の著作で明らかにされたように、メッテルニヒは1820年代にイタリアでの平静を破るものに対して断固としてこれを抑圧したのである。ただシュローダーは『頂点におけるメッテルニヒ外交』で、メッテルニヒの行動を否定はしなかったものの、かれの勝利の一過性に言及していた。しかし1994年の『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』になると、若干視点が変化する。前者ではメッテルニヒはオーストリアの利益を追求する外交官として描かれたが、後者では国際システムのなかで、イタリアで下位の覇権を力づくで行使したのではなく、19世紀的な抑制をもってそうしたのだと述べられる。「このあまりためにならない構図で一つのあざやかな点は、オーストリアは18世紀後半の政策のいくつかへは戻らなかったことであつた。オーストリアはピエモンテで領土併合、強力な管理権獲得を企てるために介入するのではというナポリやピエモンテの恐れは…あつたのだが。…けれどもこれは〔オーストリアの評判の悪さ〕は、イタリアがオーストリアの覇権を拒否したということの意味するわけではなかつた。イタリアの諸政府はオーストリア同様に反革命的であつた。これにくわえて、国際政治の優先順位と平和が必要とされるという意味の受容は、オーストリアのリーダーシップを不可欠のものにしていた。あるドイツの観察者はこう見ていた。〔まさにヨーロッパの中心に征服できない諸国がなくてはならない〕」¹²⁵⁾。こうし

123) Levy, "Paul W. Schroeder's International System," pp.732-33.

124) Schroeder, "Did Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.45.

125) Schroeder, *The Transformation of European Politics*, pp.613-14.

てシュローダーは英露の共有された覇権は相互に関連した要素つまり下位の覇権によって補完されていたと考えている¹²⁶⁾。

シュローダー論文のすべてを読んだ訳ではないので、正確に言うことはできないが、かれは80年代後半からギルピンらが主張した「覇権安定理論」¹²⁷⁾の影響を受けていることは間違いない。かれが両翼国家論を「覇権」と結びつけて議論した論文「ウィーン・システムは勢力均衡に依拠しているのか」が『アメリカン・ヒストリカル・レビュー』に掲載されたのは1992年のことだった。時系列的にはなんとなく了解できる展開だろう。

さて筆者の推測はこのぐらいにして、ここでシュローダーの国際政治観を分析したコロンビア大学のジャック・レヴィの論考「ポール・シュローダーの国際システム論の理論的基礎」〔『インターナショナル・ヒストリー・レビュー』1994〕のシュローダーの覇権議論に関するくだりを見ておきたい。「多くの点でシュローダーの共有覇権システム論はミドラルスキーの〔階層的な均衡hierarchical equilibrium〕のモデルに相応している。ここでは二つの指導的な国家間の平衡〔均衡equilibrium〕が見られるが、それぞれの自身の勢力分野では覇権的な支配が存在するという点においてである。けれどもミドラルスキーが二つの指導的ライヴァルをめぐる両極化された同盟システムをふくむ安定を構想するのに対して、シュローダーは1815年以降のヨーロッパの叙述にあたって、そこには冷戦時のような両極化や米ソの指導下で結び付けられたそれぞれの同盟はなく、二つの指導国家間の重要なライヴァル関係もないと言う」¹²⁸⁾。つまり先述したように「共有覇権」は冷戦構造とは異質なものであった。シュローダーはこうも述べている。「こうして外部環境と保守的な諸目標はイギリスとロシアをして、新秩序のよきスタビライザーにした。…〔共有された覇権は双胴船にたとえられる〕双胴船というのは、軽量でもろいが機動性をもつ軽快な船で、その脆弱なセンターは両サイドの舷外浮材によって波浪の上に置

126) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.45.

127) 村上泰亮『反古典の政治経済学 上』中央公論社 1996年(11版 初版1992年) 第4章。

128) Levy, "Paul W. Schroeder's International System," p.733.

かれているのである。それを浮かべるためには絶えざる注意とシーマンシップが求められる船なのである¹²⁹⁾。

シュローダーは19世紀には18世紀と異なる新たな国際秩序が出現したことを強調していることはすでに了解いただいていると思うが、かれはそれゆえにキッシンジャーの安定体系と革命体系の循環史観や、統一と多様性というデヒーオの循環史観には反対である。デヒーオは第二次大戦後の1948年に米ソ二極構造時代を反映する「両翼国家」〔Flügelmächte〕理論を提示し、ここで19世紀にはヨーロッパの東西の周辺部に位置する英露両超大国の協力関係の中に近代ヨーロッパ史展開の枠組みを見出していた¹³⁰⁾。そしてこの両翼国家論こそ、デヒーオが国際政治史執筆の出発点としたランケの「列強論」のヨーロッパ国家系〔ヨーロッパ国際システム〕という議論で、見落とされていた概念なのであった¹³¹⁾。ランケはその国際システムでつねに、五大国の勢力均衡をもって近代ヨーロッパの基本構造と見なしていたからである¹³²⁾。デヒーオはランケを指針にしながら、一方では新たな国際政治史の枠組みを模索したのだった。シュローダーの両翼国家〔flanking powers〕はこのデヒーオのフリーユゲルメヒテの英訳に当たる¹³³⁾。われわれはこの点にシュローダーとデヒーオの近似性を見出しても差し支えないであろう。デヒーオはこの名著の劈頭でヨーロッパ国際政治史の基本構造をこんなふうの説明する。「統一〔Einheit, unity〕と多様性または分裂〔Vielheit, diversity〕と言う二つの原則へとあらゆるできごとを関連づける西洋世界の歴史を考えることは可能であろう。結局千年以上にもわたって振り子は決して完全な統一へととはつながらなかったが、統一へ向かう傾向と、完全な分裂に到ることもなかったが、分裂へと向かう傾向のあいだで、行きつ戻りつしたのである。時代が変われば、この二つ

129) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, p.591, Levy. "System and Systematic Thinking in International History," p.733.

130) 義井博『国際関係史』南窓社 1993年（五訂版 初版1979年）327ページ。

131) 岸田達也『ドイツ史学思想史研究』ミネルヴァ書房 1976年 185, 188-90ページ参照。

132) 義井博『西洋史像の形成』ミネルヴァ書房 1966年 90-91ページ。

133) 注14参照。

の原則は異なった環境と諸力と連結されるのである」¹³⁴⁾。シュローダーはこうした史観には反対であることはすでに指摘した。かれはデヒーオの19世紀のイギリス・ロシア関係に強く引かれたのであろう。

デヒーオは以下のように論じて、両翼国家は相互に干渉できない地域から各々の力を得ており、ヨーロッパの勢力均衡が危殆に瀕したときに、その勢力を随時、勢力均衡回復のために使用してきたと述べる。「四世紀間こうした連合がつねに成功した理由のなかでもっとも重要なものは何か。それは大連合が絶えずヨーロッパの東西の翼側の勢力から無敵の支援を獲得していたからなのである。第一にそしてもっとも強く西方の海洋国家から、二番目に東方の周辺の大陸国家からの支援を得たからであった。これらはヨーロッパ外の領土の成長する資源を、ヨーロッパ内部の優越した国家に対する戦いのために有効にできる国家であった。まずは海外領土からの資源、ついでユーラシア大陸からの資源という具合であった。近代国際政治史の秘密は、ヨーロッパの縁から、さらに地球大の世界からもたらされる新たな重量が、つねに連合サイドの秤に投げ込まれた。この現象は深刻な攻撃に打ち勝ち、倒れそうな均衡がもう一度平衡をとりもどすまでなされたのだった」¹³⁵⁾。

シュローダーは以上の意味における両翼国家論をデヒーオから継承する。かれはこう叙述している。「言うところの勢力均衡は翼側の二国と中央の三国からなる五国をふくむものだった。両翼国家のそれぞれは他の三国にくらべてより多くの固有の資源を支配していた。ロシアは断然巨大な領土、最大の人口それに巨大な陸軍をもっていた。イギリスは産業、商業、植民地、財政力で世界をリードする一方、海洋を支配していた。同時に両翼国家それぞれは、ナポレオンがかれらを屈服させることに失敗したことで明らかなように、地理的な位置のゆえに事実としての難攻不落さを享受できた。… こうしてイギリスとロシアは強力かつ非脆弱なので、両翼国家に対する他の三国の同盟ですらかれらの基本的な安全保障を脅威す

134) Dehio, *The Precarious Balance*, p.19. Dehio, *Gleichgewicht oder Hegemonie*, s.21.

135) Ludwig Dehio, *Germany and World Politics in the Twentieth Century*, London, 1965, p.125.

ることはなかった」。この点でデヒーオ・シュローダー関係は明白であろう。¹³⁶⁾

また1815年以降のロシアの東欧・中欧への影響の高まりを描いたあとでデヒーオはこう言う。「しかしながらすべてこの展開はロシアをしてイギリスの海洋権益に脅威をもたらすことはなかった。バルト海へのロシアの膨張はデンマークのバリアーが引き続いて存在することと、スウェーデンの高まる強度によってチェックされたからである。スウェーデンはノルウェーとの合同〔1815-1905〕においてフィンランドの代替〔1809年のフレドリクスハム条約によってロシアの大公国となり、1917年のロシア革命に乗じて独立〕を見出していたのであった。トルコのバリアーという重要な機能は影響されずに残った。あらゆるその進出にもかかわらず、ロシアは地中海、北海、大西洋へのアクセスを獲得しはしなかった。こうしてさしあたってロシアという巨像はかつてのスペインやフランスと違って、イギリスへの危険とは見なされなかった。アジアにおいても状況は同じであった。ロシアが太平洋の北端に到達したという事実は、じっさいそうだったように、イギリスにおいて関心の的とはならなかった。ツァーの帝国の南部国境はすべて本土に隣接させられていた。ロシア国境はイギリスの海洋権益の北端に接していて、緊張の要素は十分にあったが、大陸のコミュニケーションの後進性もあって、緊張が高まる可能性はきわめて低かった。…ロシアとイギリスは、お互いに天敵と考えていたのだけれども、なお疑心のある相互監視、相互探査と空しい角突合せの段階にあった。この二つの巨大で緩やかに組織された構造のあいだには、西欧の諸戦争の線にそって優越を求める全面戦争の展望は、なおはるかに遠いものであった」¹³⁷⁾。この議論はシュローダーのいうイギリスとロシアの対立と協調に近似したものと言えるであろう。シュローダーはデヒーオを批判的かつ選択的に援用したと考えてよい。

もう一つ。ウィーン・システムが安定と平和を保障したことと、それに両翼国家〔この場合とりわけイギリス〕が貢献した事実を挙げておきた

136) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.38.

137) Dehio, *The Precarious Balance*, pp.178-79.

い。この議論もシュローダーはデヒーオからなんらかのヒントを得ていると考えられるからである。まずデヒーオは以下の議論を展開する。「全体としての世界と縮小するヨーロッパの間には基本的に相違があった。これはわれわれが1815年に創り出された状況を評価する点で、肝に銘じなければならぬ相違がある。基本的な相違はいくつかの場所で、17世紀と18世紀に予知されていた。われわれは、——ヨーロッパ以外では——さしあたって今のところ、潜在的な世界勢力である第三の勢力つまり合衆国によって続けられるのであるが、両翼国家が世界に乗り出しているのを見る。われわれはまた、1789年以前に旧大陸の世界的コネクションの縮小を見てきた。1815年までにこうした傾向は瞠目すべき結果を生み出したわけではなかったが」。ここではデヒーオの主要な主張であるヨーロッパの矮小化とアメリカの台頭が予測されているのだが、さしあたって19世紀はじめには、イギリスとロシアのヨーロッパ外世界への膨張が述べられている。¹³⁸⁾

シュローダーはこうした議論を敷衍して、19世紀の国際システムではヨーロッパ国際政治は基本的にヨーロッパ内部のものであって、ヨーロッパ外部の世界とは分離されていた事実に言及する。それは18世紀におけるように植民地問題や海洋支配の案件がヨーロッパ政治にリンクされないという意味であった。したがってヨーロッパ列強は七年戦争のような世界戦争を回避できる可能性は飛躍的に高まったのである。以上にはイギリスの独占的海洋支配によって大きく寄与したことはない。シュローダーは、「けれども戦争が終結する前に、ヨーロッパと海外の戦争・政治のあいだの、この親密で一見、解きたい関係は断たれることになる。イギリスはにべもなく講和会議の席上、議論から海洋法の条件を棚上げにしまい、合衆国との戦争に関して、ロシアまたは同盟国のあらゆる仲裁を固く拒否した」と、この構図を描いた。¹³⁹⁾

138) *Ibid.*, p.179.

139) Schroeder, "19th Century International System," pp.15-16. 左記のシュローダー論文に注記されていないが、1987年にドイツの外交史家クラウス・ヒルデブラントはこれと同様の趣旨の発言をしている。ヒルデブラントは「ヨーロッパ的中心、海外

シュローダーの両翼国家論とデヒーオの親和性に関する議論はここまでにして。権力政治的な構造からするならば、1815年のヨーロッパ国際政治の力学的構造は1763年のそれと多くの点で類似していた。シュローダーはこんな疑問を提示する。「真摯に平和と安定を望む政治家たちは、なぜ18世紀にそれらを達成するのにおそるべき蹉跌をきたしたのか。どうして〔ずっと驚くべきことに〕かれらは、この同じ課題達成に一世代後にはうまくなったのであろうか。この質問は本書もしくは歴史一般に関係があるばかりでなく、国際政治理論、それにおそらくその実行にさえ関係するものなのである」¹⁴⁰⁾。こうも言っている。略奪的な18世紀の勢力均衡は不安定な覇権を生み出したが、「ウィーンの時代の均衡論〔政治的均衡〕のルールと慣行は慈悲深い安定的な覇権をもたらしたのであった」¹⁴¹⁾。レヴィはこのシュローダーの問いかけに対して以下の解答を用意する。「これへの解答は・・・非構造的要素に求められる。大国管理の新しいシステム、協調システムの非公式の規範とルール、協調のルールをつくったり維持したりすることを支援する国益と安全保障の新たな概念、国際政治へと向かうこうした新たな概念の方向性を生み出した経験的学習を通じての政治思考の変容」ということである¹⁴²⁾。つまりウィーン・システムの安定と平和をもたらした主役は、政治思考の学習による変容だと言うのである。そしてこれを補完したのが安定的な英露両翼国家の覇権と、ヨーロッパ中央の安定〔ここでもプロイセン・オーストリアの地域的覇権が存在、イタリアではオーストリア一国の覇権〕なのであった。シュローダーはこんな言い回しもしている。ナポレオン戦争はフランスを強大化しすぎて、すべての均衡を破壊したばかりでなく、すべての権利を攻撃し、あらゆる領土への正当

的周辺と新世界」という論考の中で。一九世紀の国際政治を「諸国家世界の最高法廷としての五大国」という規定で表現した上で、一八七八年ベルリン会議以前も「ヨーロッパ的利害と植民地的利害との広範な分離が秩序に利点」をもたらしたと指摘している。大原俊一郎『ドイツ正統史学の国際政治思想－見失われた欧州国際秩序論の本流－』ミネルヴァ書房 2013年 130ページ。

140) Schroeder, *The Transformation of European politics 1763-1848*, p.5.

141) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.46. Levy, "The Theoretical Foundations of Paul W. Schroeder's International System," p.734.

142) Levy, *Ibid.*, p.734.

な権利を不安定にし、到るところで法というルールを「力の帝国」に換えた。「ゆえにヨーロッパの均衡は、法の支配の復活に基礎づけられねばならなかった。この法の支配はすべての王位の基礎、安全保障、正統性でもってはじまるのである。〔ヨーロッパの均衡は〕かれらの支配者にとってのように、ヨーロッパ諸国民の安全保障と権利のために本質的である原則なのである」¹⁴³⁾。

以上を簡潔にまとめるならば、ウィーンで達成された安定や平和は、政治的均衡〔political equilibrium〕によっていたと言えるであろう。この政治的均衡という言葉は、狭義に定義された〔シュローダー風に言えば直線的思考 linear thinking〕勢力均衡を意味したわけではなかった。抑制と均衡への傾斜はこの過程の一つの要素であって、システムのエッセンスは「勢力均衡というよりも、〔政治指導者の集合心性からして〕満足の釣合い、権利と義務の平衡、パフォーマンスと報酬のバランスによっていた」。シュローダーは「ウィーンにおける領土・人民・王冠の再配分は、勢力均衡によってというよりも、諸権利、長期的な安全保障の均衡への関心によってもたらされたと考えた」とレヴィは言う¹⁴⁴⁾。シュローダーは、1815年から1848年にヨーロッパが享受した安定、平和な政治的均衡は、勢力均衡からもたらされたものではなく、力というよりも、規範とルールに関する相互のコンセンサス、法の尊重と権利・安全保障・主張・義務・満足から得られたことに疑義をさしはさむことはなかった¹⁴⁵⁾。

シュローダーのこうした主張は単に1848年をもって終わるものではなかった。この政治指導者の集合心性〔これは18世紀とは異なる政治慣行を形成〕とその政治上の実行〔多くは制度化された取り決め〕は、現実はこの年または両翼国家による協調が破綻したクリミア戦争によって終了しはしなかった。かれはこう述べるのだった。「さらにシステムティックな変容がつづくことが明確になった。1848年から1850年の変動と1854年から1871年にはいくつかの戦争があったものの、それはこの世紀の後半までつ

143) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.46.

144) Levy, "Paul W. Schroeder's International System," p.738.

145) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.46.

づいた。もっと言えば、19世紀の政治行動のパターンは、18世紀のそれとは違っていた。それはほとんどの政治家のより平和的・保守的傾向の目的や願望に沿ってそうなったのではなくて——それがあっても、これはすぐに消えて行く傾向にあった——、二つの支配的なシステム〔新たな集団心性と19世紀的な取決め〕が、行動のための異なった組織的抑制と可能性を与えたからなのであった」。シュローダーは少なくともウィーン・システム構築に貢献した政治家の集合心性のある面は、19世紀ヨーロッパの国際政治を特徴づけ、20世紀はじめまで存続したと考えている¹⁴⁶⁾。

V シュローダーによる18世紀的勢力均衡〔闘技場のなかの国際政治〕の「発見」

『頂点におけるメッテルニヒ外交』は1962年初出の著作であるが、ここではウィーン・システムの成功の要因としてランケが、またかれ以降1960年代70年代にも多くの研究者がそうであったように、五大国の勢力均衡とヨーロッパ協調が重視されていた。シュローダーが1972年に綿密な実証とシステムのアプローチの結果として、世に問うた『オーストリア、イギリスとクリミア戦争：ヨーロッパ協調の滅亡』ではこんなことも言っている。「対外政策はつねに一国内部のより深遠な諸力の表明である。ゆえに外交史は一般の政治史の一部として、または社会・経済史さらには心理的な歴史の一部として考えられ、叙述されねばならない。それはもはや、対外政策の優位の原則がなお妥当であり、閣僚や大使の処置が真の物語であるかのように、外交史独自の言葉で見られたり書かれたりするものではない」¹⁴⁷⁾。この心理的な歴史云々でわれわれは後年のかれの集合心性への傾倒を考えることもできる。外交史の研究方法を国際政治学や国内の政治史など他の分野にまで、広げて考察することの重要性も説かれている。政策決定過程を研究するには国民生活、当時の文化や思考にまで研究の幅を広

146) Schroeder, "The 19th-Century International System: Change in the Structure," p.4.

147) Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert*, Cornell U.P., 1972, p.xiii.

げるといふやり方がある。けれどもとシュローダーは言う。「政策決定の決定要因という文脈において対外政策を分析することは、国際関係において何がどうして生じたのかを理解する、もっとも重要で満足の行く方法であるとは、私は信じない。国際関係のダイナミクスは、かなりの程度、決定とかその要因とは別個に自律的に作動する。どうして政治家がある行動をとったのかを知るの、さほど重要ではない。大事なのは国際闘技場においてこれらの行動が生み出した応答とか結果の何たるかを知ることなのである。なぜ支配的なシステムのもとでかれらはこれらの結果に行き着き、そうでない結果に行き着かなかったかであり、これらの行動がシステムそれ自体にいかに関与したかなのである」¹⁴⁸⁾。レヴィによるとシュローダーは、特定の国家の外交政策または個人の好みとか信念よりも、全体としての国際システムにおける権力構造・関係性・結果を説明することによってずっと関心を払っている。ゆえに外交史の大きな目標は政策の決定要因ではなく、その結果なのだということになる。ここまで来ると初期の『頂点におけるメッテルニヒ外交』とはかなり趣きを異にするようである。1994年の『ヨーロッパ政治の変容：1763-1848年』では、個々のアクターの政策の研究を超えることが肝要なのであって、「いかに体系的なルールと構造的な制約がこれらの諸結果に影響を与え、形成したのか」に焦点を合わせる事が重要なのだと主張される¹⁴⁹⁾。こうしてシュローダーは政治家個人の意図とか信念よりも、こうした個性や個人の心理を超えた集合心性がシステム内でいかに機能したのかを見ることに関心を向けることになった。

それでもこの『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』では、ウィーン会議やヨーロッパ協調における五大国システムが主張されているのである〔勢力均衡自体を疑問視している点はずでに述べた〕。シュローダーの立場はこんな風である。「クリミア戦争での出来事はある重要な時代に、ヨーロッパにおける既存の国際システムと、それによって対外政策が実施され平和が維持された支配的なルールを破壊することに寄与した。この戦

148) *Ibid.*, p.xiv.

149) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, p.xi. Levy, "The Theoretical Foundations of Paul W. Schroeder's International System," p.716.

争はヨーロッパ協調をむしばんだ。この協調というのは、五大国が危険なヨーロッパの問題を取り決めるためと、大国間の戦争を回避するために、共同してきた複雑な慣行と調整機能のことであった¹⁵⁰⁾。しかしこの五大国支配は『頂点におけるメッテルニヒ外交』で示された、18世紀国際政治の復活と考えられたわけではなかった。

シュローダーは1970年代はじめ頃から次第に勢力均衡が平和や安定に寄与するのだという考えを疑問視するようになっていく。勢力均衡を問題にするということは、このシステムの「黄金時代」¹⁵¹⁾と言われた18世紀ヨーロッパ国際政治の従来の捉え方をも改めるということになった。シュローダーの18世紀的な勢力均衡政治への批判は、まず、1961年のスタンレー・ホフマンの論文「国際システムと国際法」¹⁵²⁾に向けられた。パリ政治学院に提出した博士論文の議論を発展させた初期の作品で、国際システム研究の先駆的業績であるこの論文¹⁵³⁾でのホフマンの議論はこうである。「ウェストファリア条約が領土を再分配して勢力を相殺できる多数の主要国を創設し、宗教戦争の毒素を除去したため、均衡〔balance〕は効果的に機能した。主要国諸単位の内部では重商主義と絶対主義が徐々に弱まった。ヨーロッパでは、国家を超える新しいつながりができていた。ちょうどヨーロッパの知識人コミュニティが啓蒙主義の価値に関してコンセンサスを生み出したように、君主、外交官、政府高官のあいだの国境を越えた〔共通のアイデンティティ〕が均衡の正当性〔legitimacy of balance〕に関するコンセンサスをつくりだした。その政治的結果としてもたらされたのは、機械的均衡〔mechanical balance〕であった。そこでは、均衡が乱されることも多かった。他国が均衡を崩そうとするかとか、そうするとすれ

150) Schroeder, *Austria, Great Britain, and Crimean War*, p.xi.

151) H・J・モーゲンソー〔原彬久訳〕『国際政治 権力と平和 (中)』岩波文庫 2013年 59ページ。

152) スタンレー・ホフマン〔中本義彦訳〕『スタンレー・ホフマン国際政治論集』勁草書房 2011年 462ページの「翻訳者あとがき」参照。またホフマンの同論文（同上書所収）289-90, 291ページ。Stanley Hoffmann, *The State of War: Essays on the Theory and Practice of International Politics*, Frederick A. Praeger, 1965. pp.101-102.

153) ホフマン 同上書 「訳者あとがき」462ページ。

ばいつなのかを事前には知ることはできず、個人的な野心を完全に抑制することも不可能だったからである。こうして制限戦争が数多く生じた。それは地位をめぐる様式化された戦争であり、市民に影響を与えることはほとんどなかった。…利益調和の考えが、かつてもたれていた紛争に対する期待に——そしてそれゆえに、とくに戦時における海洋貿易を保護する手段に——とってかわった」¹⁵⁴⁾。またホフマンはこんな議論も展開していた。「フランス革命が国家を超えるつながりを破壊し、諸体制の異質性がヨーロッパに爆発的要素をもたらした。理想主義的な平和主義——勢力均衡の維持という君主間のゲームに対する嫌悪——が広がり、まもなく革命家たちは自ら起爆剤となった。…フランスの勝利が大国間の均衡を破壊し、不均衡をさらに利用する誘引をつくりだした。そして、ナポレオンの野心が、イデオロギー的信条にもとづき、全体的な国内的・国際的手段によって遂行される近代初の全体的権力政治を生み出した。…その結果、国際法は完全に破壊されることになる。…制限戦争のゲームは終わって、総動員、移動、市民抹殺の戦争に置き換わった。…次に十九世紀の国際システムを検証してみよう。…一八一五年の勝者たちは、安定を確保する最善の方法として均衡システム〔balancing system〕を選び、それを回復させようと決意した」¹⁵⁵⁾。

このホフマンの議論に対してシュローダーは三つの点で強く否定的であることを明らかにする。まず18世紀の戦争はすべて必ずしも制限戦争とは言えないという点である。いわく「スペイン継承戦争とか七年戦争のような世界大の対立を制限戦争として描くことに意味があるのだろうか」。また、ウェストファリア以降、均衡がヨーロッパ・システムで効果的に機能したことにも疑問符がつけられる。たとえばホフマンの18世紀的利益調和についてシュローダーはこう批判する。「ときには大国もそうってしまったが、主要国の計画的な分割とか破壊が見られたシステムにおいて、利益調和について云々できるのであろうか」。最後に革命と戦争の因果関係に関して、さらに『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』で詳細に描

154) ホフマン 同上書 289-290ページ。Hoffmann, *ibid.*, p.101.

155) ホフマン 同上書 291-92ページ。Hoffmann, *ibid.*, pp.102-103.

かれることになるのであるが、シュローダーの見解かくのごとしである。「1789年までに国際システムはすでに崩壊していたというのが事実である。大国はとりわけ東方ではなんらの抑制なしに自由に行動していた。もちろん革命はヨーロッパ支配のための一大闘争にイデオロギーの側面を付加し、フランスが暫時そうした支配を獲得する手助けとなった。…けれども闘争自体は18世紀の勢力均衡政治から自然かつ不可避免的に生じたのであった」¹⁵⁶⁾。こうした18世紀国際政治の様相をシュローダーが構想するようになったのは、ペイトリス・ヒゴネットの「七年戦争の起原」とハーバート・N・カプランの「ロシアと七年戦争の勃発」がきっかけであった。「いかに18世紀の勢力均衡システムが瀬戸際にまで到ることを奨励し、戦争の危険を高めたのかの好例」として、シュローダーはこの二論文を挙げている¹⁵⁷⁾。

シュローダーは言う。「けれども大事な点は勢力均衡自体は必ずしも戦争を防がないことである。勢力均衡の主要目的は平和維持ではなくて、多極的なシステム内部において帝国とか覇権を防ぐことであり、さまざまな政治単位の独立を維持することなのである。ときとして勢力均衡はこうした機能を見事に果たす。平和維持の手段として勢力均衡は重大な欠陥もっていた。そもそも〔勢力均衡〕というまさにその言葉からして曖昧模糊としていたので、政策を指導する原則とか政策分析の道具としては基本的に役に立たないものなのである。帝国または覇権への動きをふくめてほとんどあらゆる政策は、もっともらしく勢力均衡維持のものとして示すことが可能なのである。もっと重要なのは勢力均衡政治に固有の不安定さなのであって、均衡よりも裁決へと向かう連合形成過程にひそむ協力に内在された性向なのである。また均衡とかブロックする同盟というよりも、勝利し支配する連合形成を欲する傾向が見られると言ってもよい。ゆえに均衡論者〔*equilibrist*〕の政策遂行の過程は、容易に不均衡を生み出し、危険な恐れを促進し機会を機敏に捉えようとする傾向を推し進めるのである。こうして対抗、対立が奨励され、さらに予防戦争までがまっていると

156) Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War*, pp.402-403.

157) *Ibid.*, p.515.

いう有様なのである。以上の証明に18世紀の歴史以上のものはない。ここでは勢力均衡政治をたしかに辿ることができる。そしてそこから戦争が繰り返しなされたことや、独立への大きな脅威が存在したこと、大国も弱小国家もそれらの生存は同じように、このシステムすべてを破壊したフランス革命戦争とナポレオン戦争で頂点に達したのだった¹⁵⁸⁾。

以上につづけてシュローダーは、全体として19世紀の平和と安定に寄与したのは、勢力均衡原則のゆえではないとし、こうした状態に貢献したのは、ドイツやイタリアにおけるオーストリアの地域的な覇権であったし、神聖同盟の絶対主義的覇権はポーランドや近東での戦争防止に貢献したのだと言う。ここにはまだヨーロッパ規模の両翼国家の共有覇権論は見当たらないが¹⁵⁹⁾。両翼国家という言葉が登場するのは『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』が上梓された三年後、シュローダーが『ネーヴァル・ウォー・コレッジ・レビュー』紙上で発表した「勢力均衡システム：1815-1871年」という論文においてである。ただしここでは「共有された」という表現も出てこないし、両翼国家もヨーロッパの政治に介入可能なヨーロッパ東西の強国という程の意味づけしか与えられてはいない。両翼国家の原語は“flank powers”とか“both flanks”¹⁶⁰⁾とされており、後年の“flanking powers”ではない。「フランキング・パワーズ」つまり両翼国家の概念が明確化して来るのは1980年代になってからのことであるように思われる¹⁶¹⁾。

「勢力均衡システム：1815-1871年」においてシュローダーは、17世紀か

158) *Ibid.*, p.402.

159) *Ibid.*, pp.402-403.

160) Schroeder, “The ‘Balance of Power’ System in Europe, 1815-1871,” *Naval War College Review*, March-April 1975, pp.23, 30.

161) 1985年に野田宣雄はこれを「翼強国」と訳しているが、この方が原語の意味に近いと思う。ただ本稿では従来馴染んだ訳語の両翼国家を使用。V. R. ベルクマン〔野田宣雄訳〕「デヒーオ」H.-U. ヴェーラー編〔ドイツ現代史研究会訳〕『ドイツの歴史家 第5巻』未来社 1985年 117-56ページ。この論文はいわゆる「国内政治の優位」という立場からデヒーオを捉えているために、少々かれに厳しい指摘が見られる。ちなみに『ドイツ正統史学の国際政治思想』で大原俊一郎も「翼強国」の訳を採用している。

ら18世紀つまりヨーロッパ近代国際政治史の揺籃期から成立期に樹立されじっさいに稼動した勢力均衡原則を、「純粋な勢力均衡」〔pure balance of power〕として捉える¹⁶²⁾。内容はすでに前段の『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』で紹介したとおりである。この純粋な勢力均衡が1993年の「政治思考の変容 1787-1848年」になると、「直線的〔単線的〕思考」〔linear thinking〕という用語で説明されるようになり、内容もより精緻なものとした¹⁶³⁾。この思考をもってして18世紀ヨーロッパの政治家たちは、権力政治を追求する手法として勢力均衡論を活用したのだった。ゆえにヨーロッパ国際政治は競合的・対立的側面を強固なものにして行き、国際関係は不安定さを増幅させたのだった。ある大国がなにがしかの領土を獲得した場合、これに関連する大国も領土的な補填を受けるものと考えられたのだった。1772年のロシア・プロイセン・オーストリアによるポーランド分割など、こうした考えの見事な適用であろう。そして大国が緩衝地帯を失い直截接する状態では、緊張は一層大きなものとならざるを得ないであろう¹⁶⁴⁾。さてシュローダーは『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』では、19世紀の安定や平和を勢力均衡に帰していないように見えるが、三年後に書かれた「勢力均衡システム：1815-1871年」では、18世紀型の勢力均衡の問題点を整理したあと、不安定化を促進するこの均衡が19世紀の安定に寄与してはいなかったとするが、この議論は放棄されなかった。この段階でかれはまだ勢力均衡原則にある一定の役割を与えていたと見てよいであろう。かれは言う。「それゆえ〔前世紀の勢力均衡がシステムの不安定化要因だったために〕、19世紀とりわけ1815年から1848年にかけての時代の相対的な安定と平和を考える場合、われわれは勢力均衡とそれ以外のなにかを考える必要がある」¹⁶⁵⁾。

162) Schroeder, *ibid.*, pp.20-21.

163) Schroeder, "The Transformation of Political Thinking 1787-1848," Snyder and Jervis (eds.), *Coping With Complexity in the International System*, Boulder, Co., 1993, pp.48-60.

164) *Ibid.*, pp.49-50. Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, pp.11-10.

165) Schroeder, "The 'Balance of Power' System in Europe," p.21.

シュローダーは1830年代から40年代にかけてのヨーロッパにおける危機や深刻な意見の対立があったにもかかわらず、五大国は安定と平和を選択したと言う。かれらは「ベルギー問題〔1830年代にオランダから独立〕やスイス問題〔1840年代後半にプロテスタント・カトリックの争いから連邦推進派が勝利して現在の形になった〕を大国間の戦争に到らせないで解決するよう協力した。かれらの間の対立はあったが、イタリアとポーランドの革命も大国間の戦争を招来しなかった。五大国すべてがオスマン帝国を瓦解から救うことに共同した。しかもかれらのだれも自分自身のためにトルコ領を獲得することはなかった。この事実は説明を要するし、勢力均衡のみで解を得ることはできないものである」¹⁶⁶⁾。かれはこんな言い方もしている。「勢力均衡に基づいていたが現実の平和維持システムは、そこに潜在的な対立を制約する傾向をもつものの上に建てられたという要素もっていた」¹⁶⁷⁾。シュローダーが挙げる「対立を制約する傾向をもつもの」は二つあった。一つは平和愛好的な保守主義が支配的だったという事情である。当時のヨーロッパの国家の多くは〔スイスを除いて〕王国であって、国王のみならず政治エリートだった貴族たちは全面的に社会秩序を倒した、ただならぬ経験から学んで、「すべての国家は戦争と革命を恐れていた」からである¹⁶⁸⁾。シュローダーは人民もまた保守的だったと言う。かれらは戦争と課税・徴兵に疲弊しつくして、いきおい保守的な傾向であった。またかれらは政治化されてはおらず、民族意識も後年ほど強くなく国王と教会の支配に甘んじていた。こうして暫時、類例がない程に抑制、共同、戦争忌避、ステータス・クオ転覆への嫌悪が支配的となっていた。しかしこの保守的精神はせいぜい十年程度しか続かなかった。その後は国王も人民も大胆になり、戦争を恐れなくなり冒険主義が前面にでて来ることになったからである¹⁶⁹⁾。

二つ目の要素は欧州協調であった。「この保守的精神を機構化し、恒久

166) Schroeder, *ibid.*, pp.21-22.

167) *Ibid.*, p.22.

168) *Ibid.*, p.22.

169) *Ibid.*, p.22.

的にする何かがあった。これは列強協調 concert of powers と呼ばれるが、ヨーロッパ協調ともたんに協調システムとも称される。この二番目の要素が基礎をなす勢力均衡にくわわる」。ヨーロッパ協調は国連のような超国家機関でもなく組織化されたシステムでもなかった。それは「大国がヨーロッパを管理し、諸問題を取り決め、とりわけ大国間の対立を回避することを可能にするように企図された一連のルール、相互理解、慣行なのであった」¹⁷⁰⁾。シュローダーは、ヨーロッパ協調は全般的な保守主義的な団結よりもずっと長命だったと言う。それは19世紀半ばのいくつかの戦争によって頓挫するものの、形を新たにして1871年以降までつづき、その後きわめて弱体化したものの1914年まで生きながらえた¹⁷¹⁾。事実の当否はべつにしてシュローダーはこんな風にヨーロッパ協調を捉えたのだった。

基本的にこのコンサート・システムはヨーロッパの理事会としてウィーン会議で樹立されたものである。言葉を換えて言うならばそれは大国主義〔ヨーロッパ勢力の五列強による寡占の恒常化を図ったもの〕の現実への投影であった。ゆえに弱小国家と大国は明確に区別された。シュローダーは『オーストリア、イギリスとクリミア戦争』のなかでこんな議論をする。「ヨーロッパの理事会である五大国はヨーロッパの重要案件を取り決めた。弱小国家は保護されるべきだという権利をもっていたし、かれらに関係する問題については意見を述べる事ができた。けれども弱小国家は決定権 deciding vote をもつことはなかった」¹⁷²⁾。ヨーロッパ協調は大国の面子と威信の重要性をよく認めていたから、大国間での意見の不一致は会議外交を通じて妥協への道が模索されることになった。「他の大国を排除したり、これを辱めることはなされてはならない」のだった¹⁷³⁾。戦争原因は根深いものであるにしても、国家間の係争の表面にあるものは、国家の名誉とか威信を傷つけることだったから、以上のシステム運営の方式は賢明なものであったとシュローダーは言う¹⁷⁴⁾。さらに「かくてコンサート・システムは勢力均衡システムが推進した直截対立、挑戦、屈辱を回避させ

170) *Ibid.*, p.22.

171) *Ibid.*

172) Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War*, p.405.

173) Schroeder, "The 'Balance of Power' System in Europe, 1815-1871," p.23.

174) *Ibid.*, pp.22-23.

たのだった」¹⁷⁵⁾。

以上の議論をまとめるとシュローダーのウィーン・システムやメッテルニヒ研究は1960年代はじめに開始され1970年代前半までは、ウィーン・システムを反動として斥ける論議はべつとして、一応このシステムやそこに集った政治家たちに一定の評価を与える立場の研究者と同じような枠組みをもってることが了解される。70年代に入っても、五大国支配やかれらによる勢力均衡および保守的精神からしてのステータス・クオ維持がウィーン・システムの安定化に寄与したとする線には変わりはないが、勢力均衡とりわけ18世紀的均衡と19世紀前半の均衡との相違に着目して、前者への批判が述べられるようになるのであった。そこには18世紀の水平的な勢力均衡自体への批判もふくまれていた。もちろんまだかれは、19世紀前半のヨーロッパの安定を地域的な覇権によるものだとしたり、この時期を画然たるヒエラルキー秩序として描ききったわけでもなかったが、ヨーロッパ・システム全体を俯瞰して地政学的な意味合いにおいて、その後明確化される両翼国家と言う言葉で、ヨーロッパの東西周辺の英露両国について述べた点は興味深いところである。

2001年の論文「国際政治の〔長期波動〕における冷戦とその終結」において、「国際政治史こそアナール派の歴史家が軽蔑している歴史分野なのである。筆者は国際政治史の中期的な複合状況と日々の国際政治の万華鏡のような事件レベルのもとに、それと認識可能な長期持続の歴史のための広い構図を提供しよう」と述べる¹⁷⁶⁾。またすでに述べたが1993年の論文「政治思考の変容、1787-1848年」では、集合心性〔collective mentality〕のシフトと言った表現が見られる¹⁷⁷⁾。こうした考えはまだ70年代には明示されてはいない。しかし少なくとも80年代になると、「19世紀の国際平和・・・は、18世紀の常態とは異なる慣行において反映された」などと述べて、政治家の心性の変容が暗示される¹⁷⁸⁾。つまり70年代のシュローダーは権力政治の力学的な構造面でリヴィジニオニスト的な方向へと大きく舵をき

175) *Ibid.*, p.22.

176) Schroeder, "The Cold War and Its Ending on 'Long Duration' International History," *Systems, Stability, and Statecraft*, p.246.

177) Schroeder, "The Transforming of Political Thinking 1787-1848," p.47.

178) Schroeder, "The 19th-Century International System: Changes in the Structure," p.4.

りつつあったが、それはまだ必ずしも集合心性の変容という構想には到らなかったと言ってよい。それでも重要なのはかれの議論が後年すべて以上の考えに向かったことである。かれは70年代に18世紀の勢力均衡が18世紀に固有の均衡であることを「発見」し、19世紀の平和・安定の持続の原則としては捉えられないことを見出したのである。ここからしてシュローダーの国際政治史は新たな息吹を与えられ、独特の国際政治史理論が構築されることになった。この頃シュローダー自身が言うように、キッシンジャーやヒンズリーなどの勢力均衡論者の間でも柔軟な修正がなされていたおりなのであった¹⁷⁹⁾。そんななか国際政治史独自の論理を模索したシュローダーはかれらとは大きく異なった国際政治史を構築することになったのである。

おわりに

以上の考察でシュローダーはその初期の研究視角から、1970年代を経て次第にその独自性を深めていったこと、つまり近代ヨーロッパ国際政治史へのシュローダー的アプローチを成熟・変容させて行って、新たな国際政治史を構築した経緯が理解頂けるものと思う¹⁸⁰⁾。最後にかれのそうした国際政治史が1980年代から90年代にかけて〔一番最後に2010年のシュローダーへの言及も考えるが〕、専門を同じゅうする研究者がどのように受けとめていたのか、どんな批判がなされたのか、そうした批判がシュローダーにどのような影響を与えたのかを、ざっと検証して見よう。その際、本稿では分析的な方法ではなく、これらのシュローダー論を上梓された時系列から追いかけて見ようと思う。すでにお馴染みのジャック・S・レヴィは、1994年11月に「ポール・W・シュローダーの国際システム」とい

179) Schroeder, "Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?," p.38. *Systems, Stability, and Statecraft*, p.314.

180) わが国でなされた政治学者による簡潔・明快なシュローダー論に関して以下を参照。桃井治郎「ウィーン体制とは何か？——ポール・W・シュローダーの議論を中心に——」『貿易風—中部大学国際関係学論集—』2、2007年。

う論文を『インターナショナル・ヒストリー・レビュー』誌上に掲載した。かれはシュローダーの両翼国家論や政治家の集合心性の変容、さらには国際政治史のシステムの分析を手際よくかつ好意的にまとめたあと、シュローダーの両翼国家論は勢力均衡論のヴァリエーションとして理解できるのではないかという問題を提出する。「この意味において私はシュローダーの共有覇権論をふくめてこれら三つ〔他は二極的勢力均衡論と修正された多極的勢力均衡論〕を、広義に定義された勢力均衡の枠組みと矛盾なく考えるものである。英露の共有覇権論は覇権論者のリアリストが定義するような、全システム〔大陸であろうと世界大であるかはべつにして〕に対する覇権ではなかった。〔イギリスもロシアもそれぞれ自分が強い地域をもっていたが、相手の影響力下にある地域への干渉は差し控えた〕。そして地域的な覇権もしくは準覇権は完璧に勢力均衡理論の勢力範囲の議論と一致する。さらに個々の列強の覇権への希求は原則としてシステム・レベルでの均衡〔equilibrium〕と矛盾しない。それらは勢力配分や他の構造的制約によって和らげられ抑制される。最後に双胴船という・・・シュローダー自身のシステム・モデルも、構造的には勢力均衡の立場と矛盾するものではない¹⁸¹⁾。シュローダーの両翼国家論のヒエラルキー的秩序をよしとするか、レヴィの議論を多とするか、ここでは即答はできないが、とにかくシュローダーに近い研究者からの悪意なき批判だけに傾聴に値することは間違いのないところであろう。

二番目のシュローダー批判はチャールズ・イングラオが1994年11月に『インターナショナル・ヒストリー・レビュー』に発表した「ポール・W・シュローダーの勢力均衡論：安定かアナーキーか」である¹⁸²⁾。この論文でイングラオは、18世紀とりわけその前半には略奪的な勢力均衡は見当たらず、むしろ国際政治を戦争に導いたり不安定化させた要素として、国王の傲慢さとか勢力の不均衡が挙げられるという。勢力均衡は安定に寄与し、さらにこれに一定の保障を与えたものとして正統的な安全保障の要求

181) Levy, "Paul W. Schroeder's International Systems", p.733.

182) Charles Ingrao, "Paul W. Schroeder's Balance of Power: Stability or Anarchy?," *The International History Review*, xvi, 4, November 1994.

や、王朝的権利があったと論じたのである¹⁸³⁾。ただし世紀後半になっての、プロイセンの行動には一種例外的な側面が見られるとしている¹⁸⁴⁾。オーストリア・ロシアがオスマン帝国と戦争に入ったとき、フリードリヒ・ヴィルヘルム2世とかれの大臣ヘルツベルク伯は、ガリシアの一方向的な回復を目指し、その間プロイセンのためにより多くの領土を獲得していた。イングラオはいう。「シュローダーは〔18世紀の通常の駆引きとして〕、プロイセンの計画の猛烈なやり方を示唆する。その対外政策が正統性という問題と侵略を思い止まらざることを抑制で制約されていた大多数の国家に関する限り、こうしたプロイセンの常識は通用しなかったであろう」。またシュローダーがナポレオンの罪深き企てが国際政治の構造変化に与えた影響を強く主張することにイングラオは反対である。「たしかにナポレオンの専制は大陸に覇権を樹立しようとしたある国家を妨げるために世代を超えて努力して来た、近代はじめの政治家を恐怖で満たした。信頼に足る勢力均衡が存在する限り、独りよがりの侵略者は安定した国際秩序を維持した正統性のシステムを覆すことは防がれてきたのだった。この〔18世紀〕システムが衰退しはじめたときがあるとすれば、それはフランス革命以前、まさに一世代である世紀半ばであった。これこそヨーロッパ政治のはじめの変容であり、それはきわめて不幸なことであった¹⁸⁵⁾」と述べている。要するにイングラオはナポレオン・ショックとウィーン・システムを対照させるよりも、ウェストファリア条約から18世紀前半くらいまでのヨーロッパ国際政治史とそれ以降の変容を対比させるのである。その場合でもナポレオン・ショックは勢力均衡と正統性の原則で乗り越えられたと言いたかったのであろう。シュローダーの議論で18世紀前半の安定が主張されるようになるのは、近代国際政治史の時代区分論が展開された2004年の論文「冷戦と国際政治史における〔長期持続〕の終焉¹⁸⁶⁾」においてである。シュローダーはそれまで必ずしも略奪的な勢力均

183) *Ibid.*, p.683.

184) *Ibid.*, pp.696-97.

185) *Ibid.*, p.700.

186) Schroeder, "The Cold War and Its Ending in 'Long Duration' International History".

衡が18世紀前半から存在していたのか、それともこの世紀の後半においてのみの現象なのかを、明確にしてこなかった。ユトレヒト体制が必ずしも平和を保障しなかった点に関して、『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』¹⁸⁷⁾では、世紀前半の政治家たちの平和志向が大きなエネルギーを安定と平和に費やしたにもかかわらず、結果はそれほど見るべきものはなかったと述べられる。さらに「19世紀の国際システム」¹⁸⁸⁾でのかれの主張は18世紀全体が不安定であったとの印象を深めるものであった。シュローダーの略奪的均衡はその多くが18世紀後半の事例に依拠しているにもかかわらずにである。かれはイングラオ論文が書かれたあとの2004年の先述の冷戦と長期持続に関する意欲的な論文で、ユトレヒト条約から1740年までのヨーロッパを安定し、比較的平和な時代として描き出したのであった。その場合でも勢力均衡が安定に積極的な役割を果たしたことは認めてはいない。また時代区分にしてもイングラオのように長い18世紀半ばにターニング・ポイントを見るよりも、ユトレヒト・ラシュタット・システムで開始された18世紀史とウィーン・システム構築からの19世紀史の発展段階の相違に着目するのであった。この場合ウェストファリアから始まる近代ヨーロッパ国際政治史を構想するイングラオが伝統的であり、ウェストファリア条約を旧い時代の終わりとして見て、新たな時代のはじめと考えないリヴィジニストのシュローダーの相違を見ることもできる¹⁸⁹⁾。

三番目に取り上げるのはマイケル・シーハンの『勢力均衡：歴史と理論』〔初版 1996年〕である。イギリスの国際政治学者で勢力均衡論の研究者であるシーハンは、この著書のなかで、19世紀の国際政治史を「革命時代とグローバルな〔全体戦争〕とは、19世紀とは著しいコントラスト」をなすという。この点で19世紀は、基調をなす安定と体系的な戦争の欠如によって特徴づけられる」と述べる¹⁹⁰⁾。安定と体系的な戦争の欠如は一体な

187) Schroeder, *The Transformation of European Politics*, pp.3, 18.

188) Schroeder, *The 19th-Century International System: Changes in the Structure*, p.4.

189) Schroeder, "The Cold War and Its Ending in 'Long Duration' International History," p.250-51.

190) Sheehan, *The Balance of Power History and Theory*, Routledge, 2007 (Digital Printing 1st ed., 1996) p.122.

にがもたらしたのであろうか。シーハンは1937年に『社会科学国際百科事典』に寄せられたS. フェイのこんな議論を紹介する。「フェイは大国の協調という理念は基本的には勢力均衡原則とは違ったものである。協調は和解によって、また、対立する組み合わせへのグループへとわかるる諸列強の傾向を最小限にすることによって、調和と共同を獲得することを目指すものである」¹⁹¹⁾。存外シュローダーはこんなところからもヒントを得てその独特の政治的均衡論に到ったのかも知れないが、それを今実証することはできない。シーハンは勢力均衡論者として著名なガリックの、それは「深くヨーロッパの勢力均衡の伝統に根ざしていたのである」¹⁹²⁾という言葉によって、フェイの議論に対応している。かれは、「過去三十年〔革命戦争・ナポレオン戦争〕の経験はヨーロッパの政治家たちに、勢力均衡は放棄されたり取り替えられべきではなく、むしろ新たな状況に照らして洗練させたり近代化させる必要があるということを示唆していた」と述べる。しかし「協調は前世紀の均衡政治と大きく異なっていることは疑いない」と柔軟な姿勢を見せる¹⁹³⁾。

シーハンは19世紀になって多種多様な勢力均衡観が生み出されたことを認めつつ、ただしこの種の「説明は政治家たちが〔勢力均衡〕と呼ばれるものを信じたという事実から目をそらすものではない。勢力均衡は、国家がその正統的な目標をシステム内部で追求するために、安定し、秩序づけられ、可能ならば平和な環境を保持するために、維持されねばならないのである」¹⁹⁴⁾と主張する。19世紀の勢力均衡システムはそのはじめに「協調」という変種をつくりだしたそのやり方において、18世紀とは異なったものであるという印象を与え、19世紀の大半を通じて支配的になり、多くの国家にとって受容可能な国際的均衡〔equilibrium〕をつくりだした。そうした方式と言うのは、勢力範囲への主観的な諸権利とか、すべての大国に受け入れられないステータス・クオの改変に関する効果的な拒否権、ス

191) *Ibid.*, pp.122, 209.

192) *Ibid.*, p.122.

193) *Ibid.*

194) *Ibid.*, p.143.

テータスについての脅迫観念にちかい思い入れなどに見られるものであった。シーハンはこれらをシュローダーが述べる以下の言葉に重ね合わせた。「単純化を恐れずに言うならば、勢力均衡というよりも政治的な均衡は、満足の均衡、権利と義務の均衡、功績と報酬の均衡だと言うことができる」。つまりシーハンはシュローダーのウィーン・システム論の重要な部門である政治的均衡論をも、従来の勢力均衡論の「変種」として捉えたのだと言うことができる¹⁹⁵⁾。シュローダーが言うところは政治的な均衡は勢力均衡の変種として十分に説明可能であると言うのである。

シーハンのこの書物は『ヨーロッパ政治の変容 1763-1848年』以降のシュローダーのヨーロッパ近代国際政治史への取組みに少なくない影響を与えたという点も考えられるので、以下この問題を取り上げてみたい。シュローダーが2004年に『平和、繁栄、政治』に「冷戦と国際政治史の'長期持続'におけるその終焉」¹⁹⁶⁾ という論文を書いたことはすでに述べた。冷戦の問題はここではしばらく置くことにして、かれはここで18世紀史と19世紀史は異なる発展段階に属すると主張した。かれはさらにそれぞれの発展段階=時代は、誕生・成長・衰退・新たな時代の胚胎段階を経て進歩するものだと言う見解を披瀝する。ここで考えなくてはならないのは、このそれぞれの時代の誕生から衰退のサイクルである。当然18世紀の国際政治史の誕生・成長・衰退・新たな時代の胚胎は、19世紀のそれらに対応するはずである¹⁹⁷⁾。これはそんなに高邁な歴史理論ではないものの、われわれにただちにトインビーの「哲学的同時代性：Philosophical Contemporary」¹⁹⁸⁾を想起させる議論である。じっさいシュローダーはトインビーの影響を受けたと述べている¹⁹⁹⁾。トインビーの哲学的同時代性というのは一種の歴史

195) *Ibid.*

196) Schroeder, "The Cold War and Its Ending in 'Long Duration' International History".

197) *Ibid.*, pp.247-58.

198) philosophical contemporary、トインビーの議論に関して、A. J. トインビー〔深瀬基寛訳〕『試練に立つ文明』社会思想社 1966年 9-10ページ。山本新『文明の構造と変動』創文社 1961年 138-39ページ。William H. McNeill, *Arnold J. Toynbee*, Oxford U.P., p.94.

199) Schroeder, "The Cold War and Its Ending in 'Long Duration' International History", p.247.

的アナロジーであるが、かれは第一次大戦のはじめにベイリオル学寮でツキディデスを講義していたとき、かれが描くペロポネソス戦争とトインビー自身が体験している大戦とは同じ範疇のものであることを発見したという、有名な逸話がある。以下に紹介するシーハンの議論はシュローダーに歴史のアナロジーについて考えさせる一つのヒントとなったのではないであろうか。そのことはシュローダーの国際政治史をさらに深化させるものであったろう。

シーハンの見解は勢力均衡を基礎としたものであるが、並行関係に関しては以下のようなものである。「この講和〔ウィーン講和〕はユトレヒト条約〔1713年〕やヴェルサイユ講和〔1919年〕に似ていて、システムを創設するという役割を果たした。これらをつくった人々は、ヨーロッパにより大きな安定を賦与し、大陸支配を目論む国家の危険に対して、ヨーロッパの強度を高めようとして、この地域の秩序を再編することを試みたという意味で、同様であると言うことができる。…／二番目の並行関係は1945年の国際連合の創設である。…同じくナポレオンの敗北の余波のなかで、…カースルレイや…メッテルニヒに率いられた四国同盟の指導者たちは、…戦時の同盟が…〔平和と均衡equilibriumをまもるため、ある種の初歩的な国際機関に移行できるのかということ〕を、そうした方向で模索したのだった。／ロバート・ジャーヴィスは〔1985年に〕、協調システムはヨーロッパ史では三度現れたという。1815年、1919年、1945年においてである。…「覇権国家の願望を封じ込めるために戦われた大戦争は、勢力均衡システムという考えを後退させ、共同を促進するやり方において許容されていた利益の分配を、変更させるからなのである」²⁰⁰⁾。

こうしたアナロジーに対するシュローダーの場合を考えて見よう。かれはユトレヒト・ラシュタット・システムとウィーン・システムの並行性をシーハンとは微妙に異なる視点で論じる。シュローダーによれば両者の安定・平和は両翼国家〔全者では英仏、後者では英露〕の存在とスペイン継承戦争時代とは異なる政治家の新たな集合心性で支えられたのであった。

200) Sheehan, *The Balance of Power*, pp.123-24.

シュローダーはウィーン・システムとユトレヒト・システムに言及して、「これら両者は、同じ基本の国際的な原則のいくつか〔主権、独立、すべての構成要素の法的な平等、ヨーロッパにおいて帝国とか普遍帝国をふせぐのに十分な勢力配分〕を認め、システムの強制や管理・運営のための、ウィーン・システムと同じ仕掛け〔覇権的なパートナーシップ、支配的な同盟、大国によって課せられる条約の更新、重大な案件解決のための協議とか会議（conferences or congresses）を使用した。これらが意味するところは、率直に言うならば、勢力均衡と言うよりも、協調〔concert〕と言った特徴なのである〕²⁰¹⁾。

四番目で最後は2006年に出版されたヘイミッシュ・M・スコットの『大国システムの誕生 1740-1815年』²⁰²⁾である。スコットに関してはすでにその名前を挙げているが、ごく簡単にかれの18世紀国際政治史研究のレベルの高さを示す事実を挙げておきたい。先年来日し講演もこなした軍事史家として著名なヒュー・ストローンは、その著書『クラウゼヴィッツ戦争論』²⁰³⁾を執筆したとき、必携の書としてスコットの本書の世話になったという。スコットは19世紀は戦争の頻度も前世紀よりも少なく、平和で安定していた時代であることをまず認める。その理由としてウィーンに集結した外交官や政治家たちの技量とか腕前を賞賛する。かれらがつくりあげたものは、国際的な保障制度であった。それは領土の維持、安全保障、各国のステータスの保障などであって、これらが法的な義務として国際社会のメンバーによって遵守されたのである²⁰⁴⁾。この議論はシュローダーを彷彿させるものである。スコットはこうした変容を、18世紀における常駐使節制度の進展に言及して、それは外交および外交に携わる者をして、同様の行動様式と思考方法をもったカーストをヨーロッパ規模で成長・拡充させたという事実とリンクさせる。それはシュローダーの描く、短時日で

201) Schroeder, "The Cold War and Its Ending in 'Long Duration' International History," pp.251-52.

202) H. M. Scott, *The Birth of a Great Power System 1740-1815*, Pearson Longman, 2006.

203) Hew Strachan, *Clausewitz's On War A Biography*, Grove Press, 2007, pp.vii-viii.

204) H. M. Scott, *The Birth of a Great power System 1740-1815*, p.363.

の政治指導者たちの集合心性の変容とは異なる視点であろう。スコットはその他、シュローダーは基本的に19世紀を守備範囲とした外交史家であって、その本拠地である19世紀国際政治から逆算して、18世紀の勢力均衡に厳しい評価を下したとも指摘するが、こうした点はいずれ稿を新たに述べてねばならないように思われる²⁰⁵⁾。

スコットは対立と恐怖に特徴づけられた18世紀の勢力均衡と啓蒙化された利害に基づく19世紀の勢力均衡という、かなりシュローダーに近い論議にも懐疑的である。かれは19世紀の国際関係の安定の重要な要因は、中小国家を排除した新たなやり方で、より広汎な国際社会を管理した大国によってもたらされたのだと言う。重要なのは大国の優越であった²⁰⁶⁾。「ウィーン会議以後になされた五大国の管理の程度は、その規模において新しいがその本質においてはそうではない」²⁰⁷⁾。変化や変容が大きかったのはまさに1740年から七年戦争を経た時期と1815年の間なのであった。この時期にヨーロッパでは五大国の優越が出現したからである。この間にオスマン帝国のヨーロッパ国際政治への影響力という点での衰退、ポーランドの消滅、イタリア半島と神聖ローマ帝国の政治再編、フランスの衰退と革命以後の一大膨張があった。もっとも枢要な変容はロシアとイギリスに関するものであった。かれはこの両国をシュローダーが呼んだように両翼国家だと述べる²⁰⁸⁾。ロシアは東欧と南東欧に政治的に進出したが、この結果19世紀の国際政治で指導的役割を演じることが可能になったのである。植民地・海洋帝国としてのイギリスの発展の基礎が築かれたのもこの時期であって、この傾向は1815年以降さらに拍車がかげられた。スコットはイギリスは海洋では帝国を構築し、ヨーロッパでは勢力均衡を維持したことにに関して、それは二律背反〔ambivalent〕の姿勢であると述べているが²⁰⁹⁾。スコットの言いたいことは五大国システムのヨーロッパが出現した

205) H. M. Scott, "Paul Schroeder's International System: The View from Vienna," *The International History Review*, xvi, 4, pp.680, 669ff.

206) *Ibid.*

207) *Ibid.*, pp.363-64.

208) *Ibid.*, p.3.

209) *Ibid.*, p.364.

のは、1740年から七年戦争をくぐりぬけた1815年にかけてであって、そのシステムは19世紀を生き延び、ある意味では20世紀までつづいたというものである。19世紀はじめにあった大国は基本的に、プロイセンが統一ドイツへと拡大されイタリヤが統一されたとは言え、百年後にもそれほど変化していない事実をスコットは強調する。ヨーロッパ国際政治は七年戦争以後のフランスの衰退、イギリスの海洋への関心、東欧三国の台頭によって二つの国際システムに分断された時期があった²¹⁰⁾。そこでナポレオンのもとで軍事国家へと強化されたフランスが帝国主義的膨張国家として出現する。かくて分断された国際システムはふたたびヨーロッパ国際システムとして一体化した。それはかれらに反ナポレオンの旗の下で、「生存上必須の外交上の協力」とそれまでになかった新しい姿勢よっての共同を主要国に強いるものであった。「この協力は最後の反ナポレオン連合とそれにつづく平和交渉のあいだに頂点に達した。そしてそれはこの時期の重要かつ強力な遺産であることが判明した」。こうして18世紀の40年代以降次第にその形を明らかにしていったペタルキーが、列強の共同・協調的姿勢をともなつてウィーン・システムおよびその後の19世紀の安定をもたらしたのだとスコットは言う。「確実につくられた一つのポイントは1815年以降、軍事衝突に訴えることによってよりも、外交を通じて困難な案件を解決するという、五大国の力なのであった。〔外交は〕19世紀ヨーロッパが享受することになる長い平和の時代の平和の源泉であったが、またペタルキーの支配・優越もその証拠となるのである」²¹¹⁾。スコットもシュローダー同様に全体としての国際政治史の叙述を重視していた歴史家だったことを述べて置きたい。かれは外交史研究者の多くは、ある国家の対外政策や二国間の外交関係を描くことをその本領とする傾向があることを見出し、それがより広汎な国際システム分析を妨げているのだと言う。かれはこうした人々の姿勢とは対照的に、国際政治史の伝統のなかで自分はある時代の外交史や国際政治史を捉えたいと述べる。「個々の国家の軌跡とい

210) *Ibid.*, pp.364-65. Cf. Scott, *The Emergence of the Eastern Powers, 1756-1775*, Cambridge U.P., pp.1-10.

211) H. M. Scott, *The Birth of a Great power System 1740-1815*, p.365.

うものは、他の諸国家の対外政策とヨーロッパ・システムのより大きな展開のなかでしか十分に理解され得ないからであった」²¹²⁾。

以上四人のシュローダー論を見ると、政治学者であるレヴィやシーハンは、主として勢力均衡論をめぐってシュローダーの見解を議論し、歴史家であるイングラオやスコットは広義の17世紀18世紀的国際政治史といわゆる古典外交時代の19世紀的国際政治史の分岐点〔turning point〕をめぐってシュローダーの議論と向き合っていることが理解できよう。それでもかれらはシュローダーを好意的に批判し、受容可能な点は大いにこれを認めるという態度を貫いている。もちろんかれらも自身のコアの視点を見失うことはなかったのであるが。シュローダーの国際政治史をめぐり1990年代から2000年代はじめ、そうした論議が交わされたことは間違いない。それこれ勘案すると、国際政治史は豊饒なものにされ、シュローダーが当初から意図したように、この分野が有力な歴史研究の一分野であるとして市民権を獲得したみることはできないであろうか。

シュローダー自身多くの点で国際政治史の分野でランケ史学の真髄を維持しつつ、これを批判的に継承しようとし、戦後ただちにヨーロッパ大陸に注目する傾向が強いランケの歴史像をグローバルな視点にまで拡大したデヒーオをも乗り越える試みをしていたことはすでに見たとおりである。ここで原点に立ち戻って再度かれがランケと国際政治史をどんな風に捉えていたのかを確認しておきたい。「この著書はまた国際政治をヨーロッパ史のこの時代の中心に据えることを目指す。国際政治史はかつてヨーロッパそのものであったし、現在もヨーロッパ史に属するものなのである。もちろんこのゴールは国際政治をレーオポルト・フォン・ランケにとってや、19世紀の大半と20世紀はじめにそうであったように、〔歴史の多くの分野のなかで〕優位な立場に戻そうとするものではない。当時、国際政治史は歴史の中心の推進力で変化と進歩の機軸となるモーターであったのだが、この種の〔対外政策の優位 Primat der Aussenpolitik〕は過去のものとなったし、だれもそれが過去の通りになることを願わないであろう。けれ

212) Scott, *The Emergence of the Eastern Powers, 1765-1775*, Cambridge U.P., 2001, pp.2-3.

ども国際政治史は、当然、他の集合的な人間行動と複雑にからみあうが、自律しそれ自身の論理をもつ歴史の分野なのである。そして社会のなかでそれ自身のシステムと構造という視点から基本的に理解され、アプローチされなくてはならない分野なのである」²¹³⁾。シュローダーの議論がその初期の著作から「変容」していったことは、かれの学問的成熟であるとともに、また国際政治史の歴史分野での復権を成し遂げていった過程でもあったと言ったら、言い過ぎであろうか。

2010年にグラスゴー大学で2008年にもたれた合同研究の成果が発表された。タイトルは『イギリス史における対外政策の優位 1660-2000年』という。こんなタイトルは皮肉でもない限りつい最近まで考えられないものであった。なんとも刺激的・挑戦的な表題ではある。20名ほどの研究者が執筆しているが、編集の労をとったのはダブリン大学の近代史担当の講師のウィリアム・マリガンとケンブリッジ大学教授のブレンダン・シムズである。前者は2001年の著名な『第一次大戦の起原』を著し、後者は2007年に『三度の勝利と一度の敗北』を上梓しているが、両者とも長きにわたってスコットから学問的影響を受けたという。さて本書の序文で編集の両先生はランケの以下の言葉を引用する。「ある国家が世界においてどれ位の地位を持っているかということは、その国家の独立性の程度によって決まる。そして同時に、国家が己を主張し確保する目的のためにその一切の国内関係を編成し組織する必要の度合もまたこれによって決められる。これは実に国家の最高法則なのだ」と²¹⁴⁾。そしてかれらは、「要するに〔対外政策の優位〕はドイツ史においてはなにがしかのルネサンスを経験した。ゆえに〔対外政策の優位〕がイギリス史に関してもわれわれになにかを語るのかどうかを探求することが適切なように思われる」²¹⁵⁾。

本書掲載の論文「対外分野について統一を論ずる：アルスターのユニオ

213) Schroeder, *The Transformation of European Politics 1763-1848*, p.ix.

214) ランケ〔相原信作訳〕『政治問答』岩波文庫 2001年（第6刷 初版1941年）34ページ。なおここでは訳の原文の仮名も漢字も現代風に変更した。William Mulligan and Brendan Simms (eds.), *The Primacy of Foreign Policy in British History, 1660-2000 How Strategic Concerns Shaped Modern Britain*, Palgrave Macmillan, 2010, p.1.

215) *Ibid.*, p.2.

ニズムとイギリスの（世界における地位）の重要性 1830年頃～1870年頃」でジョン・ビュー〔John Bew〕は、シュローダーの先述の議論の一部をこんな風に取り上げている。この文章はシュローダー理論が21世紀に入っても高く評価されていることを意味する一つの証拠であろう。「ゆえに本章が本書の中心のテーマに関してどんな位置に立っているのかという文脈において、筆者はポール・シュローダーの立場と手を携えるであろう。シュローダーはその立場を『ヨーロッパの変容』という外交史の劈頭で概観している。シュローダーのように、筆者もあらゆる点での対外政策の優位という考えを無批判に認めるものではない。筆者は、国際政治は〔他の集会的な人間行動と複雑にからみあう〕という立ち位置なのである。言葉を換えて言うならば、本稿の主張は、アイルランド問題の推進力として対外政策の優位のために論ずることではなくて、イギリスを越えた文脈の重要性の不可避性を論ずることなのである。つまり、対外関係が、〔国内政策の優位 primacy of domestic policy〕と考えている議論にどの程度浸透しているのかを描出することなのである」²¹⁶⁾。

付 記

シュローダーの国際政治史研究では現代のドイツ史学の考察が不可欠であろう。じっさいシュローダー自身、マールブルク研究グループの国際政治史の捉え方を、「構造変化」とか「体系的発展（展開）」という言葉で語っていることは事実である〔*Systems, Stability, and Statecraft*, p.284.〕。ただし本稿では筆者の関心が、デヒーオに由来する両翼国家論や社会史的な集合心性論へのシュローダーの対応にあったために、この重要なテーマには触れることはできなかった。この件に関しては、大原俊一郎『ドイツ正統史学の国際政治思想－見失われた欧州国際秩序論の本流』〔ミネルヴァ書房 2013年〕の精緻な分析を参照して欲しい。とりわけ本書111-115ページではマールブルク研究グループが手際よく取上げられている。

216) *Ibid.*, p.140.

ジュトランド論争とハーパー・レコード

山 口 悟

The Jutland Controversy and the Harper Record

YAMAGUCHI SATORU

ABSTRACT

After the World War I, the Admiralty commenced to make the official record of the battle of Jutland of 1916. This mission was carried out by Captain J. E. T. Harper and his team of officers. The record, the so-called Harper Record, was completed in October 1919, but Admiral Beatty, the First Sea Lord and Chief of Naval Staff, sought many alterations to the record. Harper strongly resisted some alterations which he thought falsified the fact. This Harper's resistance resulted in the delay of completion of the record and blocking of its publication. The problem of the Harper Record was one of the triggers of the so-called Jutland controversy in the 1920s.

Harper had been instructed to make the record based solely on documentary evidence and without comment or criticism. However, Harper Record could not help showing a kind of Harper's evaluation of development of the battle of Jutland. Harper placed higher value on the action of the Jellicoe's battle fleet than Beatty. Beatty placed higher value on the action of his battlecruiser fleet than Harper. The dispute about Harper Record between Harper and Beatty was essentially caused by the difference between their images of the battle of Jutland. That difference and also Harper's strong will which was not daunted by Beatty's authority resulted in the blocking of the Harper Record.

はじめに

第一次世界大戦最大の海戦である1916年のジウトランド海戦において、イギリス海軍はドイツ主力艦隊の撃滅に失敗した。その責任の所在をめぐって大戦後に展開されたのが、いわゆるジウトランド論争である。この論争の発生と激化に大きく影響したのが、海軍省により作成の進められた最初のジウトランド海戦公式記録、いわゆるハーパー・レコード（Harper Record）であった。

この公式記録作成作業はハーパー（John Ernest Troyte Harper）大佐を長とするグループが担い¹⁾、1919年に「ジウトランド海戦公式記録1916年5月30日～6月1日（Official Record of the Battle of Jutland, 30th May to 1st June 1916）」、つまりはハーパー・レコード（Harper Record）の原案が作成された。しかし、このハーパー・レコードは以後の修正作業が難航して公表が見送られ、このことが、いわゆるジウトランド論争の激化する一要因となった。そして論争の展開するなか、ハーパー・レコードは最終的に1927年に「ジウトランド海戦記録複製（Reproduction of the Record of the Battle of Jutland）」として公表されることになる²⁾。それは海軍省によるジウトランド海戦公式記録である「ジウトランド海戦報告（Narrative of the Battle of Jutland）」が1924年に公表された後のことであった。

ハーパー・レコードの作成と公表が紆余曲折した直接的要因は、当時の軍令部長ビーティー（David Richard Beatty）がその内容に強く反発したことにある。ジウトランド海戦において、主力艦隊である大艦隊（Grand Fleet）の先鋒として巡洋戦艦隊を率いた彼にとって、ハーパー・レコー

- 1) フルーウェン（Oswald Moreton Frewen）少佐など4人の将校がハーパーを補助した。フルーウェンは、親ビーティーの傾向が強いウィンストン・チャーチル（Winston Leonard Spencer-Churchill）の親戚であるが、親ジェリコーの傾向の強い人物であった。
- 2) *Reproduction of the Record of the Battle of Jutland, Command Paper 2870, 1927* (hereafter cited as *Reproduction of the Record*). これは、1920年5月時点でのハーパー・レコード原案の再版である。Stephen Wentworth Roskill, *Admiral of the Fleet Earl Beatty: the Last Naval Hero: An Intimate Biography* (London: Collins, 1980) (hereafter cited as *Earl Beatty*), p.328.

ドの内容はジュトランド海戦の真実を歪めて伝えるものと感じられたのである³⁾。

本稿は、ハーパー・レコードにまつわる問題点を検討することで、ジュトランド論争上のハーパー・レコードの位置づけを考え、複雑な様相をもつジュトランド論争の理解を深めたいとするものである。作業にあたっては、ジェリコー文書にあるハーパー・レコード史料を中心に⁴⁾、ハーパーの個人文書⁵⁾、ビーティーの個人文書集⁶⁾、海軍省のジュトランド海戦公式

-
- 3) ビーティーとジュトランド論争の関係については、拙稿「ジュトランド論争とビーティー」(『軍事史学』第50巻 第3・4合併号、2015年3月発行)を参照。
- 4) 本稿では、大英図書館に保管されているジェリコー文書第31 (Jellicoe Papers. vol.XXXI : Add MS 49019) である「ジュトランド海戦公式記録1916年5月30日～6月1日補遺および図表付属 (Official Record of the Battle of Jutland 30th. May to 1st. June, 1916 with Appendices & Plans.) (hereafter cited as Official Record)」をハーパー・レコードの基本テキストとして利用とする。これは、そこに記された修正指示部分により、1927年公表の「ジュトランド海戦記録複製」に先立つ版であるとわかる。ジェリコーが入手したハーパー・レコードの最初の版だろうか。cf. Jellicoe to Lieut-Commander Oswald Frewen, 12 Feb. 1920, A. T. Patterson, ed., *The Jellicoe Papers; Selections from the Private and Official Correspondence of Admiral of the Fleet Earl Jellicoe of Scapa*, vol.2 (London: Navy Records Society, 1968) (hereafter cited as *JP*), p.406.
- 5) John Ernest Troyte Harper, *Facts Dealing with the Compilation of the Official Record of the Battle of Jutland and the Reason It Was not Published* (hereafter cited as *Facts Dealing*), 1928, *JP*, vol.2, pp.461-490.
 ハーパーは、ハーパー・レコード作成にまつわる体験とそれについての見解を上記文書 *Facts Dealing* に書き残した。これは長い間、王立防衛安全保障研究所 (RUSI: Royal United Services Institute) に保管されていたが、海軍記録協会 (The Navy Records Society) によって1968年に出版の『ジェリコー文書集 (*JP*)』第2巻に収録され、公開された。ビーティーによるジュトランド海戦公式記録作成作業への介入を述べたこの文書の公開に対し、第2代ビーティー伯 (David Field Beatty) は強く反対した。Barry Gough, *Historical Dreadnoughts: Arthur Marder, Stephen Roskill and Battles of Naval History* (Bamsley: Seaforth, 2010), pp.260-269. この文書がハーパーの個人的視点からのみ記されたことには留意すべきだが、ハーパー・レコードを考える上で不可欠の史料であり、本稿でも全面的に参考としている。cf. Geoffrey Bennett, "The Harper Papers: Fresh Light on the Jutland Controversy," *Quarterly Review* (Jan. 1965), pp.16-25.
- 6) B. Ranft, ed., *The Beatty Papers: Selections from the Private and Official Correspondence of Admiral of the Fleet Earl Beatty*, vol.2 (Aldershot: Scolar Press, 1993) (hereafter cited as *BP*).

記録である「ジウトランド海戦報告」⁷⁾などを利用して、考察を進めていきたい。

1. ハーパー・レコードの成立

第一次世界大戦終結後、大戦中に大艦隊司令長官と軍令部長を歴任したジェリコー（John Rushworth Jellicoe）は、大戦回顧録である『大艦隊 1914～1916年：その成立、発展と任務（*The Grand Fleet, 1914-1916: Its Creation, Development and Work*）』を執筆する。このジェリコーの著作がジウトランド海戦にまつわる論争を引き起こすことを懸念した軍令部長ウィームズ（Rosslyn Erskine Wemyss）は、海軍省によるジウトランド海戦の公式記録作成の必要を感じ、1919年2月に、その作業をハーパー大佐に命じた⁸⁾。

ハーパーには、航海日誌などの関連する各種文書資料のみに基づいて、関係者の口証を採用せずに、また批評はさしはさまずにジウトランド海戦の時系列的記録を作成するよう指示がなされた⁹⁾。彼は、機雷敷設艦オークリーを用いてジウトランド海戦での巡洋戦艦インヴィンシブルの戦没地点を求め、それを基点に海戦参加各艦の相対位置を定めるなどして作成作業を進め、10月2日に公式記録を完成させた。しかし、ウィームズが休暇中のため対応したブロック（Osmond de Beauvoir Brock）軍令部次長は、翌月にビーティーが軍令部長に就任することにかんがみ、この公式記録の承認を延期し、ビーティーの就任を待つことにした。そして、新軍令部長ビーティーは、その記録内容各所に修正を求めたのである。

ハーパーによれば、ビーティーの求める修正は、個々には小さなものであっても、総合すれば公式記録の正確性を歪めるものであり、また削除要求個所はほとんど戦艦隊の行動に関するものであったという¹⁰⁾。ハーパー

7) *Narrative of the Battle of Jutland* (H.M.S.O., 1924) (hereafter cited as *Narrative*).

8) Alfred Temple Patterson, *Jellicoe: A Biography* (London: Macmillan, 1969), p.230.

9) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.464. 以後、ハーパー・レコードの作成過程についての記述は、このハーパーの個人文書に基づいている。

10) *Ibid.*, p.465.

は自らが事実と信じるものに反する修正には反対し、それでも修正せねばならないのなら口頭ではなく明確な書面での命令がほしいと主張した。再度の要求の末、彼は、翌1920年2月11日にビーティーの署名入りの命令書を受け取った。

しかし、ここに海相ロング（Walter Hume Long）が介入して、事態は逆転する。このころ出版されたベレアーズ（Carlyon Wilfroy Bellairs）の著作『ジュトランド：種蒔きと刈り取り（*The Battle of Jutland; The Sowing and the Reaping*）』において、幕僚経験の不足するハーパーはジュトランド海戦の公式記録作成者として不適格だと示唆されていた¹¹⁾。これにハーパーは大いに憤慨して訴訟まで考えたが、ロングはハーパーと面談して、それを思いとどまらせた。このことをきっかけに、ロングはハーパーからジュトランド海戦公式記録の作成作業がビーティーの修正要求ゆえに遅延していることを知るようになった。ハーパーによれば、ロングは、ビーティーが公式記録を読むべきではなかったと述べ、彼の命令のみによって修正が為されるべきではないとビーティーへの憂慮を示した¹²⁾。ロングは、特にこの問題がジェリコーの不利益につながることを懸念していたという。ロングは、ハーパーに対し、これからもその問題について専門の見地から情報を提供するように指示する一方、ビーティーによる公式記録の修正を阻止する意思を明らかにし、実際、ビーティーの修正命令は3月11日に取り消されるようになった。

こうして、ビーティーの修正要求を排して、公式記録の作成作業は5月に最終段階に入ったものの、再び以前と同様なビーティーの修正要求がハーパーに提示された¹³⁾。これに対してハーパーも再び反論を呈し、公式

11) ハーパーは、ベレアーズにはハーパーによる公式記録に批判的となるよう世論を誘導する目的があったのではないかとしている。ベレアーズは親ビーティーの姿勢が明らかな人物であり、この彼の著作の巻頭にはビーティーが一文を寄せているが、ハーパーは、ベレアーズの著述にビーティーによる資料面での便宜供与があったと考えている。Carlyon Wilfroy Bellairs, *The Battle of Jutland; The Sowing and the Reaping* (London: Hodder and Stoughton, 1920), pp.v, xi-xii; Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, pp.462, 466.

12) *Ibid.*, pp.466-467.

13) Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record, 15 May 1920, *BP*, vol.2, pp.443-444.

記録の完成は頓挫することになる¹⁴⁾。

作業の進展が見られないなかで海相ロングは、公式記録問題を海軍省首脳部の検討に付し、そこで出された見解についてハーバーにも見解を求め、最終的には海相も加わって海軍省首脳部が協議をおこない、公式記録案についての合意を目指すことに決定した¹⁵⁾。この検討過程のなかで、軍令部長補（Assistant Chief of the Naval Staff）のチャトフィールド（Alfred Ernle Montacute Chatfield）大佐は、イギリス側資料のみに基づいてイギリス側損害のみ詳細に示されることからイギリス側が敗色濃厚だったとの誤った印象を与えるものとして公式記録案を批判した¹⁶⁾。また同じく軍令部次長のブロック中將も、主力戦艦隊同士の決戦があつてイギリスが敗れたとの誤った印象を与えるものだと批判を表した¹⁷⁾。

海軍省首脳部による検討の結果、イギリス側資料への偏重から生じるかもしれない誤った印象を避けるべく、公式記録に前文を付すこととされた¹⁸⁾。次節で採りあげるが、この前文案は、ジェリコーの反発を呼ぶことになった。ジェリコーは公式記録問題の紛糾に気づいていたが、当初は完成するまで公式記録を読むべきではないとの立場をとっていた¹⁹⁾。しかし、再度の求めに応じて公式記録とその修正案に接した彼は、原版の印象

14) Memorandum: Harper to Naval Secretary, for 1st Lord, 27 May 1920, *BP*, vol.2, pp.446-447.

15) Naval Secretary to 1st Lord, 29 May 1920, *BP*, vol.2, p.448.

16) Remarks Made by ACNS on Official Record of the Battle of Jutland, 2 June 1920, *BP*, vol.2, pp.448-449. ジェットランド海戦当時、チャトフィールドはビーティーの旗艦である巡洋戦艦ライオンの艦長であった。

17) Remarks Made by DCNS on Official Record of the Battle of Jutland, 14 June 1920, *BP*, vol.2, pp.449-450. ジェットランド海戦当時、ブロックは第1巡洋戦艦戦隊司令官として巡洋戦艦プリンセス・ロイヤルにあった。

18) ハーバーも前文案を提示したが、最終的に採用された前文案は、ビーティーとチャトフィールドによるもののものである。Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, p.469; Roskill, *Earl Beatty*, p.328.

19) Jellicoe to Lieut-Commander Oswald Frewen, 12 Feb. 1920, *JP*, vol.2, p.406; Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, pp.467-468. ジェリコーとジェットランド論争との関係については、拙稿「ジェットランド論争とジェリコー」（『国際学論集』第25巻1・2号、2014年12月）参照。

を歪めるような修正をすべきではないと主張し、特に前文案については、戦艦隊が海戦の展開に寄与するところがなかったとの印象を与えるものであると驚きを表明した²⁰⁾。

7月14日に海軍省において、ジェリコーからの批判や海戦時の巡洋戦艦隊と戦艦隊の相対位置について議論がおこなわれたが、ビーティーとハーパーの見解の相違は解消されなかった²¹⁾。ハーパーは、海戦時の航路図について検討する委員会の設置を望んだが、それは実現せず、以後もビーティーやチャトフィールドらとの議論がつづけられた。巡洋戦艦隊の360度旋回の実在が否定され難いとの認識が海軍委員に共有されるなど一時はハーパーにとって状況の好転が感じられるときもあったものの²²⁾、やはり巡洋戦艦隊の航路図などをめぐってビーティーとの対立は止まず、修正に抵抗するハーパーを任務から解任し、別の公式記録を作成することが海相に示唆されるまでに至った²³⁾。しかしながら結局、海軍省首脳はハーパーに航路図等の修正を求めつづけることに決し、一方で、公式記録の前文の作成を高名な海軍史家であるコーベット（Julian Stafford Corbett）に依頼することになった²⁴⁾。

しかし、帝国防衛委員会による公刊戦史の海軍部分である『海軍作戦（Naval Operations）』を執筆中であったコーベットは、出版社（Longmans）が他の公刊戦史に関わるのを嫌うだろうとして、前文作成の依頼を断った²⁵⁾。ただし、コーベットは、『海軍作戦』のジュトランド海戦部分の出版に先立ってハーパー・レコードが公表される悪影響を懸念すると同時に、自らの執筆資料としてハーパー・レコードを利用したいとも思っており、

20) Harper, Facts Dealing, and Jellicoe to Long, 5 July 1920, *JP*, vol.2, p.470 and pp.406-410.

21) その会合について海軍省には記録がなく、おそらく非公式な会合だったかと思われる。Roskill, *Earl Beatty*, p.329.

22) Harper, Facts Dealing, *JP*, vol.2, p.472.

23) *Ibid.*, p.473.

24) Extract from Boards Minutes, 6 Aug. 1920, *BP*, vol.2, pp.450-451.

25) ハーパー・レコードとコーベットの関係については下記を参照。Donald M. Schurman, *Julian S. Corbett 1854-1922: Historian of British Maritime Policy from Drake to Jellicoe* (London: Royal Historical Society, 1981), pp.188-190.

その意を汲んだ出版社の運動により、コーベットの希望はいずれも実現することになった。

このコーベットの動きは、ハーバー・レコード問題に苦しんでいた海軍省にとっても、ハーバー・レコードの公表中止を可能とする名分として利用された。海軍省による公式記録の公表断念の意向は9月22日に口頭でハーバーに伝えられ、10月下旬には議会でもその旨が明らかにされた²⁶⁾。

かくして海軍省による公式記録としてのハーバー・レコードの作成は終わったが、その後も議会においてジウトランド海戦公式記録を求める動きはつづき、それに応えるかたちで、海戦に関わる報告書や航路図、信号記録などを集成したもの、つまり『ジウトランド海戦1916年5月30日～6月1日：付録付公式文書集（*Battle of Jutland 30th May to 1st June 1916: Official Despatches with Appendices*）』（Cmd. 1068）が1920年12月17日に議会に公表された²⁷⁾。

未公表となったハーバー・レコードはコーベットに渡され、彼の手になる大戦公刊戦史『海軍作戦（*Naval Operations*）』第3巻作成の資料となった。それは、1922年のコーベット急死の翌年に出版されたが、その内容に海軍省は批判的であった²⁸⁾。コーベットは、ジウトランド海戦におけるジェリコーの艦隊指揮に理解を示していた。一方、ビーティーは、ハーバー・レコードに替わる海軍省のジウトランド海戦公式記録を作成すべく、デュワー兄弟（Kenneth Gilbert Balmain Dewar, Alfred Charles Dewar）

26) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, pp.475, 476. ビーティーは、コーベットに公式記録資料を渡す一方で、関係する報告書と信号記録、修正された航路図のみ海軍省が公表するという妥協案を主張した。Roskill, *Earl Beatty*, pp.330-331.

27) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.478. ハーバーは1920年11月初旬に、もし将来ハーバー・レコードが公表された際、『ジウトランド海戦1916年5月30日～6月1日：付録付公式文書集』に収録の資料と比較対照された場合に両者の矛盾が明らかとなるだろうことを懸念して、一部の航路図と対応する本文部分はハーバー作成のものではないと公式記録の序文に明示するよう海軍省に要求している。Ibid., pp.479-481.

28) J. S. Corbett, *Naval Operations*, vol.3 (London: Longmans, Green, 1923). コーベットの『海軍作戦』第3巻をめぐる問題については下記を参照。Schurman, *Corbett*, pp.189-194.

にその作業を命じ、1921年に「海軍幕僚評価（Naval Staff Appreciation）」が完成した²⁹⁾。しかし、それは内容があまりにジェリコーに対して批判的であり、海軍部内でもごく一部の配布にとどめおかねばならないものだった。ために「海軍幕僚評価」をもとに、外部に公開可能な穏当な内容の公式記録がつけられることになり、「ジウトランド海戦報告（*Narrative of the Battle of Jutland*）」が作成された。1922年に原案が作成され、ジェリコーからの強い批判に抗して、それは1924年6月に公表された。イギリス海軍のジウトランド海戦公式記録の完成であった。

しかし、ジウトランド論争は1920年代に展開をつづけ、そのなかでピーターの軍令部長退任を控えた1927年に、ハーパー・レコードはついに公表されることになった³⁰⁾。それは、「そこになんらかの秘密や人騒がせな証拠もしくは批判があるという憶測を一掃するため」にも公表されたのであった³¹⁾。ハーパー・レコードは、最初から最後までジウトランド論争の展開に深く関与していたのである。

2. ハーパー・レコードにおける論争点

ジウトランド論争におけるハーパー・レコードの位置づけを探るために、まずはごく簡単にジウトランド海戦の展開について概観したうえで、ハーパー・レコード作成上の問題点を検討する。さらに、ジウトランド論争での主要な論点がハーパー・レコードにおいて、どのように扱われているかについても検討したい。

29) 「海軍幕僚評価」については下記を参照。Andrew Gordon, *The Rules of the Game: Jutland and British Naval Command* (1996; London: John Murray, 2005), pp.545-546; Roskill, *Earl Beatty*, pp.332-334. cf., K. G. B. Dewar, "Battle of Jutland," I-III, *The Naval Review*, 47-4, 48-1, 2 (Oct. 1959, Jan. and Apr. 1960).

30) *Reproduction of the Record*. これは海軍省の有していた、最も修正が少ない版であり、1920年5月の校正刷である。Roskill, *Earl Beatty*, p.328.

31) *Explanatory Note by the Admiralty, Reproduction of the Record*, p.iii.

A. ジュトランド海戦の展開概要

ジュトランド海戦は、1916年5月31日から翌6月1日にかけて、イギリス主力艦隊である大艦隊とドイツ海軍の主力艦隊である大海艦隊（Hochseeflotte）との間にノルウェー沖で生じた第一次世界大戦最大の海戦である³²⁾。ドイツ海軍は、イギリス海軍戦力の一部を誘引し撃滅しようと企図して5月30日に出撃した。この動きを察知したイギリス海軍は、詳細は不明ながら迎撃すべく大艦隊を出撃させた。

[第1段階] 5月31日の午後2時20分以降、まずは両軍先鋒の巡洋戦艦隊同士が接敵し、ビーティー率いるイギリス巡洋戦艦隊がヒッパー（Franz Ritter von Hipper）中將率いるドイツ巡洋戦艦隊を追撃する。ドイツ側は自軍主力の戦艦隊へのイギリス巡洋戦艦隊の誘引を意図しての後退であった。このとき、臨時にビーティーの指揮下に入っていたエヴァン・トーマス（Hugh Evan-Thomas）少將率いる第5戦艦戦隊の転針が遅れ、その戦闘参加も遅れることになった。イギリス側は追撃戦のなかで、巡洋戦艦インディファティガブルとクイーン・メリーを失う大損害を受ける。

[第2段階] イギリス巡洋戦艦隊は、シェーア（Reinhard Scheer）中將率いる敵主力の戦艦隊と遭遇して反転し、味方主力のジェリコー率いる戦艦隊に誘引すべく後退。ドイツ大海艦隊はイギリス巡洋戦艦隊を追撃する。このときも第5戦艦戦隊は転針が遅れ、ために敵艦隊の激しい攻撃にさらされることになった。

[第3段階] 大艦隊主力の戦艦隊が到着して攻撃を開始し、ドイツ大海艦隊は後退をはかる。イギリスの巡洋戦艦インヴィンシブルが爆沈。

[第4段階] 夜に入り大規模交戦はなくなるが、大艦隊は翌朝の再交戦を期して大海艦隊を追撃する。主に水雷戦隊による夜戦が散発的に生じる

32) ジュトランド海戦の展開については下記を参照。Gordon, *The Rules of the Game*; Arthur Jacob Marder, *From the Dreadnought to Scapa Flow*, vol.3: *Jutland and After, May to December 1916*, 2nd ed. (Oxford: Oxford University Press, 1978) (hereafter cited as *FDSF*).

も、結局、大海艦隊は大艦隊をかわして離脱に成功する。

結局、イギリス海軍は、念願のドイツ主力艦隊撃滅の好機を取り逃がした。この海戦でのイギリス側の損害は巡洋戦艦3隻を含む各種14隻、戦死6,094名など。ドイツ側の損害は巡洋戦艦1隻を含む各種10隻、戦死2,551名であった。

B. ハーパー・レコード作成上の論争点

ハーパー・レコードの作成が難航したのは、ジウトランド海戦の事実認識について、記録編集者のハーパーと軍令部長ビーティーらの見解に差異があり、最終的にそれが解消されなかったためである。ハーパーは、ビーティーの修正要求のすべてには従わず、その強い抵抗によってハーパー・レコードの公表は断念された。1924年に海軍省が公表したジウトランド海戦の公式記録「ジウトランド海戦報告」は、ビーティーが承認したものである。彼が承認した「ジウトランド海戦報告」と、彼の否認したハーパー・レコードの内容の差異も視角として、ハーパー・レコード作成上の論争点をみてみたい。

(1) 巡洋戦艦隊の360度旋回

ビーティーの修正要求において特にハーパーが問題視したのは、ジウトランド海戦中の5月31日午後6時52分ごろに巡洋戦艦隊がなした360度旋回（32 point turn）の問題である。巡洋戦艦隊を直率していたビーティー自身の署名付きのものも含む関係文書資料は360度旋回がなされたことを示しており、さらに彼のもとの海戦に参加した部下たちのなかでもそれを認める者があった³³⁾。しかし、360度旋回をビーティーは頑強に否認し、そ

33) Captain J. E. T. Harper to ACNS, 20 Dec. 1919, and K. Creighton to Captain J. E. T. Harper, 12 Nov. 1919, *BP*, vol.2, pp.433-437 and p.431; Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, p.472.

この件についてのみ、ハーパーはジウトランド海戦で巡洋戦艦隊にあったブロックとチャトフィールドからの口証を得る許可を求めたが、許されなかった。Ibid., vol.2, p.465.

の記録の修正を求めたのである³⁴⁾。

当初、ハーパー・レコードでは、「右舷への逐次回頭をおこなって一周回した (a turn was made in succession to starboard through a complete circle)」との記述がなされていたが、それは削除されて、「ライオンのジャイロコンパスの故障により、海軍省の有する資料は矛盾しており、およそこの時間の巡洋戦艦隊の正確な航路図は確認しがたい」との記述が挿入された³⁵⁾。付録図にも、午後6時53分から7時2分にかけて逆S字のかたちをつくって航行する巡洋戦艦ライオンの航路図が描かれ、「午後6時50分から7時10分の間のイギリス巡洋戦艦隊の正確な航路について、海軍省の記録資料は矛盾している」との註が付されている³⁶⁾。一方、「ジユトランド海戦報告」では、午後6時54分以降に巡洋戦艦隊が南西微南へと転進したと記され、図28「午後6時56分のおよその位置」では半円形に近いかたちの針路変更が示されている³⁷⁾。

ビーティーは、ハーパーに対し、360度旋回ではなく、右舷180度転針に続く左舷180度転針という逆S字状の航路をとったと主張しているが³⁸⁾、ハーパーはこの見解に強く批判的で、360度旋回が事実だと確信していた³⁹⁾。ビーティーが360度旋回を強く否認した理由は不明だが、それが消極的姿勢を示す行動と思われかねないと考えたのかもしれない⁴⁰⁾。

34) Commander Ralph Seymour to Captain J. E. Harper, 18 Dec. and Minute by Beatty, 22 Dec. 1919, *BP*, vol.2, pp.432 and 437.

35) Official Record, Add MS 49019, p.53. cf. Reproduction of the Record, p.65.
参照の Official Record には頁番号が付されているが、タイプされた元来の番号には斜線が引かれ、修正後の新たな番号が手書きされている。本稿では、修正前のタイプされた頁番号を用いている。

36) Diagram 10: Plan of Action between Main Fleets 6 p.m. to 8 p.m. 31st. May 1916, Add MS 49023; Harper: Minute to ACNS, 20 Feb. 1920, and Harper: Minute to ACNS, 12 Mar. 1920, *BP*, vol.2, pp.438 and 442.

37) *Narrative*, p.54; Diagram 28: Approximate Positions at 6.56 p.m., *Narrative*.

38) Commander Ralph Seymour to Captain J. E. Harper, 18 Dec. and Minute by Beatty, 22 Dec. 1919, *BP*, vol.2, pp.432, 437.

39) Harper, Facts Dealing, *JP*, vol.2, pp.465-466; J. E. T. Harper, *The Truth about Jutland* (London: John Murray, 1927), pp.98-100.

40) Marder, *FDSF*, vol.3, pp.148-150; Roskill, *Earl Beatty*, p.176.

(2) 戦艦隊の貢献

ビーティーはジュトランド海戦における戦艦隊の貢献を過小評価する傾向を有していた。ハーパーによれば、1919年12月18日、ビーティーの修正要求を伝達する際、彼の腹心のシーモア（Ralph Frederick Seymour）中佐は、「できるだけ、我々は戦艦隊が行動していた事実を知らしめたくない」と述べたという⁴¹⁾。

ハーパー・レコードの前文案も、そのような傾向を有しており、それにハーパーは批判的であった。その内容は、段落ごとに簡単に述べると概ね以下のようなものである⁴²⁾。

- 1) 敵巡洋戦艦隊は敵主力の戦艦隊によって増援されていたため、大艦隊主力の戦艦隊が到着するまでの数時間、イギリス巡洋戦艦隊は戦力的に大いに劣勢であった。
- 2) 大艦隊主力の戦艦隊の接近を知ったドイツ大海艦隊は、戦闘を避けて母港への撤退を図った。
- 3) イギリス艦隊の戦没艦隻数はドイツ側より多いが、砲撃命中率はドイツ側にほぼ倍するほど優越していた。
- 4) 6月1日には、敵巡洋戦艦隊は、イギリス巡洋戦艦隊との戦闘の結果、さらなる戦闘に耐えられる状態ではない一方、イギリス艦隊の能力は深刻には損なわれていなかった。
- 5) 英独の損傷艦の修理完了までの日数の比較は、ドイツ艦隊がより深い打撃を受けていたことを示している。
- 6) この海戦の結果、1916年8月の短期間の出撃をのぞき、ドイツ主力艦隊は1918年11月の降伏まで自国海域に封じ込められることになった。

この前文案についてハーパーは大いに批判的で、第1、2、6段落は資

41) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.465. シーモアは、1920年2月に公式記録の前文試案を提示しているが、それは戦艦隊の行動を低く、巡洋戦艦隊の行動を高く評価するものであった。Seymour to Beatty, 20 Feb. 1920, *BP*, vol.2, pp.439-441.

42) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.469.

料的裏付けのない記述、つまり事実ではなく、また第4段落の内容は、「イギリス巡洋戦艦隊との戦闘の結果」ゆえにもたらされたものではない、としている⁴³⁾。この見解はジェリコーの前文批判と同様のものであり、ハーパーとジェリコーの近い関係がここからもうかがえる⁴⁴⁾。

公式記録にある戦艦隊の戦艦ハーキュリーズに関する記述も論争点となった。ピーティーは、ハーキュリーズが午後6時15分に敵砲撃に夾叉（straddled）され、艦上が大いに海水で水浸しになったとの記述を削除するよう主張したのである⁴⁵⁾。そのような細かい記述は無用のものだし、敵資料によればハーキュリーズは敵から見えなかったのに、公式記録に艦名を記すなどおかしいというのである⁴⁶⁾。ハーパーは、この記述は敵艦隊に接近中の戦艦隊が戦闘隊形へと展開するとき敵の射程内にあったことを示す唯一の資料であるとして反論したが⁴⁷⁾、ピーティーは敵艦隊の砲撃を戦艦隊は受けていないと主張した。結局、水浸しになったとする部分の削除に落ちついたが、ジェリコーも、削除部分は一般人に戦闘の様相を伝えるのに有用であるとして削除に反対意見を表しており、ハーパーによれば、そのジェリコーの意見を海相ロングが支持したところ、ピーティーは、「まあ、考えてみれば、戦艦隊の誰かが水をかぶったことを世間が知ってもよいわけだ。それがジウトランド海戦と彼らの関わりのすべてなのだから」と、皮肉な態度をとったという⁴⁸⁾。結局、一度は削除を指示されたものの、このハーキュリーズをめぐる記述は生き残ることになっ

43) Ibid., pp.469-70.

44) Jellicoe to Long, 5 July 1920, *JP*, vol.2, pp.407-410.

ハーパーとジェリコーの間では、手紙など通信の交換があった。Add MS 49028. 1920年当時の交流の程度は不明だが、公式記録修正問題に対しハーパーとジェリコーが同様の立場にあったことがうかがえる。さらにハーパーのもとで公式記録作成作業を補佐したフルウェン少佐がジェリコーと親しい関係にあったことも、ジウトランド海戦公式記録作成問題におけるハーパーとジェリコーの関係を考える上で想起されるべきだろう。

45) Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, pp.470-471.

46) Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record, 15 May 1920, *BP*, vol.2, pp.443-444.

47) Memorandum: Harper to Naval Secretary, for 1st Lord, 27 May 1920, *BP*, vol.2, p.447.

48) Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, p.471.

た⁴⁹⁾。「ジュトランド海戦報告」においては、「2、3の敵斉射が中央部および後方の戦艦戦隊の周囲に降りかかった」との簡潔な叙述がなされるのみであり、その部分には「戦艦アイアン・デューク、ハーキュリーズとリヴェンジである」との註が付されている⁵⁰⁾。

もとよりビーティーは、戦艦隊はせいぜい間欠的に交戦したのみであり、艦隊決戦（general fleet action）をおこなったとは認めていなかった⁵¹⁾。これは公式記録上の表現にも反映されており、ハーパー・レコードでの「艦隊決戦」（General Fleet Action）の章は、「ジュトランド海戦報告」では、「最初の半時間」と「二度目の交戦（Engagement）」という二つの章に分けられている⁵²⁾。内容的にも、ハーパー・レコードの方が戦艦隊の砲撃をより詳細に扱っており、戦艦隊各艦の砲撃開始時間とその標的、そして各敵艦との距離も記されている⁵³⁾。一方、「ジュトランド海戦報告」では、「戦闘隊形への展開後の戦艦隊は、ただ時折（only occasionally）戦闘できただけである」とし、戦艦隊の戦闘については比較的簡潔な記述ですませている⁵⁴⁾。

(3) 艦隊の航路図と相対位置

ジュトランド海戦における巡洋戦艦隊の相対位置や航路図も、ハーパー・レコード作成上の大きな論争点であり、最後まで克服されずに、そ

49) Official Record原稿では、該当部分上に横線が引かれて削除対象とされていたが、復活（stet）になっている。Official Record, Add MS 49019, pp.32-33.

50) *Narrative*, p.44.

51) Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record, 15 May 1920, *BP*, vol.2, pp.443-444.

ビーティーからハーパーへの連絡役を務めていたシーモア中佐が提案したジュトランド海戦公式記録の前文案では、英独主力戦艦隊による艦隊決戦はなかったと記されている。この前文案の実現はなかったが、このことから、ジュトランド海戦において戦艦隊が果たした役割に対するビーティーらの認識は理解できよう。Seymour to Beatty, 20 Feb. 1920, *BP*, vol.2, p.440.

52) General Fleet Action, Official Record, Add MS 49019; chap. VI: 'The first half hour, 6.15 p.m. to 6.40 p.m.' and VII: 'The Second Engagement and Admiral Scheer's turn away', *Narrative*.

53) Official Record, Add MS 49019, pp.32-40.

54) *Narrative*, pp.47-58.

の公表中止へとつながった。ハーパーは、1920年11月に、一部の航路図とそれに対応する本文部分について責任は有さないと公式記録の序文に明記してほしいとまで要求しているが、具体的には、1916年5月31日午後5時から6時までのドイツ巡洋戦艦隊の動きと、同じく午後6時50分から7時50分までのイギリス艦隊の一部の動きについての記述に対する責任を否認している⁵⁵⁾。

ハーパーの考えでは、ビーティーはより敵と近い位置に巡洋戦艦隊を置こうとする傾向を有し⁵⁶⁾、そのような修正要求の受入れが航路図の矛盾につながったのであるが、文書資料に基づいて妥当と思われるハーパー作成の航路図を誤りとして、自説を押し通そうとするのだった⁵⁷⁾。ビーティーの修正要求すべてを受け入れることができないハーパーは、最後まで修正

55) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, pp.479-480. 以下の付図とそれに対応する本文部分である。(ドイツ巡洋戦艦隊の航路図関係) Diagram 2: General Plan of the Day Action, 31st May 1916, Showing Track of Each Squadron Engaged, 8: Battle Cruiser Action, Third Phase, 5.00 p.m. to 6.00 p.m. 31st May 1916, Including Junction with Battle Fleet. (イギリス艦隊の航路図関係) Diagram 2, 10: Plan of Action between Main Fleets, 6.00 p.m. to 8.00 p.m. 31st May 1916, 12: Approximate Position of Ships at 7.15 p.m. 31st May 1916, 13: Approximate Position of Ships at 7.25 p.m. 31st May 1916.

1927年の *Reproduction of the Record* の公表においては、費用のこともあって航路図は複製・公表されていない。本稿では大英図書館所蔵のジェリコー文書第35 (Jellicoe Papers. vol.XXXV. : Add MS 49023) の付図を参照しているが、付表2の名称のみ *Battle of Jutland 31st May 1916* とされて *Reproduction of the Record* のものとは名称に相違がある。

56) たとえばハーパーによれば、ビーティーの修正指示に従うと1916年5月31日午後7時15分当時の巡洋戦艦隊の対敵距離は、資料的に妥当と思われる当初の1万7千ヤードから1万3千4百ヤードに短縮されることになり、これは他の部隊の航路図全体の修正を要するものだった。Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.473.

なおハーパー・レコードでは、午後7時14分時点で、1万5千ヤードの距離で砲撃を再開したとの記述がある。Official Record, p.54, Add MS 49019; Diagram 12: Approximate positions of ships at 7.15 p.m. on 31st May, 1916. Destroyer flotillas are not shown, with exception of German half flotillas attacking, Add MS 49023. 「ジュトランド海戦報告」においても、特に距離の記載はないものの図29をみると、およそ1万5千ヤード強の対敵距離となっている。Diagram 29: Approximate Positions at 7.12 p.m. and Tracks to 7.20 p.m. *Narrative*.

57) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, pp.471-473, 475.

に抵抗をつけ、ハーパー・レコードの公表中止へと至ることになる⁵⁸⁾。

(4) 巡洋戦艦隊の戦闘

ハーパー・レコードでは、巡洋戦艦隊の戦闘を扱った部分に、司令長官ジェリコーの報告文の一部を引用している。「巡洋戦艦隊の戦闘の困惑させる特徴は、ドイツ巡洋戦艦5隻が、最初の20分の後には遠距離ではあるもののクイーン・エリザベス級戦艦4隻の砲撃支援を得ていた同種のイギリス艦6隻と交戦して、さらにクイーン・メリーとインディファティガブルを撃沈した事実である。敵がのちに大打撃をこうむり、その一艦のリュッツオウが破壊されたことは真実だが、しかし、そうであっても、結果は不快 (unpalatable) というより他ないものである」⁵⁹⁾。この後にイギリス巡洋戦艦の損失の要因とドイツ巡洋戦艦隊の砲撃精度の高さが述べられる部分が続くが、以上の部分はすべて削除指示が出されている。ビーティーにとり、巡洋戦艦隊の行動を批判する趣があると感じられての指示であったのだろう。この部分が後に復活することはなかった。ハーパーもこの部分が批評的であると感じ、削除やむなしと考えたのかもしれない⁶⁰⁾。

C. ジュトランド論争における問題点とハーパー・レコード

以下においては、ジュトランド論争における主要な論争点がハーパー・レコードにおいてどのように扱われているかについて確認してみたい。

58) 1916年5月31日午後7時15分当時の巡洋戦艦隊の相対位置をめぐる議論に関し、ハーパーは、それを検討する独立委員会が設置され、そこでの検討のなかで、利用可能な文書資料にかんがみて彼の作成した航路図が誤りであるとされるのなら、休職 (half-pay: 半給あつかい) する覚悟があるとまで述べている。Ibid., p.471.

59) Official Record, p.20, Add MS 49019. このジェリコーの報告文全体は下記を参照。Battle of Jutland, 30th May to 1st June, 1916. Official dispatches with appendices, HMSO, 1920, p.125.

60) Roskill, *Earl Beatty*, pp.326, 328.

(1) 「南方への追撃」段階における第5戦艦戦隊の回頭の遅れ

ジウトランド海戦の第1段階である「南方への追撃」において、巡洋戦艦隊は巡洋戦艦2隻を失う大損害を被り、大いに苦戦した。これは巡洋戦艦隊と、それへ臨時に付属していたエヴァン・トーマス少将指揮する第5戦艦戦隊との間に距離があって有効な連携ができなかったこと、つまりは戦力集中の失敗が大きな要因であった。具体的には、英独両軍が31日午後2時20分頃に接触後、ピーティーが発した転針命令がうまく第5戦艦戦隊に伝達されず、巡洋戦艦隊に第5戦艦戦隊が遅れをとったためであった。

これをハーパー・レコードでは、午後2時32分に巡洋戦艦隊が南南東(方位角144度)へ転針したのに遅れて2時40分に第5戦艦戦隊が同じく転針したため、両者間の距離は広がり、「巡洋戦艦隊は第5戦艦戦隊のかなり前で転針し、しばらくその視界外となった」、と述べられている⁶¹⁾。一方、「ジウトランド海戦報告」では、「ライオンが転針した時、バーラムは、おそらくジグザグ運動を再開しようとして、北微西へと左2点転針した。6分後にライオンの転針信号を受けたとき、バーラムは15点南南東へと後方旋回した。この転針が終わったとき、バーラムは9マイル以上ライオンから離れた距離にあった。そして次の一時間に、合流コースを進むことによって、この距離のいくらかを取り返せたが、およそ午後3時50分に戦闘が始まったとき、バーラムはいまだ割り当て位置の相当後方にあった」とされている⁶²⁾。

これらハーパー・レコードと「ジウトランド海戦記録」の記述を比較した場合、どちらも第5戦艦戦隊の遅れの原因を指摘することはない。しかし、上記の「ジウトランド海戦報告」に見える「戦闘が始まったとき、バーラムはいまだ割り当て位置の相当後方にあった」との記述は、第5戦艦戦隊の遅れを強調する響きがあると感じられよう。このような第5戦艦

61) Official Record, Add MS 49019, pp.14, 21; Battle of Jutland May 31st 1916, Battle Cruiser Action First Phase. 2 p.m. to 3.40 p.m. May 31st 1916, Add MS 49023.

62) *Narrative*, p.12. 戦艦バーラムは第5戦艦戦隊の旗艦であった。「ジウトランド海戦報告」の図5では、バーラムの転針時間は午後2時38分とされている。Diagram 5: Galatea & 1st L. C. S. Closing Enemy - 2.30 P.M., *Narrative*.

戦隊に転針の遅れを帰する姿勢には、ジェリコーとエヴァン・トーマスからの批判を招くことになる⁶³⁾。

(2) 「北方への後退」段階における第5戦艦戦隊の回頭の遅れ

ドイツ巡洋戦艦隊を追撃して大海艦隊と遭遇した後、イギリス巡洋戦艦隊は大海艦隊をイギリス大艦隊主力の戦艦隊に誘引しようとして回頭したが、このときにも第5戦艦戦隊は転針が遅れ、ために大海艦隊の追撃のもと危険な状況に陥ることになった。

ハーパー・レコードでは、午後4時38分に敵戦艦隊を確認した巡洋戦艦隊は反転したが、「午後4時53分に、第5戦艦戦隊は逆方向へと過ぎ行き、そして、16点回頭との信号命令が彼らになされた。これは、巡洋戦艦隊と離れるとすぐに実行された」。また、「午後4時50分にライオンは、北方に進みつつ、右舷16点逐次回頭との第5戦艦戦隊への旗旒信号を掲げて、第5戦艦戦隊に接近した。この回頭は、巡洋戦艦隊が過ぎ去った後、午後4時56分になされ、第5戦艦戦隊は巡洋戦艦隊の後に続いて支援するために、さらに少し右舷方向に変針した」とされている⁶⁴⁾。

一方、「ジウトランド海戦報告」では、以下のように述べられている。午後4時33分に敵戦艦発見との第一報が到来し、さらに38分にその詳細な情報を得たイギリス巡洋戦艦隊は、40分に発令された16点右舷回頭の信号命令を実行した。「いまだ南方へ針路をとっていた第5戦艦戦隊は、いまや急速にビーティー提督の巡洋戦艦隊に接近していた。戦闘が開始された時、それはライオンの左舷艦尾方向7海里にあった。……午後4時40分の敵駆逐艦の攻撃時に、エヴァン・トーマス少将は、2点変針との信号命令をなし、それは4時46分頃にはっきり実行された。その時までにはライオンは北方への針路を全速力で戻っていた。ライオンは、16点逐次回頭をなせとの第5戦艦戦隊への旗旒信号を掲げつつ、すぐにバーラムの左舷艦首方

63) 「ジウトランド海戦報告」にまつわるジェリコーとエヴァン・トーマスの反発については下記を参照。拙稿「ジウトランド論争とジェリコー」、19～22頁。「ジウトランド論争とビーティー」、203頁。

64) Official Record, Add MS 49019, pp.16, 22.

向に至った。ライオンはおよそ左手1海里半向こうを4時53分ごろ過ぎさり、その後すぐ第5戦艦戦隊は右舷へと回頭した。……北方への針路にのるにつれて、バーラムもまた、南南東の方角にドイツ戦艦隊を見ることになった。その転針は遅れ、ライオンはいまやその右舷艦首方向およそ3、4海里向こうにあった⁶⁵⁾。ビーティー「中将が転針するよう信号した4時50分から、第5戦艦戦隊が1、2海里の間そのままの針路を維持したことが想起されよう。このことが第5戦艦戦隊を戦艦ケーニツヒとドイツ戦艦隊の先頭部隊の激しい砲撃下におくことになった⁶⁶⁾。

この「北方への後退」段階における記述では、ハーパー・レコードよりも「ジウトランド海戦報告」の方が、より強く第5戦艦戦隊の遅れを批判的にとらえる響きを有すると感じられよう。

(3) 情報伝達の適否

ジウトランド海戦においては、大艦隊司令長官ジェリコーへの適切な情報提供がなされず、それがドイツ大海艦隊撃滅の好機を逸する一因になったとされている。ハーパー・レコードにおいても、暗号取扱いにまつわる、通信士の誤り、あるいは報告送信艦と受信艦の推測航法上の位置情報の避けがたい齟齬から、敵艦隊の相対位置は推測上のものにならざるをえなかったと述べられている⁶⁷⁾。これに対してビーティーは、司令長官ジェリコーへの情報提供が不十分で、情報伝達に多くの誤りがあったと理解されるような記述は事実ではなく、不公平で不当なものだと反論し、それら記述が批評にあたるとして該当部分（Reports on the Progress of the Action）の削除を示唆している⁶⁸⁾。このビーティーの批判に対してハーパーも記述の妥当性を主張して反論しているが、「不運な（unfortunate）」

65) *Narrative*, p.24.

66) *Ibid.*, p.27.

67) *Official Record*, Add MS 49019, p.28.

68) *Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record*, 15 May 1920, *BP*, vol.2, p.443.

ビーティーが削除を示唆している部分は、以前にも彼が変更指示をしたものの、海相ロングの介入によって復活した部分だった。Memorandum: Harper to Naval Secretary, for 1st Lord, 27 May 1920, *BP*, vol.2, p.445.

という語の使用が問題とされるなど、ビーティーがこの問題に神経質だったことがうかがえる⁶⁹⁾。

「ジュトランド海戦報告」においても、いろいろな情報伝達にまつわる困難や障害は述べられており、ハーパー・レコードにおける認識の程度との比較は難しいが、なんらかの艦艇や部署などに原因を帰するような表現は見られず、軍令部長ビーティーの許容できる表現であることは間違いないだろう⁷⁰⁾。この「ジュトランド海戦報告」における情報面の説明は、少なくとも司令長官だったジェリコーにとって十分かつ正確なものとは思われず、彼からの批判を招いている⁷¹⁾。

(4) 戦艦隊の左翼先行展開の適否

ジュトランド海戦での大艦隊司令長官ジェリコーの指揮のうち、特に問題になったのが大海艦隊と接敵前に大艦隊主力の戦艦隊が採用した左翼先行のかたちの戦闘隊形への移行である。戦艦4隻から成る縦隊が横に6列並ぶかたちの航行隊形から単縦陣の戦闘隊形に移行するにあたり、右手に位置する敵艦隊に対し、最左翼の戦艦を先頭として、敵艦隊から距離を置く時計回りのかたちで展開したのである。これに対し、反時計回りでの、右翼を先行させるかたちで展開すれば、より敵艦隊と接近することができ、より早く、より長く戦闘ができるという利点があったのだが、敵と近いがゆえに展開途中の不利な状態で敵艦隊と交戦せねばならない危険があったため、ジェリコーは左翼先行展開を採用したのだ⁷²⁾。しかし、この選択は、大戦後のジュトランド論争において、大きな論争点となる。

ハーパー・レコードにおいて、この左翼先行展開については、それに至るジェリコーの考えが報告文引用のかたちで添えられて、展開の推移が時

69) Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record, 15 May and Memorandum: Harper to Naval Secretary, for 1st Lord, 27 May 1920, *BP*, vol.2, pp.443, 445-446. 記録文中での実際の語形は、unfortunatelyである。

70) e.g. *Narrative*, pp.32-33. cf. Official Record, Add MS 49019, p.28.

71) *Narrative*, pp.108-11.

72) 戦艦隊の展開の問題については、拙稿「ジュトランド論争とジェリコー」、9～13頁参照。

系列的に述べられている⁷³⁾。「ジュトランド海戦報告」では、展開直前の状況とジェリコーの選択について説明が付されている⁷⁴⁾。単純に文面からは、どちらとも左翼先行展開について批判的であるとは感じられない。

(5) 魚雷退避の適否

ジェリコーの指揮においてももう一つ大きな論争点となったのが、敵艦隊を追撃するなかで、午後7時20分台に敵の雷撃に対し、2回にわたって敵から遠ざかるかたちでの変針（turn away）をなしたことである。ジュトランド論争の中で、この慎重な艦隊運動が敵との交戦の機会を逸することにつながったとの批判が生じた⁷⁵⁾。

ハーバー・レコードは、時系列的に事実を述べているが、この魚雷退避に関して、その有効性を述べる第4戦艦戦隊の戦艦隊司令官の報告文と、それが既定の戦術であるとするジェリコーの報告文を引用している⁷⁶⁾。また、後者の報告文では、水雷兵器の影響下に撤退する敵艦隊に決戦を強要して撃滅することの困難も述べられており、評価する文言はないにしても、ジェリコーの指揮への理解を感じとれるものであるといえよう⁷⁷⁾。ただし、復活はしたものの、一時、第4戦艦戦隊司令官の報告文引用部分は削除が指示されており、これは魚雷退避について弁護する必要はないとの判断が背景にあったのかもしれない。

「ジュトランド海戦報告」においては、敵雷撃時の様相を記述しつつ

73) Official Record, Add MS 49019, pp.31-33.

74) *Narrative*, pp.42-43.

75) 魚雷退避の問題については、拙稿「ジュトランド論争とジェリコー」、13～15頁参照。

76) Official Record, Add MS 49019, pp.40-41.

前者は第4戦艦戦隊第3戦艦隊司令官のダフ（Alexander Ludovic Duff）少将による1916年6月4日付の報告書からの抜粋である。Rear Admiral's Report, the 4th Battle Squadron, 4 June 1916, Battle of Jutland, 30th May to 1st June, 1916. Official dispatches with appendices, HMSO, 1920, p.125. しかし、ダフはジュトランド海戦で艦隊全体が魚雷退避したことに批判的であった。Marder, *FDSF*, vol.3, p.133.

77) ハーバーは後の著作『ジュトランド海戦の真実（The Truth about Jutland）』において、水雷兵器の危険性を強く述べ、ジェリコーの魚雷退避を支持している。Harper, *The Truth about Jutland*, pp.172-177.

も、2度の魚雷退避について解釈することはない⁷⁸⁾。しかし、その雷撃にまつわる展開を叙述するにあたり、ドイツ水雷戦隊が実質的に打撃を与えられなかったとしつつも、「この会敵において決定的役割を演じた」とも記している⁷⁹⁾。この叙述をもってジェリコーの退避を問題視している姿勢の表れとみるのは敏感にすぎるだろうか。

3. ハーパーとジウトランド論争

第一次世界大戦最大の海戦であるジウトランド海戦は、大海艦隊撃滅という決定的勝利をもたらしうる好機であった。しかし、大海艦隊撃滅はならず、その結果にイギリス社会は落胆した。それゆえにこそ、そのジウトランド海戦の公式記録であるハーパー・レコードには議会や社会の注目が集まり、その公表の遅延と中止はジウトランド海戦記録にまつわる疑惑の存在を社会に感じさせて、さらなる論争をもたらす背景をつくりだした⁸⁰⁾。ハーパー・レコードはジウトランド論争の激化に大きく影響したのである。

ジウトランド海戦公式記録作成作業の難航と公表中止のあと、軍令部長ビーティーのもとで海軍省は、ハーパー・レコードにかわる公式記録の作成作業をおこなって1924年の「ジウトランド海戦報告」の公表に至ることになるが、それはジェリコーの批判を招き、ジウトランド論争を終息させることはなかった。「ジウトランド海戦報告」以後も、ベーコン（Reginald Hugh Spencer Bacon）やチャーチル（Winston Leonard Spencer-Churchill）などがジウトランド海戦を論じて、ジウトランド論争の激化をもたらした⁸¹⁾。ジウトランド海戦での大損害を思えば、ハーパーが述べるごとく、ハーパー・レコードが公表されていたなら以後のジウトランド論争は生じ

78) *Narrative*, pp.57-59.

79) *Ibid.*, p.57.

80) Daily Mail Leading Article 'The Jutland Hush-Up,' 28 Oct. 1920, *BP*, vol.2, pp.452-453.

81) Reginald Hugh Spencer Bacon, *The Jutland Scandal*, rev. ed. (1925; London: Hutchinson, 1933); Winston Leonard Spencer-Churchill, *The World Crisis*, vol.3, pt.1 (London: Butterworth, 1927).

なかった、とまではいえないだろう⁸²⁾。しかし、海軍省が公式記録作成問題をめぐりジウトランド論争の発生源となることもなく、その問題へのビーティーとジェリコーの介入もなく、史実ほど激しいジウトランド論争の展開はみられなかったと思われる。

ハーパー・レコードの公表の遅延と中止はビーティーの介入が主要因であるが、彼の圧力に屈せずに頑強に修正要求に抵抗したハーパー自身の影響も大きいと判じられよう。ハーパーがビーティーの要求をそのまま受け入れて修正をおこなっていれば、その修正版が1920年に海軍省公式記録として公表されていた可能性は大きいであろう。のちに海軍省公式記録として「ジウトランド海戦報告」が公表できたのであるから、ビーティーの納得できる内容の公式記録作成が不可能であったとは思えない。ビーティーの意に沿う内容となった公式記録は、「ジウトランド海戦報告」の場合と同じくジェリコーの反発を喚起したであろうし、ジウトランド論争を終わらせたわけではないだろうが、少なくとも海軍省の公式記録作成作業を終わらせ、海軍省とジウトランド論争との関わりを打ち切ったとは思われる。

ハーパーにかけられたビーティーの修正圧力は非常に大きなものであり、ハーパーは一時期、精神衰弱に陥ったといわれる⁸³⁾。それでもハーパーはビーティーに迎合する安楽な選択をなさず、先述の巡洋戦艦隊の航路図変更を求める圧力に抗したときのように、まさに職を賭してまで抵抗した⁸⁴⁾。彼をそこまで強い抵抗に導いたものは、公式記録作成者として社会に名を公表されていることから、公式記録に誤りがあれば、その責任を自らが負わねばならないという認識であった。それを自覚すればこそ、彼は事実と反すると思われる修正要求に対して強く反対し、従わねばならないとなれば明確な修正命令を、さらには自らの解任まで求め、どうしても公表される場合には自らが作成したものではないとの但書を付すように求めたのである⁸⁵⁾。

82) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, pp.464-465.

83) Lieutenant Cdr O. Frewen to Evan-Thomas, 22 Feb. 1927, *BP*, vol.2, p.476.

84) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.471.

85) *Ibid.*, pp.465-466, 473, 475-476, 479-480.

公式記録作成作業が難航するなか、ハーパーはジェリコーが不当に批判されていると感じ、彼に同情していたが、このこともハーパーのビーティーへの抵抗を強めたといえるだろう⁸⁶⁾。このような感情は、ハーパーがニュージーランド出身であったがゆえに、ジェリコーのニュージーランド総督就任によっても強化されたかもしれない⁸⁷⁾。しかし、ハーパーにかぎらず、海相ロングやコーベットが有するジェリコーへの同情や理解を示す姿勢は、自らの修正要求に反対する勢力の強さをビーティーに感じさせ、さらに彼をしてハーパーへの修正圧力を強化させることになったのかもしれない⁸⁸⁾。

ジュトランド海戦での巡洋戦艦隊の行動の無謬を信じているといってもよいビーティーにとり、ハーパー・レコードにおいて巡洋戦艦隊の行動に至らぬ点があったと思われる表現があることは許せなかった。彼にとってジュトランド海戦での巡洋戦艦隊は、360度旋回などおこなわず、敵と近い位置にあって勇戦し、司令長官ジェリコーへも適切な通信連絡をおこない、第5戦艦隊の回頭の遅れの責任も有していなかったのであった。またビーティーにとって、ジュトランド海戦における戦艦隊の貢献度の低さも明らかであり、「艦隊決戦」の語句の使用を認めない姿勢にもうかがえるように、彼の認識以上に戦艦隊が海戦へ貢献していたとの評価は誤りなのであった。ハーパー・レコードへの彼の修正指示からは、ビーティーが公式記録の内容に非常に敏感だったことがうかがえる。

ハーパー・レコード作成上の基本的条件は批評を含まないというものであり、ハーパー・レコードは同じ公式記録である後の「ジュトランド海戦報告」の記述と比較しても事実展開を淡々と記した時系列的記録の色合いが明らかで、批評を排するという指示によく従って作成されているようにみえる⁸⁹⁾。しかし、完全に批評的部分を排しているか否かを判断すること

86) Ibid., pp.462, 463.

87) Gordon, *The Rules of the Game*, pp.541-542.

88) Roskill, *Earl Beatty*, pp.327-328, 331-332.

89) 「ジュトランド海戦報告」では、ハーパー・レコードよりも物語的な描写がみられる。たとえば戦艦隊の戦闘参加のころの巡洋戦艦隊の描写は、「巡洋戦艦隊は、速度と力のとてつもない光景を呈しつつ、戦いの傷跡も明らかにしていた。ライオン

は難しい。たとえば、情報伝達の適否についての部分のように、ハーパーには批評を排した中立的記述と思われても、ビーティーにとっては巡洋戦艦隊の非をならす気味のある偏った記述に感じられたのである。また、引用資料の選択によっても、ある傾きをもった心証が記録の読者に形成される。ジェリコーの魚雷退避に関しての引用資料がそのような例であろう。巡洋戦艦隊の戦闘に関する司令長官の報告文からの引用部分については、批評的であるとビーティーは感じ、その部分がのちに復活しなかったことから、指摘されたハーパーもそう認めたのではないかと想像される。さらに、艦隊決戦か単なる交戦なのか、報告書中の章題の付け方にも、ジウトランド海戦についての個人の認識のあり様が投影されているといえる。

ビーティーは、ジウトランド海戦についての虚偽を公式記録に押し込もうとしたわけではなく、ハーパーのジウトランド海戦に対する認識のあり様をハーパー・レコードの文面から感じとり、それを偏りと認識して、彼なりに正しいと信じるものへ是正すべく修正指示をおこなったのである。ハーパー・レコードは、戦闘中の不完全な記録を総合して作りだされた、もっとも妥当と思われる海戦像にしかすぎず、誤りは当然にありえた⁹⁰⁾。ビーティーにとっては、たとえ資料に基づいていたとしてもハーパー・レコードの記述が実際に海戦に参加した者たちの事実認識よりも正しいとは思えなかったのである⁹¹⁾。資料に基づいて妥当と考えられるジウトランド海戦像を有するハーパーと、その海戦に実際に参加して、それゆえにこそ真実だと確信するジウトランド海戦像を体得していたビーティーとの間には、ジウトランド海戦に対する認識に大きな差異があったのである。

その差異の代表的なものの一つが、ジェリコー率いる戦艦隊の海戦への貢献についての認識であった。たとえば、戦艦ハーキュリーズが夾叉され

の一砲塔に備わる艦砲はほんやりと非戦闘側を見つめ、その側面にあいた砲弾孔からは長くたなびく煙を吹きだしていた」、というものである。*Narrative*, p.44.

90) Beatty to Shane Leslie, [1922], *BP*, vol.2, p.453.

91) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.475.

たとの記述を、ハーパーはジュトランド海戦の描写に必要と考えたのに対し、ビーティーは無用かつ事実を歪めるものと考えた。そして、戦艦隊の交戦をハーパーは艦隊決戦（general fleet action）と表現したのに対し、ビーティーは、「ジュトランド海戦報告」での章題に見られるごとく、せいぜい断続的な交戦（engagement）だったと認識し、艦隊決戦があったというすでに「粉碎された幻想（shattered illusion）」を公式記録が示してはならないと感じていた⁹²⁾。彼がハーパー・レコードにある戦艦隊の砲撃開始時刻、標的、対敵距離の一覧を無用と主張するのも、彼にとって戦艦隊の役割を詳述することは無益かつ不要であるからであった。その姿勢はジュトランド海戦への異なった認識を有するハーパーと、そしてジェリコーとの衝突をまねいた。

ビーティーの望む公式記録の修正と前文案についてジェリコーは、戦艦隊が海戦で役立たずであったとの印象を与えるものであると反対しており⁹³⁾、それはハーパーも同意見であった。ハーパーは、正確かつ素早い砲撃で敵艦隊を速やかに混乱状態に陥れ、大打撃を与えたのは戦艦隊であり、巡洋戦艦隊はジェリコーに適切な情報提供をなさず、巡洋戦艦隊同士の戦闘でもほとんど敵に打撃を与えられなかったと考えていた⁹⁴⁾。このことは、「論評もしくは批判はまったく禁じられ、なにも公式記録には挿し込まれなかったが、事実そのままの公表が注意深い学徒に明らかにしたであろう」ことだった⁹⁵⁾。つまりは、たとえ直接的論評がなかったとしても、戦艦隊と巡洋戦艦隊の果たした役割についての真実、つまりはハーパーの認識は、ハーパー・レコードの文面からうかがうことができるということになろう。そうであるならば、異なるジュトランド海戦像を有していたビーティーがハーパー・レコードの内容各所に反発し、元巡洋戦艦隊幹部でいまや海軍省首脳となっていたブロックやチャトフィールドも前述のごとくハーパー・レコードにイギリス勝利の雰囲気欠けているとして

92) Notes by 1st Sea Lord on the Harper Record, 15 May 1920, *BP*, vol.2, pp.443-444.

93) Jellicoe to Long, 5 July 1920, *JP*, vol.2, pp.406-410.

94) Harper, *Facts Dealing*, *JP*, vol.2, pp.470, 474.

95) *Ibid.*, p.474.

批判的であったことも理解できよう。

ジュトランド海戦に対する認識自体が異なるハーパーとビーティーとの間に、その海戦の公式記録案をめぐる対立が生じたのは自然なことであったといえよう。そしてハーパーが上官たる軍令部長に対して強く抵抗をつづける信念を有していたことで、ハーパー・レコードの速やかな公表は不可能となったのである。

おわりに

ハーパーは公式記録の作成者として、その誤りの責任を負わされることを深く懸念した。そしてビーティーは、ジュトランド海戦公式記録に記録される立場から、不当に記録されることを懸念した。ハーパー・レコードの作成過程には、歴史を記録する者と記録される者の対立がみられたといえよう。

ハーパーは1921年11月に海軍省を離れたのち、1922年から1924年まで戦艦レゾリュションの艦長を務め、1924年には少将へと昇進した。しかし、海軍工廠での任務につくことにもなう現役延長の見込みがあったものの、結局はそれがかなわずに、1927年に退役することになった⁹⁶⁾。その背後にビーティーの意思が働いているとハーパーは感じており、それが彼にビーティーに対する反発をさらに強めさせたであろうことは想像に難くない⁹⁷⁾。

退役後、ハーパーは『ジュトランド海戦の真実』を出版し、ビーティーへの批判とジェリコーの弁護を展開した。これと時を同じくして1927年に、海軍省はハーパー・レコードを公表する。それに付された海軍省の解説文には、先述のごとく、「そこになんらかの秘密や人騒がせな証拠もし

96) 退役後であるが、1929年にハーパーは中将に昇進している。

97) Harper, *Facts Dealing, JP*, vol.2, p.483.

ハーパーの海軍工廠への任命を阻止したのは、第三海軍卿兼監督官（Third Sea Lord and Controller of the Navy）だったチャトフィールドであった。Roskill, *Earl Beatty*, p.325.

くは批判があるという憶測を一掃する」ことも公表の目的の一つであると記されていた⁹⁸⁾。

この文章からもわかるように、ハーパー・レコードは公表を見送られたことで、その内容以上にジュトランド論争の激化を促した。隠されたことで、なおさらの影響力を発揮しようとは、ビーティーもハーパーも想像しなかったにちがいない。

98) *Reproduction of the Record*, p.iii.

会員業績

(2015年10月～2016年9月)

大塚和義

- 講 義 「日本の博物館の歴史」「日本の博物館法」国立民族学博物館 博物館学集中コース、2015年10月7日、開催場所：国立民族学博物館
- 講 演 「アオトラ石の資源としての活用と歴史遺産としての保全」『シリムカ文化大学特別シンポジウム 〈AOTORA = アオトラ石の不思議－そのⅡ〉』、2015年12月19日、主催：平取町、開催場所：平取町二風谷沙流川歴史館レクチャーホール
- そ の 他 「夷酋列像の謎を追う」(話し手 大塚和義、聞き手 佐々木史郎・日高伸吾)『月刊みんぱく』第40巻2号、2016年2月1日、国立民族学博物館、pp.2-6
- そ の 他 「オロッコ・ギリヤークの生活」『DVDブック 甦る民俗映像－渋沢敬三と宮本馨太郎が撮った1930年代の日本・アジア』2016年3月30日、岩波書店、pp.428-423
- そ の 他 「アイヌ肖像画の謎を解く」(話し手 大塚和義、聞き手 松村文衛)『アットホームタイム』No.413、2016年5月、pp.8-10

小林 泉

- 論 文 (単著) 「変容する島嶼諸国と国際関係」、『アジア研ワールド・トレンド』2月号、P.1、アジア経済研究所、2016年2月
- 学会発表 Keynote speech “Substructure of Japanese culture and the Pacific countries”, *The 3rd Asia-Pacific Ocean & Culture Conference at Soul*, Korea Maritime Institute、2015年11月5日
- 評 論 (単著) 「太平洋地域主義の行方」、『バシフィックウェイ』No.147、pp.2-3、太平洋協会、2016年2月
- 評 論 (単著) 「太平洋島嶼における女性の地位」、『バシフィックウェイ』No.148、pp.2-3、太平洋協会、2016年8月
- 講 演 「島嶼の観光開発と文化の重要性」、奄美大島商工会議所、2016年1月
- 講 義 「フィジー共和国への援助」、国際協力機構・国際協力研究所、2015年10月
- 講 義 「バプアニューギニアの政治と経済」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年2月
- 講 義 「ミクロネシア連邦の社会事情」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年2月

- 講 義 「フィジー共和国の政治動向」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年5月
- 講 義 「フィジー共和国の経済動向」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年6月
- 講 義 「フィジー共和国への援助協力」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年9月
- 講 義 「パプアニューギニア社会の現状」、国際協力機構・国際協力研究所、2016年9月

根 無 喜 一

- 講 座 「歴史を見る目」、生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第6回）「ヨーロッパを基軸にして見た歴史」、於大阪学院大学、2016年2月20日
- 講 演 「リヴィジヨニスト国家中国の海洋進出」、岸和田ロータリークラブ主催、於：岸和田市沼町天神社会議場、2016年9月15日

広 野 好 彦

- 講 座 「ロシアと日本ーニコライ2世を中心に」、生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座（第6回）「ヨーロッパを基軸にして見た歴史」、於大阪学院大学、2016年3月12日

松 本 芳 明

- 著 書（共著）『21世紀スポーツ大事典』（大修館書店）、平成27年1月、1343頁、担当部分：「自然の一部としての身体」（293-294頁）、「自然と交流する身体」（294-297頁）、「自他融合の身体」（297-299頁）
- 著 書（共著）『スポーツ学の射程』（黎明書房）、平成27年9月、198頁、担当部分：「スポーツにおける判定を考えるー審判の現状と問題性」（8-17頁）
- 論 文（単著）「体操競技の現状と問題性」、『神戸市外国語大学外国学研究』、第91号、53-64頁、平成27年12月
- シンポジウム 『稲垣正浩先生追悼シンポジウム：「生存」と向き合うスポーツ学』、シンポジスト：「「スポーツ学」を考える」、21世紀スポーツ文化研究会主催、平成28年7月2日、青山学院大学

三 上 敦 史

- 講 演 「最近のアジア経済の動き」、柏原市民講座、於：柏原フローラル

センター、2016年2月19日
講演 「インド高度経済成長の行方」、NHK名古屋カルチャーセンター、
於：名古屋NHKセンター、2016年5月11日

山口 悟

講座 「イギリス史と日本」、生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座
(第6回)「ヨーロッパを基軸にして見た歴史」、於大阪学院大学、
2016年2月27日

和中 幹雄

著書 (共著) 『情報資源組織演習 新訂版』日本図書館協会、2016年3
月、278p (担当：pp.1-15, pp.150-274)

著書 (共著) 『情報環境の変化に適切に対応する書誌コントロールの在
り方に関する研究：科研費研究成果報告書 (和中幹雄)』、2016年
3月、251p

学会発表 (単独研究) 日本図書館研究会情報組織化研究グループ、2016年7
月月例研究会、2016年7月30日、於大阪学院大学

大阪学院大学国際学学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学国際学学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、国際学すなわち政治、経済および文化の国際的視野における研究を通じて、日本の進展と世界との交流に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「大阪学院大学国際学論集」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で、本会の趣旨に賛同する者
 2. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の事業に参加し、本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選を妨げない。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 庶務委員 2名
 4. 編集委員 4名
- 第8条 会長、副会長ならびに委員は会員の選出とし、総長がこれを委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。
- 第11条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。
- 第12条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第13条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。本連合に関する規程は別に定める。
- 第14条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認を得るものとする。

附 則

1. この会則は、平成2年10月1日から施行する。
2. この会則は、平成5年4月1日に改正し、施行する。
3. この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
4. この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
5. この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。

以上

CONSTITUTION OF THE
INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION OF
OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

- Article I. The name of this association shall be the International Studies Association of Osaka Gakuin University, hereinafter referred to as ISA.
- Article II. The office of ISA shall be located in the library of Osaka Gakuin University.
- Article III. The purpose of ISA is to contribute to the development of Japan and its relations with the world, through research in international studies, that is, research in politics, economics, and culture from an international perspective, in accordance with the founding principles of this university.
- Article IV. ISA shall conduct the following activities:
1. Publish a journal, *International Studies: the Journal of the International Studies Association of Osaka Gakuin University*.
 2. Hold study meetings, lectures and forums.
 3. Other activities necessary to fulfill the objectives of the organization.
- Article V. Membership in ISA is open to:
1. Full-time faculty members of Osaka Gakuin University and Osaka Gakuin University Junior College who support the objectives of ISA.
 2. Any other person who supports the objectives of ISA and is approved by the Executive Committee.
- Article VI. Members are eligible to participate in ISA activities and receive the journal and other ISA publications.
- Article VII. The officers of ISA shall be a President, a Vice President, two executive secretaries, and four editorial staff. The term of office shall be two years, and reelection to office shall be permitted.
- Article VIII. The officers shall be elected by and from the membership of ISA, and commissioned by the Chancellor of the university.
- Article IX. The President shall represent ISA and supervise its affairs. The Vice President shall assist the President. The officers shall form an Executive Committee to administer the association and plan its activities.
- Article X. The President shall summon and preside over meetings of the Executive Committee.
- Article XI. The general assembly of ISA shall be held once every academic year. The President may also call special meetings when necessary.
- Article XII. The expenses of ISA shall be met by grants from Osaka Gakuin University, donations, and other income.
- Article XIII. Liaison with other academic societies shall be maintained through the *Federation of Academic Societies of Osaka Gakuin University (Osaka Gakuin Daigaku Gakkai Rengō)*.
- Article XIV. The fiscal year shall begin on April 1 of each year, and end on March 31 of the following year.
- Article XV. This constitution may be amended by motion at a general assembly, to be approved by the Chancellor.

大阪学院大学国際学論集投稿規程

1. 投稿論文（翻訳を含む）は国際学に関するもので未発表のものであること。
2. 投稿資格者は、原則として本学国際学学会の会員に限る。ただし、次の場合は会員でない者も役員会の議を経て掲載することがある。
 - (1) 本会会員と共同執筆の者
 - (2) 本会会員の推薦がある者
 - (3) 本学大学院博士課程の院生で、指導教員の推薦がある者
3. 原稿用紙は本学の200字詰用紙を原則として横書きにし、枚数は原則として80枚を限度とする。また、ワードプロセッサ等による原稿の取扱も字数においてこれに準ずる。

欧文の場合は原則としてタイプ用紙に30行で30枚とする。
4. 原稿は、
 - ア. 論説
 - イ. 研究ノート
 - ウ. 資料
 - エ. 書評に区分して投稿し、いずれにも必ずレジюме（英語、独語、仏語のどれかに依るもの）を付けることとする。但し、外国語で書かれた論説・研究ノートの場合は、日本語のレジюмеも可とする。
5. 論説および研究ノートについて査読を行い、掲載の可否については編集委員会が決定する。なお、出版時には原稿受理および掲載決定の日付を明記する。
6. 発行は原則として、前期と後期の2回とし、6月、12月とする。年間ページ数は450ページ以内とする。
7. 抜刷は40部を無料進呈し、それを超えて希望する場合は編集委員会で超過分の額を決める。
8. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

なお、出版権、頒布権については大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
9. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

大阪学院大学国際学論集執筆要領

1. 原稿は最終稿とし、校正の段階でページ替えとなる加筆や削除をしない。
2. 邦文原稿の挿入欧文は、ワードプロセッサ等に依るか、明瞭な活字体で書くかする。
3. できるだけ現代かなづかいと常用漢字を用いる。
4. 印刷字体やその他印刷上のスタイルについては、編集委員に一任する。
5. 脚注はまとめて本文の末尾に置く。
インデックス番号は上つきとして片括弧〔例・・・4〕を用い、通しナンバーとする。
6. 図や表の必要の場合は別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中の挿入箇所を指示する。説明文は別紙にまとめる。
7. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼りつけて、希望の縮尺を記入すること。
8. 執筆者校正は3校までとし、何校目かを朱筆する。3校以前で校了してもよく、その場合は責了と朱筆する。
9. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。
 - ア. 校正の際、内容に大きな変更を来たさないものの、やむをえず組み換えがなされたとき
 - イ. 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわったとき
10. 原稿の提出期限は原則として3月末と9月末とする。
11. 原稿の提出先は編集委員宛とする。
12. 原稿提出票を必ず添付する。原稿用紙と提出票は図書館事務室に申し出て受け取る。

以上

平成28年度 大阪学院大学国際学学会会員

伊田行秀	井上專	大塚和義
S.ギャニール	黒田泰司	小林泉
佐古丞	島岡宏	N.M. シャクルトン
白井元康	瀬岡誠	瀬川真平
藤田恵美子	三上敦史	安田一之
吉田正岳	和中幹雄	(50音順)

大阪学院大学国際学学会役員

会長 根無喜一	編集委員 尾崎庸介
副会長 広野好彦	近松明彦
庶務委員 中則夫	三輪信哉
松本芳明	山口悟

執筆者紹介(掲載順)

根無喜一(国際学部教授)
山口悟(商学部准教授)

編集後記

2016年には、驚かされることがたくさんあった。第一に、イギリスが国民投票でEU脱退を決めたことである。EU官僚に対する反発、移民流入に対する反感等がその要因とされる。EUが高く掲げる平和や人権を思うとき、今後のイギリスの対応に注目せざるを得ない。また第二に、米国大統領選挙でアメリカ・ファーストを掲げるドナルド・トランプ氏が当選したことである。アメリカが戦後国際社会に対して果たしてきた、積極的な役割を考えると、我々としても複雑な気持ちを抱かざるをえない。要するに、大国の余裕がなくなり、国際協調よりも自国利益を露骨に優先せざるを得ないということなのであろう。ただ、このような状況で、国際秩序は平和に保たれるのであろうかと疑問に思わざるをえない。本号掲載の2本の力作は、直接的にはこれらの問題を扱っていないのではあるが、これらを考えるヒントを多く含んでいると確信する。

(広野 好彦)

国際学論集

第27巻第1・2号

2016年12月30日 発行

発行兼編集者

大阪学院大学国際学学会

代表 根無 喜一

〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号 phone 06-6381-8434(代)

印刷

大枝印刷株式会社

〒564-0031 大阪府吹田市元町28番7号 phone 06-6381-3395

INTERNATIONAL STUDIES

VOL. 27, NO.1, 2

DECEMBER 2016

Contents

Articles

Paul W. Schroeder's International History: From the Balance of Power to the Shared Hegemony

..... NENASHI KIICHI — 1

The Jutland Controversy and the Harper Record

..... YAMAGUCHI SATORU — 77

Publications and News of the Members 107

**THE INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION
OF
OSAKA GAKUIN UNIVERSITY**